

消費生活センターの運営に関する四国 4 県の比較

ポリシー・ディスカッション・ペーパー

POLICY DISCUSSION PAPER

徳永欽也、金子時佳、木内亮
森陽子、小早川優、浅井直美

2023 年 5 月

消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター

International Consumer Policy Research Center (ICPRC)

Strategic Headquarters for Frontiers of Consumer Policy

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

本ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、全て研究者個人の責任で執筆されており、消費者庁の見解を示すものではありません。
(問合せ先：088-600-0000)

本ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センターの研究者等により行われた研究の成果を取りまとめたものです。学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、消費者行政における政策立案の基礎資料として役立てることを意図して発表しております。なお、全て研究者個人の責任で執筆されており、消費者庁の見解を示すものではありません。

消費生活センターの運営に関する四国4県の比較

徳永欽也²⁾、金子時佳¹⁾、木内亮²⁾、森陽子²⁾、小早川優²⁾、浅井直美²⁾

¹⁾ 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター特任研究員

²⁾ 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター特任研究員(～2023年3月末)

概要

多くの都道府県では主に市町村単位で消費生活センターが運営されているのに対して、香川県では、県内5か所に県が運営する消費生活センターが設置され、県内の消費生活相談を県が主に引き受けているという点で、消費生活相談を都道府県単位に集約した場合のモデルのような体制となっている(この体制を以下「香川モデル」という。)

消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センターでは、この香川モデルについて、四国の他の3県の実態と比較することにより、消費生活センターの集約に関する香川モデルの有効性及び課題を明らかにすることを目的とした調査を行った。調査内容としては、香川県、徳島県、愛媛県、高知県及び、それぞれの県内の全市町村(香川県17市町、徳島県24市町村、愛媛県20市町、高知県34市町村)の消費者行政部局の職員(消費生活センター職員を含む。)を対象としたヒアリングを行った。

ヒアリングの結果、香川県においては、消費生活センターの窓口の設置だけでなく、消費生活相談員の配置方法を工夫することにより県内全域で同レベルの消費生活相談への対応を可能にするなどの様々な措置を講じつつ、県が主体となった消費者行政の展開を行っており、市町における事務負担を県がカバーしているということが分かった。また、四国における他県との比較においても、市町で実施する主な消費者行政に関する業務、特に消費生活相談件数や消費者教育の観点で、県全体でみると県の尽力により同程度の取組状況であった。

一方で、他県が香川モデルを採用したいと考える場合、住民との物理的な距離が遠くなるおそれがあり、各地域の実態に合わせた高齢者等への見守り活動や消費者トラブルの未然防止のための啓発といった消費生活関連の行政サービスを十分に行き届かせる点において課題があると考えられた。この点、徳島県、愛媛県、高知県においては、複数の市町村が連携して消費生活センターを設置又は共同で消費生活相談員を雇用する等の対応により、消費生活相談の広域的な運用が行われており、これらの取組は、消費生活センター非設置の市町村住民であっても比較的身近な消費生活相談員への相談が可能であるという点で、香川モデルと同様の利点があることが分かった。

香川モデルにおけるこのような利点と課題を踏まえると、他の都道府県においては、都道府県が主体となり、都道府県内全ての消費生活相談に対応するよりも、複数の市町村の協働による、広域的な消費生活相談及び消費者政策の実施が有効な体制となってくるのではないかと考えられる。このような体制を取ることは、財政面や消費生活相談員の人材確保といった課題により、市町村単位での消費生活センターの設置が困難となっている地域における消費生活相談に関する課題解決にも資するものと考えられる。

1. 研究の背景と目的

消費生活センターは、1965 年、「兵庫県立神戸生活科学センター」の設置に始まり、その後各地に続々と設置され、1973 年には全都道府県に最低 1 か所は消費生活センターが設置されるに至った。消費生活センターには、消費者に対する支援行政の拠点として、主に消費生活相談、啓発、商品テストなど、現場の第一線業務に取り組むとともに、地方の消費者活動の拠点となることが期待された。(田口,2014、田口,2022)。

また、1968 年に制定された消費者保護基本法では、「地方公共団体の責務」として、「国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済状況に応じた消費者保護施策を策定・実施する」旨が規定され、翌 1969 年の地方自治法改正では、消費者保護が地方公共団体の処理すべき事務として明確に位置付けられた。また、2004 年には、時代にふさわしい消費者政策を構築するために、消費者保護基本法が抜本的に改正され、消費者基本法となった。消費者基本法では、地方公共団体は、消費者・事業者間の苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない旨が努力義務として規定されていた。さらに、2009 年に成立した消費者庁関連 3 法の一つである消費者安全法には、都道府県及び市町村が実施すべき消費生活相談等の事務が明記された。さらに、消費者基本法を一步進め、基礎自治体である市町村は、消費者安全の確保に関し消費者からの苦情相談に応じること、苦情処理のためのあっせんを行うこと等が、また、広域自治体である都道府県は、消費者安全の確保に関し広域的な見地を必要とするものに応じること等が、それぞれ市町村・都道府県が行うべき具体的な「事務」として明記された。その上で、それまで事実上の行政組織であった消費生活センターを法律上に位置付け、その設置を促進することとされた。また、消費生活センターを設置することについて、都道府県は必置義務、市町村は努力義務として規定された。(田口,2014、田口,2022)

これらの法整備等を背景として、市町村における消費生活センターの設置も進んできているところ、消費生活相談に関しては「消費生活相談体制における自治体間格差」、「消費生活相談の質の向上」、「消費生活相談の DX (デジタル・トランスフォーメーション)」の課題が挙げられているほか、予算や人員等の地方消費者行政の基盤面での課題や、啓発・消費者教育・見守りネットワークに関する課題も挙げられている (田口,2022)。

この点、香川県の消費生活相談体制としては、県内 5 か所に県が運営する消費生活センター (以下「県セン」という。) が設置されている一方で、市町村が運営する消費生活センター (以下「市町村セン」という。) は 1 市 (高松市) のみであるという運営方式をとっており、県内の消費生活相談については、市町ではなく、県センが主に引き受けているという点で、他の都道府県とは体制が大きく異なっている (この体制を以下「香川モデル」という。)

一方で、香川モデルの体制を取る場合、消費者と消費生活センターとの距離が、物理的な側面でも、心理的な側面でも離れてしまい、消費者が消費生活相談をし難い状況になるのではないかと、また、消費生活センターの設置主体が市町村ではなく、都道府県となることで、都道府県内又は個別の市町村における啓発業務、消費者教育及び消費者安全確保地域協議会 (以下「見守りネットワーク」という。) といった、消費生活相談以外の消費者行政の取組が消費者へ行き届かなくなってしまうのではないかとといった懸念もある。

そこで、この香川モデルと、従来、消費者庁が推進している市町村が消費生活センターを設置し運営するという体制（この体制を以下「従来型モデル」という。）について、本研究では、消費生活センターを集約していくことに関する香川モデルの有効性及び課題を明らかにすることを目的として実態調査を行う。

なお、本研究における香川モデルとの比較対象は、徳島県、愛媛県及び高知県とする。特に、徳島県は、県内1か所に県セン、12か所に市町村センが設置されており、市町村消費センの広域連携により、県内全域を市町村センがカバーしていることから、市町村における消費生活センターの設置が最も進んでいる県の一つである。しかし、徳島県については、とくしま国際消費者フォーラムやエシカル甲子園などの大規模なイベント等を開催するなど、県における消費者行政予算が他県に比べて多いという特徴があるため、消費生活センターの設置体制の違い以外の要因として、消費者行政全体に大きく影響してしまう可能性がある。そのため、四国内の近隣県である愛媛県及び高知県も対象として調査を行う。

2. 方法

本研究は、各県における消費生活相談の実態及び県内の市町村における消費生活相談の実態について、細かな点も把握する必要があると、また県と市町村の消費生活相談に関する役割分担の自己認識についても把握する必要があると考え、原則として、香川県、徳島県、愛媛県、高知県及び、それぞれの県内の全市町村（香川県17市町、徳島県24市町村、愛媛県20市町、高知県34市町村）の消費者行政部局の職員（消費生活センター職員を含む。）を対象としたヒアリングを行った。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、対面又はオンラインでのヒアリングの実施についての協力が得られない市町村においては、一部、ヒアリングシートへの記入をもって代えるとの対応により、なるべく多くの市町村から情報を得ることとした。

なお、ヒアリングは別添「ヒアリングシート」に基づき実施し、職員数や消費生活相談件数等の各データについての回答内容は令和4年4月1日時点を基準とした。本調査は、消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター独自に調査を行っており、消費者庁が公表している「地方消費者行政の現況調査」の数字とは異なる場合がある。

3. 結果

実施したヒアリングの結果は別添3「市町村向けヒアリングシート（結果一覧）」のとおりにとまとめた。

3-1. 香川県

香川県は四国の東北部に位置し、面積が全国で最も小さい県（1,876.73 km²）である。県庁所在地は高松市で、8市9町の17市町から構成されている。令和4年10月末時点の県内総人口は933,758人。北は瀬戸大橋で岡山県と結ばれており、東および南は徳島県、西は愛媛県に接している。

3-1-1. 組織・人員

香川県内の消費生活センター設置状況については図1のとおり。

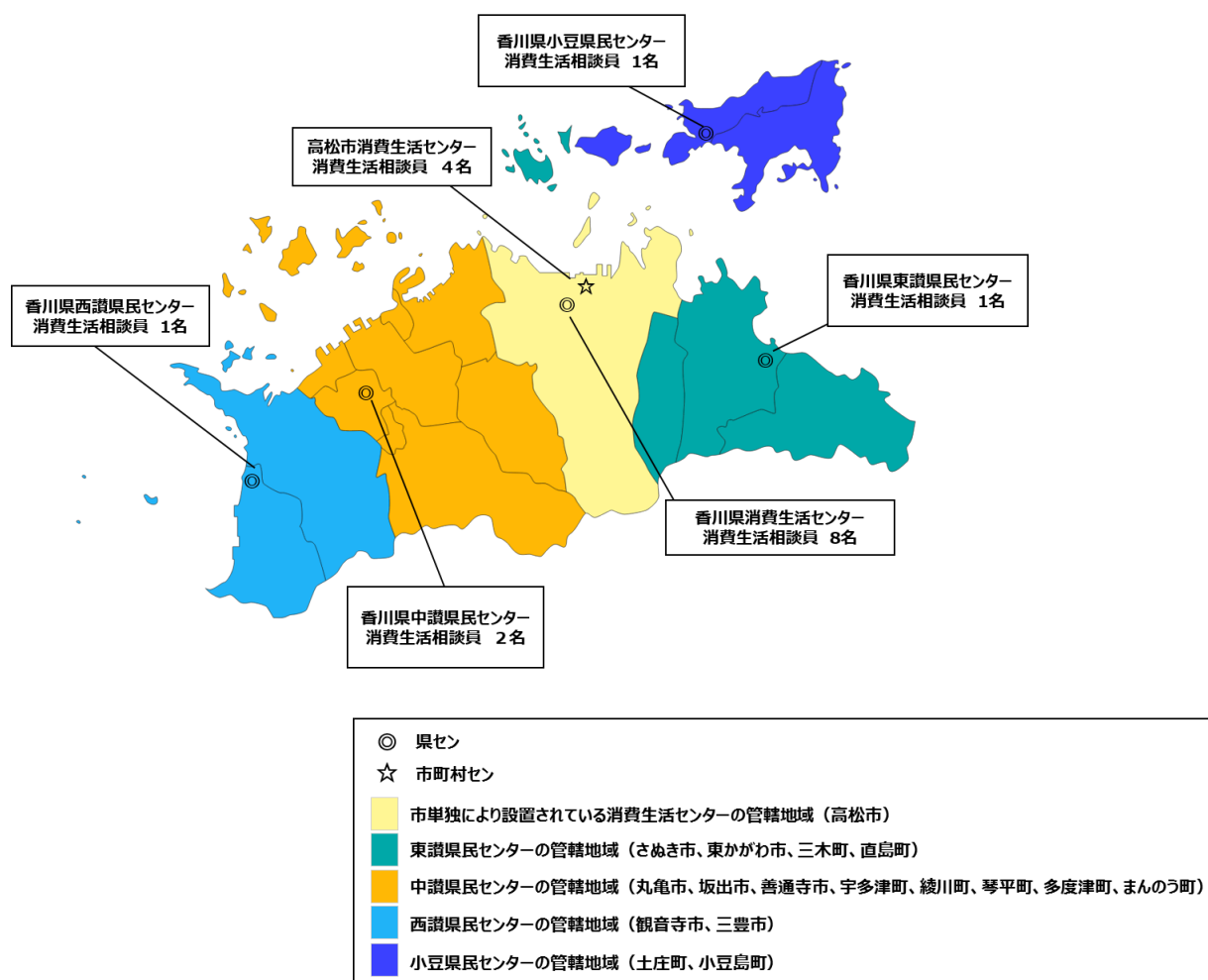


図1：消費生活センター設置状況（香川県）

（１）香川県

香川県の県行政において主に消費者関係業務を担っているのは、危機管理総局くらし安全安心課であり、組織上は、くらし安全安心課の中に香川県消費生活センターがある。くらし安全安心課全体としては、交通安全や消費者行政等を所掌しており、消費者行政は、関係機関との連絡調整や、事業者等への調査・指導を担うグループと、相談や苦情の対応業務、県民向け講座等の啓発、情報提供業務を担う消費生活センターに分かれている。

消費生活センターは、県庁舎内にある消費生活センターのほか、県内の各地区（東讃地域、中讃地域、西讃地域、小豆地域）にある県民センター（総務部知事公室広聴広報課の出先機関）に消費生活相談員を１～２名配置することによって、計５か所に設置されている。

各消費生活センターに配置する消費生活相談員１３名については、個々の消費生活センターでの採用ではなく、一括して雇用しており、資格を取得したばかりの経験年数が短い消費生活相談員等については、県庁舎内にある消費生活センターで経験豊富な消費生活相談員のサポートを受けつつ相談業務に対応することで、経験を積むことができる体制としている。

一方で、各地区の県民センターにある消費生活センターには、経験豊富な消費生活相談員を配置し、県内どこでも一定レベルの消費生活相談業務に対応できる体制としている。

（２）香川県内市町

①消費生活センターの設置、相談対応

県内１７市町のうち、市町において消費生活センターを設置しているのは高松市のみである。高松市以外の市町においては、住民からの相談があれば対応し、状況によっては県センを案内するなどしている。

②消費者行政担当課室の名称

香川県内１７市町の消費者行政担当課の課室名となっている文言に注目したところ、「産業」「商工」という文言が課室名となっている市町が７市町あった。これらの課室においては、中小企業支援が主たる業務である場合が多く、消費者行政を担当する行政職員も中小企業関連の業務を兼任しているケースが多い。同様に「市民」「住民」という文言が消費者行政担当課の課室名となっている市町は３市町あり、国民年金関連の業務や環境保全、各種施設の管理や廃棄物処理関連の業務など、行政職員が消費者行政関連業務以外にも幅広い業務を兼務している傾向が見られた。また「総務」という文言が課室名となっている市町は１市町あり、「総務」を所掌する課においては業務範囲が広く、多岐にわたるため、行政職員が幅広い業務を兼務していた。その他、「観光」「広聴」「まちづくり」といった課が消費者行政を担っている市町もみられた。

③消費者行政担当職員数

香川県内１７市町の消費者行政担当課室において、配置されている消費者行政担当職員（消費生活相談員を除く。）は、全て消費生活相談員資格を持たない行政職員であり、１名配置している市町が１１市町、２名配置は６市町であった。それら全ての行政職員が、消費者行政以外の業務も兼任していた。各行政職員が担っている全業務のうち消費者行政関連業務が占める割合について、担当者の感覚での回答に基づき、実質的に消費者行政に充てられて

いる人員として計算したところ、表1のとおりであった。

なお、県で雇用している消費生活相談員13名と、高松市で雇用している消費生活相談員4名は、共に全て会計年度任用職員としての雇用であった。また、消費生活センターを設置していない県内市町のうち、綾川町が消費生活相談員を1名独自に雇用・配置していた（月1回10時～15時の5時間）。

表1：実質的に消費者行政に充てられている人員（香川県）

実質的に消費者行政に 充てられている人員	市町数 (17市町のうち)
0.00人～0.19人	15
0.20人～0.39人	1
0.40人～0.59人	－
0.60人～0.79人	－
0.80人～0.99人	－
1.00人～1.49人	－
1.50人～1.99人	1
2.00人～	－

【計算方法】

（例1）消費者行政担当職員が1名配置されており、その職員が担っている全業務のうち消費者行政関連業務が占める割合が50%の場合

$$1（人） \times 0.50 = \underline{0.50人}$$

（例2）消費者行政専任の職員が1名と、他業務と兼務する職員1名（消費者行政が占める割合が50%）が配置されている場合

$$1（人） + \left(1（人） \times 0.50 \right) = \underline{1.50人}$$

3-1-2. 消費者行政予算や地方消費者行政強化交付金の活用状況

香川県内における令和4年度当初の狭義の消費者行政予算額¹は、県が59,222千円、市町の合計が15,115千円、合計で74,337千円であった。この金額を市町数（17市町）で除した金額が4,373千円、県内人口10万人当たりの予算額を計算すると7,961千円である。市町における狭義の消費者行政予算額15,115千円のうち、高松市が13,451千円であり、その他の16市町の予算額の平均は104千円であった。

なお、消費者庁から交付される地方消費者行政強化交付金²を市町にて活用しているのは高松市のみであった。

3-1-3. 消費生活相談を除く消費者行政の取組状況

（1）啓発業務

香川県では主に県において、県民への周知啓発に関する資料を作成しており、県センが主催する出前講座等において県民へ直接配布している。

市町における啓発業務のうち、国や県から提供された資料や啓発資材を配布するのみではなく、各消費生活センターや消費者行政担当課室に設置する相談窓口で得た情報を、積極的に啓発資材に反映させるなど、地域の消費者トラブルやその傾向の周知を図っているのは全17市町のうち5市町であった。また、消費者行政専門のパンフレットや冊子、広報誌等を作成している市町は1市町であった。

（2）消費者教育

消費者教育にかかる出前講座について、県内ほぼ全ての出前講座が県主催、または市町からの講師派遣依頼に基づき県から消費生活相談員や外部講師を派遣することにより、合計で毎年200件程度実施している。

市町において、「依頼がなくとも自主的に市町村で出前講座の実施を発案している」という市町が1市町、「依頼があった場合に市町村で対応している」という市町が4市町であり、「講座の実施依頼を受けた際、講座の開催全体を県センなど外部へ依頼するなど、市町村での講座対応実績がない」という市町が12市町であった。

市町実施分の出前講座では、県の消費生活相談員が講師を務めることがほとんどであるなか、観音寺市や土庄町では、市町行政職員が出前講座の講師を務めている。

（3）見守りネットワーク

香川県において、市町独自に見守りネットワークの設置が完了している市町は、全17市町のうち5市町（高松市、東かがわ市、宇多津町、善通寺市、小豆島町）である。これらの見守りネットワークでは、啓発グッズの作成や配布、構成員との意見交換などに取り組んでいる。なお、香川県では県が広域で見守りネットワークの設置に取り組んでおり、設置市町

¹ 「消費者行政本課」及び「消費生活センター」が担当する消費者行政に関する事務に係る予算。

² 地方消費者行政強化交付金とは、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援することを目的としたもの。地方消費者行政強化事業（補助率：2分の1）と地方消費者行政推進事業（補助率：定額）がある。

の人口カバー率は 100%を達成している。

3-1-4. 消費生活相談の状況

(1) 消費生活センターの設置状況

前述のとおり、香川県には県センの窓口が 5 か所あり、市町村センを設置しているのは高松市のみである。県土が狭く、また各市町にて消費生活相談員を確保することが難しいという市町の財政事情などを鑑みて、市町ごとに消費生活センターを設置するよりも、県で相談機能を確保するほうが合理的であるという県の方針により、現状の設置状況となっている。

(2) 消費生活センターにおける相談対応の状況

消費生活センターにおいては、県庁、県民センター、市役所の開庁時間に相談を受け付けており、いずれも消費生活相談員が相談対応をしている。消費生活センター非設置の市町には消費生活相談窓口が設置されており、住民より相談を受け付けた場合、消費者行政担当課室の行政職員や会計年度任用職員が一時的に相談を受け付け、地区の県民センター（県セン）を案内する。県民センターに行くのが困難な高齢者などの場合は、対応方法を県センに聞いて、相談者に伝えるなど柔軟に対応している。

綾川町においては、1 か月に 1 日、消費生活相談員が庁舎に来て相談対応を行っている。当該相談対応日以外に相談があった場合は、消費生活相談員が来所する日を案内するか、急ぎの相談であれば県民センターを案内している。

(3) 消費生活センターにおける相談件数

県セン及び、高松市消費生活センター、消費生活センター非設置市町での近年の相談件数を表 2 に示す。市で消費生活センターが設置されている高松市において、人口 1 万人当たりの相談件数は例年 50 件程度となっている。その他の市町住民からの消費生活相談のほとんどを県センおよび各地区の県民センターで受け付けているため、高松市以外の 16 市町全体における人口 1 万人当たりの相談件数は 10 件未満となっている。人口 1 万人当たりの県内全体での相談件数をみると 80 件程度であった。

高松市の相談員 1 人当たりの年間相談件数は、例年 400 件程度であった。

表 2：消費生活センター等における相談件数（香川県）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県セン受付分合計 (分担率)	5,452 件 (70.0%) (内訳) 電話：4,748 件 対面：655 件 その他：49 件	5,838 件 (73.5%) (内訳) 電話：5,218 件 対面：511 件 その他：109 件	5,064 件 (74.2%) (内訳) 電話：4,499 件 対面：491 件 その他：74 件
高松市消費生活センター	2,279 件	2,044 件	1,719 件
消費生活センター非設置市町合計	63 件	58 件	42 件
市町受付分合計 (分担率)	2,342 件 (30.0%) (内訳) 電話：1,918 件 対面：420 件 その他：4 件	2,102 件 (26.5%) (内訳) 電話：1,755 件 対面：341 件 その他：6 件	1,761 件 (25.8%) (内訳) 電話：1,487 件 対面：270 件 その他：4 件
県内相談合計	7,794 件	7,940 件	6,825 件

※「消費生活センター非設置町（合計）」は高松市以外の市町相談窓口等において受け付けた相談件数の合計。

3-2. 徳島県

徳島県は四国の東側に位置し、東西 107.37 km、南北 79.03 km の大きさである。県庁所在地は徳島市で、8 市 15 町 1 村の 24 市町村から構成されている。令和 4 年 10 月末時点の県内総人口は 703,745 人。兵庫県の淡路島と大鳴門橋で結ばれており、本州から自動車移動する場合の四国の玄関口のような役割を果たしている。

3-2-1. 組織・人員

徳島県内の消費生活センター設置状況については図 2 のとおり。

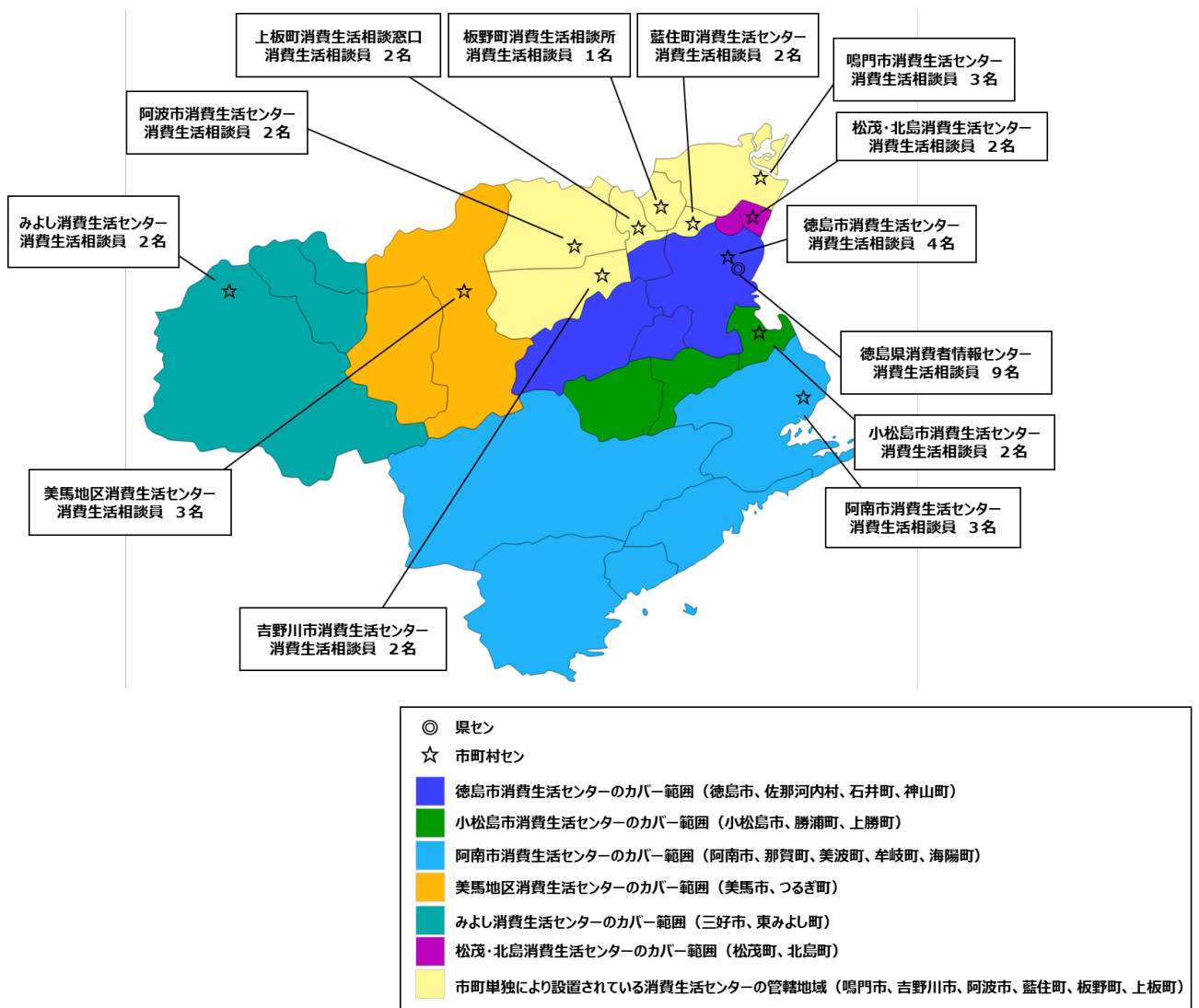


図 2 : 消費生活センター設置状況 (徳島県)

（１）徳島県

徳島県の県行政において主に消費者関係業務を担っているのは、消費者くらし安全局消費者政策課であり、組織上は、消費者政策課の中に徳島県消費者情報センター（県セン）がある。消費者政策課全体としては、消費者行政のほか交通安全やくらし安全等を所掌しており、消費者行政は、施策の企画や調整を行うグループと、消費者教育の推進や倫理的消費の普及などを担うグループに分かれている。

そのうち、相談対応業務については、徳島市内に１か所設置されている県センが担っており、JR 徳島駅近くの商業ビル内にある。県センは、特定非営利活動法人徳島県消費者協会へ委託することにより消費生活相談員を９名配置しているほか、教職員である消費者教育コーディネーターや、弁護士の消費者法務専門員、嘱託職員として警察 0B を配置している。また、相談業務以外にも消費者教育や啓発等の業務も行っている。

（２）徳島県内市町村

①消費生活センターの設置、相談対応

市町村センが県内に１２か所ある。これらの消費生活センターのうち、広域連携等により、中核市として他市町村住民からの相談も受け付けている市町村は徳島市、小松島市、阿南市、美馬市の４市であり、三好市と東みよし町、松茂町と北島町がそれぞれ共同で消費生活センターを設置している。その他、鳴門市、吉野川市、阿波市、藍住町、板野町、上板町の６市町の消費生活センターは、主に当該市町住民からの相談のみを受け付けている。

②消費者行政担当課室の名称

徳島県内 24 市町村の消費者行政担当課の課室名となっている文言に注目したところ、「産業」「商工」という文言が課室名となっている市町村が 9 市町村あった。これらの課室においては、消費者行政以外に、商工業の振興や産業関連、観光業関連業務を所掌しており、消費者行政担当職員もそれらの関連業務を兼務しているケースが多い。次に「市民」「住民」という文言が課室名となっている市町村が 7 市町村あり、市民や住民の生活支援や、戸籍等関連業務、年金関連といった業務と共に消費者行政関連業務を兼務しているケースが多い。「総務」という文言が課室名になっている市町村が 4 市町村であり、職員の給与関係の事務や選挙関連など、多岐にわたる業務を兼任していた。

③消費者行政担当職員

徳島県内 24 市町村の消費者行政担当課室において、消費生活相談員資格を持つ行政職員を配置しているのは阿波市と美馬市の 2 市であった。また、消費生活相談員資格を持たない行政職員の配置状況は、１名のみを配置している市町村が 13 市町村、２名配置が 5 市町村、３名配置が 2 市町村、４名以上配置が 4 市町村であった。

消費者行政以外の業務も兼任している各行政職員が担っている全業務のうち、消費者行政関連業務が占める割合について担当者の感覚に基づき、実質的に消費者行政に充てられている人員として計算したところ、表 3 のとおりであった。

なお、市町村センに配置されている消費生活相談員は、阿波市を除き全て会計年度任用職員であり、阿波市は消費生活センターの運営を社会福祉協議会へ委託し、委託先にて雇用・配置していた。配置している消費生活相談員の人数は、１名のみ配置が 1 市町村、２名が 7

市町村、3 名が 3 市町村、4 名が 1 市町村であった。なお、県センに配置されている消費生活相談員は 9 名である。

表 3：実質的に消費者行政に充てられている人員（徳島県）

実質的に消費者行政に充てられている人員	市町村数 (24 市町村のうち)
0.00 人～0.19 人	5
0.20 人～0.39 人	9
0.40 人～0.59 人	4
0.60 人～0.79 人	2
0.80 人～0.99 人	-
1.00 人～1.49 人	1
1.50 人～1.99 人	2
2.00 人～	1

※計算方法は P. 8 を参照

3-2-2. 消費者行政予算や地方消費者行政強化交付金の活用状況

徳島県内における狭義の消費者行政予算は、県が 322,726 千円、市町村の合計が約 197,759 千円、合計で 520,485 千円であった。この合計金額を市町村数（24 市町村）で除した金額が 21,687 千円、人口 10 万人当たりの予算額は 73,959 千円である。さらに、県及び市町村で確保している消費者行政予算額の合計から、県内人口 10 万人あたりの予算額を算出し比較すると、徳島県は 3 県と比較し、5 倍～9 倍程度多い。市町村における狭義の消費者行政予算額について、消費生活センター設置市町村と非設置市町村の平均を比較すると、消費生活センター設置市町村では、消費生活センターにおける消費生活相談員の給与や施設管理費が含まれているため、非設置市町村の 10 倍以上の金額を確保している。なお、徳島県は、県において「とくしま国際消費者フォーラム」や「エシカル甲子園」といった大規模イベントを開催しているため、香川県や愛媛県、高知県と比較し、県において確保している消費者行政予算額が 5 倍～6 倍程度多い。また、市町村において設置している消費生活センターが他県と比べ多いことや、それに伴って市町村において確保している消費生活相談員の人数が多いといった要因から、市町村において確保している消費者行政予算額を比較すると、徳島県は香川県の 13 倍、愛媛県の 3 倍、高知県の 4 倍の金額を市町村において確保している結果となった。

地方消費者行政強化交付金の活用状況についても、消費生活センター設置市町村及び非設置市町村の平均を比較すると 10 倍以上の差がみられた。

3-2-3. 消費生活相談を除く消費者行政の取組状況

(1) 啓発業務

啓発業務について、徳島県では県と市町村それぞれにおいて予算を確保している。

市町村における啓発業務のうち、国や県から提供された資料や啓発資材を配布するのみではなく、各消費生活センターや消費者行政担当課室に設置する相談窓口で得た情報を、積極的に啓発資材に反映させるなど、地域の消費者トラブルやその傾向の周知を図っているのは全 24 市町村のうち 15 市町村であった。また、消費者行政専門のパンフレットや冊子、広報誌等を作成している市町村は 8 市町村であった。

(2) 消費者教育

消費者教育にかかる出前講座について、県が主催する出前講座及び市町村が主催する出前講座がそれぞれ実施されている。

市町村のうち、「依頼がなくとも自主的に市町村で出前講座の実施を発案している」という市町村が 1 市町村、「依頼があった場合に市町村で対応している」という市町村が 10 市町村であり、「講座の実施依頼を受けた際、講座の開催全体を県センなど外部へ依頼するなど、市町村での講座対応実績がない」という市町村が 13 市町村であった。なお、市町村が実施する出前講座に県センから講師を派遣することはほとんどなく、講師は主に市町村センの消費生活相談員が担っている。

(3) 見守りネットワーク

徳島県においては、全 24 市町村において見守りネットワークの設置が完了している（三好市、東みよし町は広域設置）。見守りネットワークにおいては、市町村にて年に 1 回程度開催される総会で、見守りネットワーク構成員に対して、地域の相談事例や消費者トラブルの状況等の情報共有をすることに加え、啓発物品の作成や、各家庭を戸別訪問、還付金詐欺防止のキャンペーンに取り組むなど、市町村において様々な取組を実施している。

3-2-4. 消費生活相談の状況

(1) 消費生活センターの設置状況

前述のとおり、徳島県内 4 市（徳島市、小松島市、阿南市、美馬市）の消費生活センターにおいては、広域連携により他町村住民からの相談を受け付けている。阿南市が平成 29 年 4 月 1 日に那賀町、美波町との広域連携を開始し、2 町住民からの相談の受付を開始したが、県内では初の広域連携である。続いて平成 29 年 10 月 1 日に徳島市が石井町、神山町、佐那河内村との広域連携を開始し、その後に小松島市が上勝町、勝浦町との広域連携、美馬市がつるぎ町との広域連携を開始した。財政的な事情により消費生活センターの設置が難しい市町村について、県の勧めなどにより広域連携化に至ったケースが多い。

消費生活センターには、市役所や町役場といった庁舎内に消費生活センターを設置している市町村と、住民のアクセスなども考慮し庁舎外にセンターを設置している市町村がある（例として、徳島市は徳島駅からのアクセスがよい商業ビル内に消費生活センターを設置している。）。

（２）消費生活センターにおける相談対応の状況

消費生活センターの相談対応時間は平日の開庁時間としている市町村が多いが、徳島市消費生活センターは土日も相談を受け付けている。広域連携の中核市以外の市町村においても、相談者が消費者行政担当課室に来庁等した際には、平日の開庁時間であれば対応を行っている。このような市町村においては、行政職員や会計年度任用職員が一時的に相談を受け付け、広域連携の中核市にある消費生活センターに相談を繋ぎ、消費生活相談員が相談対応を行うこととなる。

（３）消費生活センターにおける相談件数

県セン、市町村セン及び消費生活センター非設置町村で受け付けた消費生活相談件数は表４のとおり。人口１万人当たりの消費生活相談件数は、１００件以上であるのは松茂町、板野町、上板町の３町で、５０件～９９件であるのは、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、藍住町の８市町であった。人口１万人当たりの県内全体での相談件数をみると９１件程度であった。

消費生活相談員１人当たりの年間相談件数は、徳島市が最も多く３００～３５０件程度、次いで板野町が２００件程度であり、その他多くの市町村において１００件未満であった。

表４：消費生活センター等における相談件数（徳島県）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
県セン受付分 (分担率)	2,565 件 (39.1%) (内訳) 電話：2,310 件 対面：217 件 その他：38 件	2,636 件 (39.2%) (内訳) 電話：2,382 件 対面：173 件 その他：81 件	2,378 件 (40.0%) (内訳) 電話：2,151 件 対面：150 件 その他：77 件
市町村セン合計	3,813 件	3,896 件	3,401 件
消費生活センター非設置市町村合計	184 件	193 件	171 件
市町村受付分合計 (分担率)	3,997 件 (60.9%) (内訳) 電話：2,723 件 対面：1,179 件 その他：95 件	4,089 件 (60.8%) (内訳) 電話：2,939 件 対面：1,039 件 その他：111 件	3,572 件 (60.0%) (内訳) 電話：2,563 件 対面：913 件 その他：96 件
県内相談合計	6,562 件	6,725 件	5,950 件

※「市町村セン合計」は徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、松茂町、藍住町、板野町、上板町の消費生活センターで受け付けた相談件数の合計。

※「消費生活センター非設置市町村（合計）」は上記以外の市町村の相談窓口等において受け付けた相談件数の合計。

3-3. 愛媛県

愛媛県は四国の北西部に位置し、東は香川県と徳島県の両県、南は高知県に隣接している。県庁所在地は松山市で、11市9町の20市町から構成されている。令和4年10月現在の県内総人口は1,306,165人。しまなみ海道で広島県と結ばれており、西は宇和海を隔てて大分県と向かい合っている。

3-3-1. 組織・人員

愛媛県内の消費生活センター設置状況については図3のとおり。

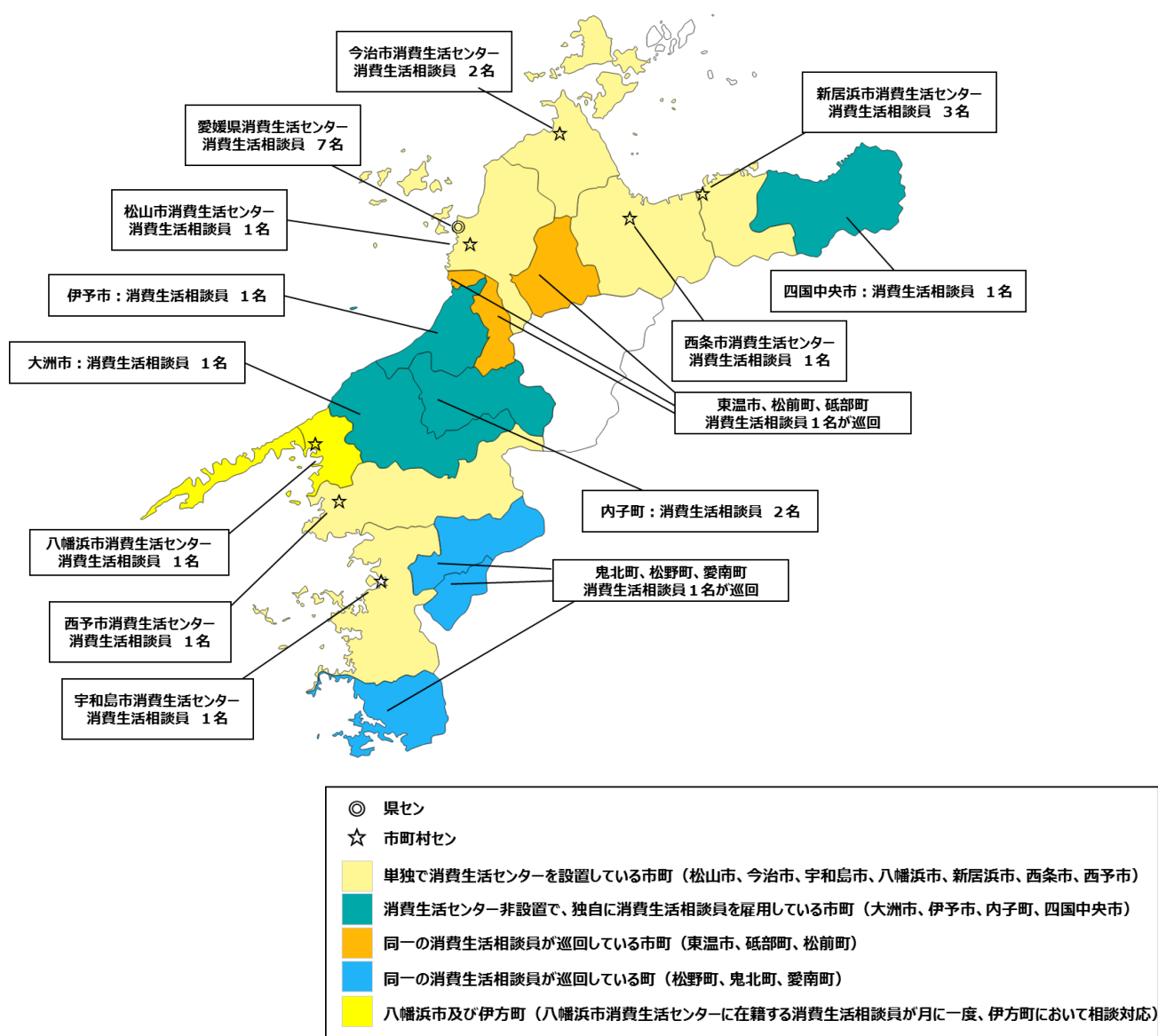


図3：消費生活センター等の設置状況（愛媛県）

（１）愛媛県

愛媛県の県行政において主に消費者関係業務を担っているのは、県民環境部県民生活課であり、組織上は、県民生活課の中に県センがある。県民生活課全体としては、県民環境部内事務の総合的な企画・調整や消費者行政等を所掌している。また、地域ごとに設置されている県地方局の総務県民課にも消費者行政担当職員を配置している。この地方局には消費生活相談員を配置していないが、相談以外の消費者教育や啓発について市町をサポートしている。愛媛県が運営する消費生活センターは、松山市に１か所あり、行政職員９名、消費生活相談員を７名配置し県民からの消費生活相談に対応している。また、相談対応以外にも、各種出前講座の開催や、商品テスト、エシカル消費についての普及啓発などの業務も消費生活センターにおいて担っている。

（２）愛媛県内市町

①消費生活センターの設置、相談対応

市町村センが県内に７か所（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、西予市）ある。このうち、八幡浜市においては消費生活センターの相談員が月に１度、西側に隣接する伊方町へ巡回することにより、伊方町住民からの相談にも対応している。

また、消費生活センターを設置していない市町でも広域連携による相談対応を行っており、大洲市や伊予市、四国中央市、内子町は、独自に消費生活相談員を雇用して住民からの相談に対応しているほか、東温市、松前町、砥部町は３市町の協定により、東温市で雇用する消費生活相談員１名が曜日ごとに３市町を巡回している。また、松野町、鬼北町、愛南町は、消費生活相談員を共同で１名雇用し、各町週１回勤務している。

②消費者行政担当課室の名称

愛媛県内 20 市町の消費者行政担当課室の課室名となっている文言に注目したところ、「産業」「商工」という文言が入っている課室が 6 市町あり、これらの課室においては、消費者行政を担当する職員が観光関連の業務も兼務しているケースも多い。また、「住民」「市民」「町民」という文言が消費者行政担当課の課室名となっている市町が 7 市町あり、自治会関連業務や斎場や墓地の管理、マイナンバー関連事務など、職員が消費者行政関連業務以外にも幅広い業務を兼務している傾向がみられた。「総務」という文言が課室名になっているのは 1 市町であった。その他、「観光」部門を所管している課が消費者行政を担っている市町が 5 市町あった。

③消費者行政担当職員数

愛媛県内 20 市町の消費者行政担当課室において、配置されている消費者行政担当職員（消費生活相談員を除く。）は全て消費生活相談員資格を持たない行政職員であり、行政職員の配置状況は、１名のみを配置している市町が 8 市町、２名配置が 6 市町、３名配置が 3 市町、４名以上配置が 3 市町であった。消費者行政以外の業務も兼任している各行政職員が担っている全業務のうち、消費者行政関連業務が占める割合について担当者の感覚に基づき、実質的に消費者行政に充てられている人員として計算したところ、表 5 のとおりであった。

なお、県セン、市町村セン及び消費生活相談窓口における消費生活相談員は、全て会計年度任用職員としての雇用であった。

表 5：実質的に消費者行政に充てられている人員（愛媛県）

実質的に消費者行政に充てられている人員	市町数 (20 市町のうち)
0.00 人～0.19 人	5
0.20 人～0.39 人	5
0.40 人～0.59 人	5
0.60 人～0.79 人	－
0.80 人～0.99 人	1
1.00 人～1.49 人	3
1.50 人～1.99 人	1
2.00 人～	－

※計算方法は P. 8 を参照

3-3-2. 消費者行政予算や地方消費者行政強化交付金の活用状況

愛媛県内における消費者行政予算は、県が 47,233 千円、市町村の合計が 64,876 千円、合計で 112,109 千円であった。この合計金額を市町数（20 市町）で除した金額が 5,605 千円、人口 10 万人当たりの予算額は 8,583 千円である。各市町における狭義の消費者行政予算額について、消費生活センター設置市における平均額を計算すると約 6,200 千円であるのに対し、消費生活センター非設置かつ独自に消費生活相談員を雇用している市町における平均額は約 2,000 千円であった。消費生活センターを設置せず、かつ消費生活相談員も雇用していない市町の平均額は約 350 千円であった。

なお、消費者行政強化交付金の活用状況についても、消費生活センター設置市の平均額が約 500 千円であるのに対し、消費生活センター非設置市町かつ消費生活相談員を雇用している市町の平均額は約 250 千円であった。消費生活センター非設置かつ相談員を雇用していない市町において、地方消費者行政強化交付金を活用している市町はなかった。

3-3-3. 消費生活相談を除く消費者行政の取組状況

（１）啓発業務

啓発業務について、愛媛県では基本的に市町において啓発物の作成や配布を実施しているが、県内相談員有志の会が作成した資料を活用するなど、合理的に実施できるよう工夫されている。

市町における啓発業務のうち、国や県から提供された資料や啓発資材を配布するのみではなく、各センターや消費者行政部局に設置する相談窓口で得た情報を、積極的に啓発資材に反映させるなど、地域の消費者トラブルやその傾向の周知を図っているのは全 20 市町のうち 16 市町であった。また、消費者行政専門のパンフレットや冊子、広報誌等を作成している市町は 9 市町であった。

（２）消費者教育

消費者教育にかかる出前講座について、県が主催する出前講座及び市町村が主催する出前講座がそれぞれ実施されている。

市町のうち、「依頼がなくとも自主的に市町村で出前講座の実施を発案している」という市町が３市町、「依頼があった場合に市町村で対応している」という市町が１４市町であり、「講座の実施依頼を受けた際、講座の開催全体を県センなど外部へ依頼するなど、市町村での講座対応実績がない」という市町が３市町だった。

愛媛県では広域行政を行うため、県内に３拠点ある県地方局（東予地区、中予地区、南予地区）が上記の啓発や教育において市町をサポートするなど一部機能を担っている。このような体制上の工夫のため、出前授業など四国４県の中では比較的多く実施できている。

（３）見守りネットワーク

愛媛県においては、全２０市町のうち１４市町で見守りネットワークの設置が完了しており、設置市町の県内人口カバー率は８４％である。この１４市町のうち消費生活センターを設置しているのは松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市の６市で、残りの８市町（大洲市、伊予市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）は消費生活センターを設置していない。見守りネットワークでは総会を開催して情報共有や、グッズやチラシを用いた啓発に取り組んでいる。

3-3-4. 消費生活相談の状況

（１）消費生活センターの設置状況

愛媛県には、県センが松山市内に１か所あり、市町村センを設置しているのは、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、西予市の７市である。消費生活センターを設置していない１３市町のうち、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町の１１市町においては消費生活相談員を雇用し、住民からの相談を受け付けている。

これらの市町の中で、東温市、松前町、砥部町の１市２町、八幡浜市と伊方町の１市１町、松野町、鬼北町、愛南町の３町では、相談員を共同で雇用、または雇用している市町に対して負担金を支払うことで、相談員が曜日ごとに市町を巡回する体制を取っている。

（２）消費生活センターにおける相談対応の状況

前述のとおり、愛媛県において消費生活センターを設置している松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、西予市の７市では、平日の役所開庁時間に相談を受け付けており、消費生活相談員が相談に対応している。

また、消費生活センターを設置しておらず、独自に消費生活相談員を雇用している大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町の１１市町においても、市町の消費生活相談窓口において住民より相談を受け付けた場合、消費生活相談員出勤日の相談であれば消費生活相談員が対応し、研修や休暇など消費生活相談員が不在時の相談は、資格を持たない行政職員や会計年度任用職員が一時的に対応している。その際、緊急な対応を要すると判断した相談については、県センに相談をつないで

いるケースがある。

消費生活センター非設置かつ消費生活相談員を配置していない市町の消費生活相談窓口において住民から相談を受け付けた場合、消費者行政担当課室の行政職員や会計年度任用職員が対応している。この際、県センに対応方法を聞き、相談者に伝えるという市町が多かった。

他市町にて雇用されている消費生活相談員または他市町と共同で雇用している消費生活相談員が月に数回勤務している市町においては、消費生活相談員不在時に相談があった場合、次に消費生活相談員が勤務する日を案内するか、当該消費生活相談員が他市町にて勤務しており連絡が取れる状況であれば、対応方法を聞くなどし、行政職員等が対応しているほか、緊急な対応を要すると判断した相談については、県センに相談をつなぐなど、案件に応じ柔軟に対応している。

（３）消費生活センターにおける相談件数

県セン、市町村セン、及び消費生活センター非設置市町で受け付けた消費生活相談件数を表６に示す。人口１万人当たりの年間相談件数は、八幡浜市、新居浜市、松野町、鬼北町が５０件以上、県庁所在地の松山市は４０件程度である。人口１万人当たりの県内全体での相談件数をみると６３件程度であった。

消費生活相談員１名当たりの相談件数は松山市が年間５００件程度と県内で最も多く、消費生活センターを設置している市町の中では西予市が１５０件程度と最も少ない結果となった。

表 6：消費生活センター等における相談件数（愛媛県）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県セン受付分 (分担率)	3,045 件 (37.6%) (内訳) 電話：2,723 件 対面：287 件 その他：35 件	3,367 件 (39.5%) (内訳) 電話：3,075 件 対面：226 件 その他：66 件	3,077 件 (37.4%) (内訳) 電話：2,832 件 対面：141 件 その他：104 件
市町村セン合計	4,238 件	4,400 件	4,389 件
消費生活センター非設置市町 合計	809 件	752 件	752 件
市町受付分合計 (分担率)	5,047 件 (62.4%) (内訳) 電話：3,434 件 対面：1,530 件 その他：83 件	5,152 件 (60.5%) (内訳) 電話：3,757 件 対面：1,299 件 その他：96 件	5,141 件 (62.6%) (内訳) 電話：3,730 件 対面：1,327 件 その他：84 件
県内相談合計	8,092 件	8,519 件	8,218 件

※「市町村セン合計」は松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、西予市の消費生活センターで受け付けた相談件数の合計。

※「消費生活センター非設置市町（合計）」は上記以外の市町の相談窓口等において受け付けた相談件数の合計。

3-4. 高知県

高知県は四国の南に位置し、愛媛県、徳島県に接している。南は太平洋に面して扇状に突き出している形をしており、面積は約 7,104 ㎢で、四国で最も広く、総面積のうち 83%を森林面積が占めているため、人口密度は 97.3 人／㎢と他の 3 県に比べて低い。令和 4 年 10 月時点の県内総人口は 675,710 人。県庁所在地は高知市で、11 市 17 町 6 村の 34 市町村で構成されている。

3-4-1. 組織・人員

高知県内の消費生活センター設置状況については図 4 のとおり。

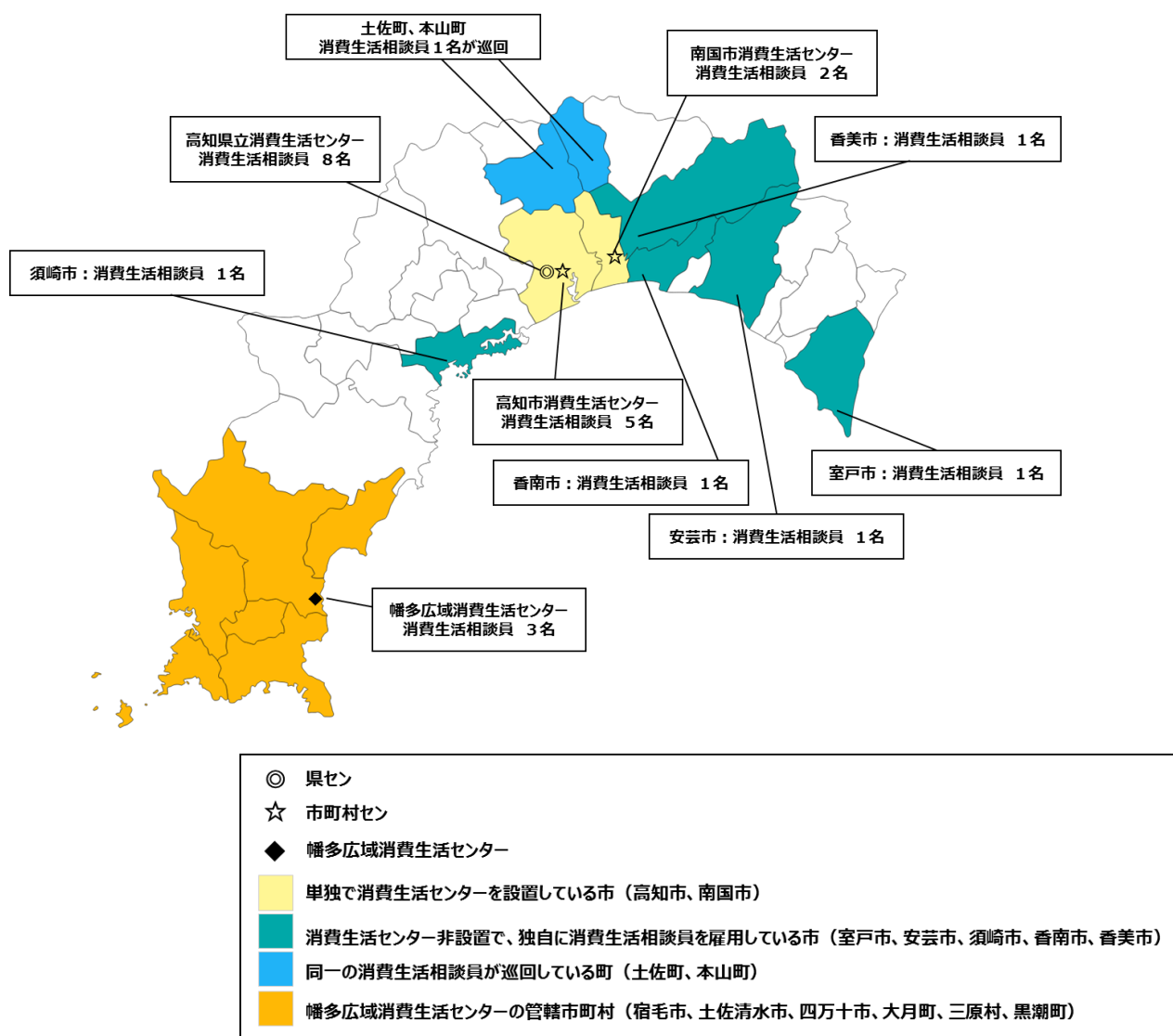


図 4：消費生活センター等の設置状況（高知県）

（１）高知県

高知県の県行政において、主に消費者関係業務を担っているのは、文化生活スポーツ部県民生活課であり、組織上は、県民生活課の中に県センがある。県民生活課全体としては、交通安全や犯罪被害者等への支援、消費者行政などを所掌している。県センは、高知県庁から2.5kmほど離れた「こうち男女共同参画センター」内にある1か所である。県庁舎内にある県民生活課では、相談体制に関することや、研修や会議等の開催をしており、一方で、県センでは相談対応や各種講座の実施、市町村職員のレベルアップに関する窓口訪問指導などを行っている。

（２）高知県内市町村

①消費生活センターの設置、相談対応

高知県内34市町村のうち、消費生活センターを設置しているのは高知市と南国市のみである。消費生活センターを設置していない市町村のうち、室戸市、安芸市、須崎市、香南市、香美市、本山町、土佐町の7市町は独自に消費生活相談員を雇用・配置している。このうち、本山町と土佐町については、各町に雇用された同一の消費生活相談員が、月に数回勤務している。

その他に、幡多広域市町村圏事務組合が運営する消費生活センター（以下「幡多広域消費生活センター」という。）が四万十市内に1件設置されている。幡多広域消費生活センターは、高知県南西地域（四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村）の市町村住民からの消費生活相談を受け付けている。

②消費者行政担当課室の名称

高知県内34市町村の消費者行政担当課室のうち、課室名となっている文言に注目したところ、課室名に「産業」「商工」という文言が入っている課室が12市町村あり、これらの課室においては、消費者行政を担当する行政職員が農業関係や観光関係の業務を兼務しているケースも多くみられた。また、「住民」「町民」という文言が課室名になっている市町村が4市町村、「総務」が2市町村あり、これらについても、行政職員が消費者行政関連業務以外にも幅広い業務を兼務している傾向がみられた。その他、「まちづくり」という文言が入っている課室が4市町村みられた。

③消費者行政担当職員数

消費生活センター設置市について、高知市は市役所内にある消費生活センターが消費者行政全般を担っており、消費生活相談員以外の行政職員として消費生活相談員資格を持つ行政職員1名と、資格を持たない行政職員を1名配置している。南国市は消費生活相談員以外の行政職員として、資格を持たない行政職員を2名配置している。

その他の市町村における行政職員の配置状況は、1名のみを配置している市町村が18市町村、2名配置が9市町村、3名配置が3市町村、4名以上配置が2市町村であった。これら全ての行政職員が、消費生活相談員資格を持たない行政職員であり、消費者行政以外も兼務している。

高知市、南国市を含めた全34市町村の消費者行政担当課室に所属する各行政職員が担っている全業務のうち、消費者行政関連業務が占める割合について担当者の感覚に基づき、実

質的に消費者行政に割かれている人員として計算したところ、表 7 のとおりであった。

表 7：実質的に消費者行政に充てられている人員（高知県）

実質的に消費者行政に 充てられている人員	市町村数 (34 市町村のうち)
0.00 人～0.19 人	16
0.20 人～0.39 人	11
0.40 人～0.59 人	6
0.60 人～0.79 人	－
0.80 人～0.99 人	－
1.00 人～1.49 人	－
1.50 人～1.99 人	－
2.00 人～	1

※計算方法は P. 8 を参照

3-4-2. 消費者行政予算や地方消費者行政強化交付金の活用状況

高知県内における消費者行政予算は、県が 56,637 千円、市町村の合計が 48,334 千円、合計で 104,971 千円であった。この合計金額を市町村数（34 市町村）で除した金額が 3,087 千円、人口 10 万人当たりの予算額は 15,535 千円である。

各市町村における狭義の消費者行政予算額について、消費生活センター設置市における平均額を計算すると 10,000 千円を超える金額であるのに対し、消費生活センター非設置かつ独自に消費生活相談員を雇用している市町村における平均額は約 1,500 千円であった。消費生活センターを設置せず、かつ消費生活相談員も雇用していない市町村の平均額は約 540 千円であった。

なお、消費者行政強化交付金の活用状況についても、消費生活センター設置市の平均額が約 1,300 千円であるのに対し、消費生活センター非設置市町村かつ消費生活相談員を雇用している市町村の平均額は約 960 千円であった。消費生活センター非設置かつ相談員を雇用していない市町村の平均額は 125 千円であった。

3-4-3. 消費生活相談を除く消費者行政の取組状況

（1）啓発業務

啓発業務について、県においては、市町村を通じ住民へ配布するものとして「くらしネット kochi」という消費者行政専門の広報誌を年 4 回作成し、市町村に配布している。

市町村における啓発業務のうち、国や県から提供された資料や啓発資材を配布するのみではなく、各センターや消費者行政担当課室に設置する相談窓口で得た情報を、積極的に啓発資材に反映させるなど、地域の消費者トラブルやその傾向の周知を図っているのは全 34 市町村のうち 12 市町村であった。また、消費者行政専門のパンフレットや冊子、広報誌等

を作成している市町村は9市町村であった。

(2) 消費者教育

消費者教育にかかる出前講座について、「依頼がなくとも自主的に市町村で出前講座の実施を発案している」という市町村が5市町村、「依頼があった場合に市町村で対応している」という市町村が4市町村であり、「講座の実施依頼を受けた際、講座の開催全体を県センなど外部へ依頼するなど、市町村での講座対応実績がない」という市町村が25市町村だった。

(3) 見守りネットワーク

高知県においては、全34市町のうち高知市の1市のみ見守りネットワークの設置が完了しており、設置市町村の県内人口カバー率は47%である。

3-3-4. 消費生活相談の状況

(1) 消費生活センターの設置状況

前述のとおり、高知県において県センが1件、市町村センが高知市と南国市の2件あるほか、幡多広域消費生活センターがある。幡多広域市町村圏事務組合では、昭和46年3月に高知県の許可を得て共同で処理する事務を決めて以降、共同処理する事務に消費者安全法上に基づく消費生活センターの設置及び管理に関することが追加され、消費生活センターの設置に至った。

(2) 消費生活センターにおける相談対応の状況

独自に消費生活センターを設置している高知市と南国市では、基本的に市役所の開庁時間に消費生活相談員が消費生活相談を受け付けており、高知市の消費生活センターにおいては、土日も当番制で消費生活相談員を2名窓口に配置し、相談を受け付けている。

消費生活センターを設置しておらず、独自に消費生活相談員を雇用している7市町村（室戸市、安芸市、須崎市、香南市、香美市、本山町、土佐町）においては、市町村の消費生活相談窓口において住民から相談を受け付けた場合、消費生活相談員が出勤している日の相談であれば、消費生活相談員が対応するが、研修や休暇など消費生活相談員が不在時の相談は、資格を持たない行政職員や会計年度任用職員が一時的に対応している。その際、緊急な対応を要すると判断した相談については、県センに相談をつないでいるケースがある。

幡多広域消費生活センターの管轄市町村において消費生活相談があった場合、基本的には幡多広域消費生活センターを案内するが、幡多広域消費生活センターに対応方法などの助言をもらい、相談対応にあたっているケースもある。

消費生活センター非設置で、かつ、消費生活相談員を配置していない市町村において消費生活相談があった場合、消費者行政担当課室の行政職員や会計年度任用職員が対応している。この際、県センに対応方法を聞き、相談者に伝えるという市町村が多い。

(3) 消費生活センターにおける相談件数

県セン、市町村セン、幡多広域消費生活センター及び消費生活センター非設置市町村で受け付けた消費生活相談件数を表8に示す。人口1万人当たりの相談件数は、高知市が例年60～70件程度で、県内では最も多い。次いで、南国市、香南市、香美市、大豊町が30～60件程度となっている。

消費生活相談員 1 人当たりの年間相談件数においても高知市が年間 420 件程度と県内で最も多い。

表 8：消費生活センター等における相談件数（高知県）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県セン受付分 (分担率)	2,360 件 (43.8%) (内訳) 電話：1,992 件 対面：339 件 その他：29 件	2,395 件 (43.8%) (内訳) 電話：2,090 件 対面：250 件 その他：55 件	2,223 件 (44.5%) (内訳) 電話：1,954 件 対面：216 件 その他：53 件
市町村セン合計	2,345 件	2,362 件	2,167 件
幡多広域消費生活センター	265 件	275 件	239 件
消費生活センター非設置市町村合計	422 件	434 件	364 件
市町村受付分、幡多広域受付分合計 (分担率)	3,032 件 (56.2%) (内訳) 電話：2,205 件 対面：814 件 その他：13 件	3,071 件 (56.2%) (内訳) 電話：2,246 件 対面：804 件 その他：21 件	2,770 件 (55.5%) (内訳) 電話：1,973 件 対面：787 件 その他：10 件
県内相談合計	5,392 件	5,466 件	4,993 件

※「市町村セン合計」は高知市、南国市の消費生活センターで受け付けた相談件数の合計。

※「消費生活センター非設置市町村（合計）」は上記以外の市町村の相談窓口等において受け付けた相談件数の合計。

4. 分析

4-1. 組織・人員

4-1-1. 消費生活センターの設置、相談対応

(1) 県が運営する消費生活センターの設置、消費生活相談員等の体制

香川県では、県センの窓口を県内に5か所設置するという運営方式を取っているだけでなく、他県にみられなかった特徴として、経験年数の短い消費生活相談員等については、県庁舎内にある消費生活センターで経験を積ませ、消費生活相談員の配置数が少ない(1～2名)窓口については経験豊富な消費生活相談員を配置するなど、消費生活相談の質を確保する工夫を行っていた。

徳島県においては、県センに消費生活相談員のほか、教職員、弁護士、警察OBなどを配置し、消費生活相談の質を充実させる体制上の工夫を行っている点に特徴がみられた。

また、設置場所について、香川県の県センが県庁舎内にあるのに対し、徳島県の県センは商業ビル内、愛媛県及び高知県の県センは男女共同参画センターの建物内に設置されている点にも違いがあった。

(2) 市町村が運営する消費生活センターの設置、相談への対応

徳島県、愛媛県及び高知県については、香川県より、市町村センの設置数が多いという違いのほか、徳島県では、中核市を中心とした消費生活センターの広域連携や2市町による共同設置による消費生活センターの設置がみられた。また、愛媛県では、消費生活センターの消費生活相談員が隣接する町も巡回する例、消費生活センター非設置市であっても消費生活相談員を雇用し消費生活相談を実施している例、及び消費生活相談員を共同で雇用し各町週1回勤務する例などがみられた。高知県では、消費生活センター非設置市であっても消費生活相談員を雇用し消費生活相談を実施している例、及び消費生活センターを一部事務組合で運営している例がみられた。これら香川県以外の四国3県における広域的な消費生活相談体制について、表9のとおり示す。

表9 香川県以外の四国3県における広域的な消費生活相談体制

	消費生活センター設置や 相談員配置の形態	消費生活相談員の 勤務形態	メリット	該当する市町村
徳島県	消費生活センター設置市が中核市となり、周辺の消費生活センター非設置市町村住民からの相談に対応	消費生活センターで勤務	単独では消費生活センターを設置できない小規模市町村の住民でも専門的な消費生活相談が可能になる	徳島市（中核市）、石井町、神山町、佐那河内村
				小松島市（中核市）、勝浦町、上勝町
				阿南市（中核市）、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
				美馬市（中核市）、つるぎ町
愛媛県	複数の市町村にて消費生活センターを共同で設置し、それらの市町村住民からの相談に対応	消費生活センターで勤務	共同で消費生活センターを設置することによって、各市町村における財政的負担を削減できる	松茂町、北島町
				三好市、東みよし町
高知県	自治体間の協定により同一の相談員を雇用・配置（相談員雇用自治体から周辺自治体への派遣）	複数市町村を巡回	消費生活相談員雇用に関する給与などの財政的負担を軽減し、単独では消費生活相談員を配置できない市町村においても専門的な相談受付が可能になる	東温市、松前町、砥部町
	複数自治体共同で相談員を雇用・配置（同一の相談員を曜日別に雇用）	複数市町村を巡回	消費生活相談員雇用に関する給与などの財政的負担を軽減し、単独では消費生活相談員を配置できない市町村においても専門的な相談受付が可能になる	鬼北町、松野町、愛南町
	消費生活センター設置市に対して負担金を支払うことによる、共同での相談員の雇用・配置	基本的には消費生活センターにて勤務、月に数回近隣自治体に派遣	消費生活相談員を配置できない市町村においても専門的な相談受付が可能	八幡浜市、伊方町
	市町村独自に消費生活相談員を雇用・配置	各市町村の消費生活相談窓口で勤務	センター非設置自治体においても専門的な相談受付が可能になる	大洲市、伊予市、内子町、四国中央市
高知県	自治体首長が消費生活相談員を委嘱、もう一方の町が相談員報酬の2分の1を負担することにより当該自治体住民の相談にも対応	複数市町村を巡回	消費生活相談員雇用に関する給与などの財政的負担を軽減し、単独では消費生活相談員を配置できない市町村においても専門的な相談受付が可能になる	土佐町、本山町
	幡多広域消費生活センターの設置、消費生活相談員の雇用・配置	消費生活センターで勤務	単独では消費生活相談員を配置できない市町村においても専門的な相談受付が可能になる	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
	市町村独自に消費生活相談員を雇用・配置	各自治体の消費生活相談窓口で勤務	センター非設置自治体においても専門的な相談受付が可能になる	室戸市、安芸市、須崎市、香南市、香美市

（３）消費者行政担当課室の名称

香川モデル及び徳島県や愛媛県、高知県の従来型モデルそれぞれにおいて、市町村のどのような担当課室が消費者行政を担っていることが多いのか分析したところ、四国４県とも、「産業」「商工」という文言が入っている課室及び「住民」「町民」という文言が入っている課室が多かった。

なお、課室名の違いと消費者行政の取組の違いについて、本研究では詳細な分析を行っていないが、名称及び所掌内容が異なっても、ほとんどの職員が消費者行政以外にも幅広い業務を兼務していた。

（４）消費者行政担当職員数

香川県内の市町においては、消費者行政担当職員数が３名以上配置されている市町がなかったのに対し、徳島県、愛媛県及び高知県の市町村においては、消費者行政担当職員数が３名以上配置されている市町村が徳島県、愛媛県についてはそれぞれ６市町村、高知県は５市町村あった。

また、兼務の状況を踏まえ、実質的に消費者行政に充てられている人員を比較すると、香川県内の市町のほとんどが０．００人～０．１９人の範囲であるのに対し、徳島県、愛媛県及び高知県の市町村においては、０．２０人～０．３９人や０．４０人～０．５９人の市町村も多くみられた。

4-2. 消費者行政予算

県の予算も含めた県内全体の人口１０万人当たりの消費者行政予算額を比較すると、徳島県が突出して予算規模が大きい。次いで高知県が大きく、愛媛県の、香川県の順であった。

また、消費生活センターを設置している市町村と消費生活センターを設置しておらず、相談員の雇用もしていない市町村の予算規模については、いずれの県でも１０倍以上の差があった。

消費生活センター設置の有無や、消費生活相談員配置の有無によって確保する消費者行政予算額は大きく違い、県内全体の人口当たりの消費者行政予算額を比較すると、高松市以外の市町村において市町村センの設置がない香川県が四国４県の中では最も少ない結果となった。

4-3. 消費生活相談を除く消費者行政の取組状況

（１）啓発業務

香川県では、主に県において県民への周知啓発に関する資料を作成し、県センが主催する出前講座等において県民へ配布するなど、市町における負担を軽減するための工夫を行っていた。

徳島県及び愛媛県では、半数以上の市町村において、地域の消費者トラブル等の実態に合わせた啓発物を作成し配布していた。また、愛媛県では、県内相談員有志の会が啓発資料を作成するなど、啓発業務が合理的に実施できるような工夫を行っていた。高知県では、香川県と同様に、主に県において県民への周知啓発に関する資料を作成しているが、配布については市町村を通じて実施していた。

（２）消費者教育

香川県では、消費者教育に係る出前講座について、ほぼ全て県主催又は県から消費生活相談員や外部講師を派遣する形で実施しており、半数以上の市町が出前講座の対応実績がないとの結果であった。

徳島県及び愛媛県では、約半数の市町村が出前講座の対応を実施しており、講師についても主に消費生活センターの消費生活相談員が担っていた。また、愛媛県では、県主催の出前講座について、県地方局が出前講座を企画、実施するなど、広い県土全体で出前講座が実施できるよう体制面での工夫がなされていた。一方で、高知県については、市町村での出前講座の対応実績がないという市町村が半数以上であった。

（３）見守りネットワーク

四国４県それぞれにおいての見守りネットワークの活動について差はみられず、また、消費生活センターの設置有無による見守り活動の違いなどの詳細は分析できていないが、見守りネットワークが設置されている市町村においては、総会を開催しての情報共有や啓発グッズ・チラシを用いた啓発などの取組がみられた。

4-4. 消費生活相談の状況

（１）消費生活センターにおける相談対応の状況

香川県では、消費生活センター非設置の市町の消費生活相談窓口に住民から相談があった場合、地区の県民センター（県セン）を案内することで、住民が消費生活相談員による相談を受けられる体制をとっていた。また、住民から相談を受けた場合、消費者行政担当課室の行政職員や会計年度任用職員が一時的に相談を受け付ける、県民センターに行くのが困難な高齢者などの場合は、対応方法を県センの消費生活相談員に対応方法を聞いて相談者に伝えるなどの対応がみられた。

徳島県では、広域連携等により県土全体を市町村センがカバーしているが、広域連携の中心市以外の市町村については、香川県内の市町における対応と同様、消費者行政担当課室の行政職員等による対応がみられた。

愛媛県では、消費生活相談員ではない行政職員による相談対応を行っている市町村がみられ、また消費生活相談員を配置している市町村についても、対応日が月１回や週１回と限られている場合には、香川県の市町における対応と同様、消費者行政担当課室の行政職員による対応がみられた。一方で、複数の市町で同一の消費生活相談員を雇用している場合や、他市町と共同で消費生活相談員を雇用している場合には、他市町にて勤務している当該消費生活相談員へ連絡を取り対応するなどの工夫がみられた。

高知県では、愛媛県同様、消費生活相談員ではない行政職員による相談対応を行っている市町村がみられた。一方で、一部事務組合が運営する幡多広域消費生活センターの管轄市町村においては、香川県及び徳島県同様、消費者行政担当課室の行政職員等による対応がみられた。

（２）消費生活相談件数

人口１万人当たりの相談件数を比較すると、徳島県（91.1件）、香川県（80.5件）、高知

県（78.2 件）、愛媛県（63.4 件）の順で多かった。

また、相談方法別の相談件数をみると、香川県内の市町村受付分における対面での相談件数の割合は、過去3年間を平均で16.5%であり、徳島県内の市町村が26.6%、愛媛県内の市町村が27.1%、高知県内の市町村が27.1%であった。

5. 考察

5-1. 香川県の消費者行政における工夫

これまでの結果及び分析の内容から、香川県内の消費者行政については、県センの窓口を5か所設置するだけでなく、県センの窓口配置する消費生活相談員について、経験を踏まえた配置上の工夫を行うことにより、各窓口における消費生活相談の質を確保する工夫を行っていることがわかった。これは、地方における消費生活相談員の人材確保の観点からも効果的であると考えられる。また、市町における、消費生活相談員の配置されていない消費生活相談窓口に住民からの相談があった際には、県センの窓口を案内することにより、消費生活相談員への相談ができるような運用を行っていた。

消費生活相談以外にも、啓発業務について、県が県民への啓発資料を作成し、配布についても県が主催する出前講座等で配布するなど、市町村を介さず直接的な対応を行っていた。また、消費者教育にかかる出前講座についても、ほぼ全て県主催又は県から消費生活相談員や外部講師を派遣する形で実施していた。

5-1-2. 香川モデルを採用することの課題

香川県は、全国で最も面積が小さい県であり、県内5か所に県センの窓口を設置することで、住民からの物理的な距離も近づけている。しかし、市町村受付分の対面での消費生活相談件数の割合を比較すると、他の3県では全体のうち26～27%が対面による相談なのに対して、香川県では約16%と、他県に比べて対面での消費生活相談の割合が少ない。この点を踏まえると、香川県内の電話など対面以外の相談者の中でも、一定程度、対面での消費生活相談に関するニーズが存在するものと考えられる。他の都道府県で香川モデルの体制を取る際には、このニーズに応えられるよう住民からのアクセスの良さを踏まえた窓口の設置が必要と考えられる。また、消費者安全法において、広域自治体である都道府県が、消費者安全の確保に関し広域的な見地を必要とするものに応じること等が定められていることを踏まえると、県センにおいては、市町村センとは異なり、総合化・高次機能化が求められることにも留意が必要である。その他、消費生活相談対応のみならず、啓発業務や消費者教育に関し、住民に対するきめ細やかな展開ができるような工夫も必要であると考えられる。

今回の研究においては、見守りネットワークの取組について詳細な分析ができていないが、見守り活動における消費生活センター等の役割は大きいものと考えられ、また見守り活動においては、地域に根差した、顔と顔が見える関係が重要であることから、香川モデルの体制を取る際には、市町村における見守りネットワークへの消費生活センターの参画について工夫が必要であると考えられる。

香川モデルにおける消費生活相談の質の確保、消費生活相談員の人材確保という利点、及び市町村において消費者行政に割かれる人材が少ないことに伴う消費者行政の実質的体制の縮小化という懸念、また、地域の実態に合った消費者行政の政策、特に見守りネットワークによる見守り活動や、地域での消費生活相談の傾向を踏まえた啓発等については、市町村との連携又は市町村主導での実施が望ましいと考えられるため、人員面や予算面において県センの新設が難しい現状では、県土が広がるほど、香川モデルの体制を取る事が難し

くなってくるのではないかと考えられる。

5-2. 徳島県、愛媛県及び高知県における工夫

5-2-1. 徳島県、愛媛県及び高知県における消費生活センターの設置に関する工夫

徳島県の県センでは、消費生活相談員への相談ができることはもちろん、消費生活相談員以外に、様々な専門知識を有する職員を配置し、消費生活相談対応をより充実させるなど、県センの総合化・高次機能化が進んでいる。この点、市町村センとの役割分担の観点でも有用であると考えられる。また、市町村センについても、中核市を中心とした広域連携による設置や、複数の市町村による共同設置が行われており、消費生活相談員へ相談できる体制という観点で、従来型モデルでありながらも体制に工夫を加え、香川モデルと同様の効果が得られるよう取り組んでいることが分かった。

愛媛県内の市町村においては、共同で同一の消費生活相談員を雇用し曜日ごとに複数の市町村に配置するといった、消費生活センター等における消費生活相談員による相談対応、及び消費生活相談員の人材確保に関する有効な工夫がみられた。これらの地域においても、消費生活相談員へ相談できる体制という観点で、香川モデルと同様の体制であることが分かった。

高知県内の市町村においては、一部事務組合が消費生活センターを運営するといった、消費生活センター等における消費生活相談員による相談対応、及び消費生活相談員の人材確保に関する有効な工夫がみられた。これらの地域においても、消費生活相談員へ相談できる体制という観点で、香川モデルと同様の体制であることが分かった。

5-3. まとめ

本研究では、県内に県が運営する複数の消費生活センターの窓口を設け相談を受け付けるという香川モデルに関し、県及び市町村における消費生活相談の実態及び消費生活相談以外の消費者行政への取組状況に関する調査を通じ、消費生活センター等の窓口を集約することの有効性及び課題を明らかにすることを試みた。

前述のとおり、香川県においては、消費生活センターの窓口の設置だけでなく、消費生活相談員の配置方法を工夫することにより県内全域で同レベルの消費生活相談への対応を可能にするなど様々な措置を講じつつ、県が主体となった消費者行政の展開を行っており、市町村における事務負担の多くを県がカバーしているということが分かった。しかし、四国地方における他県との比較においても、市町村で実施する主な消費者行政に関する業務、特に消費生活相談件数や消費者教育の観点で、県の尽力により県全体で見れば同程度の取組状況であった。

一方で、香川モデルを他県が採用したいと考える場合、住民との物理的な距離が大きくなることに伴い、地域の実態に合わせた見守り活動やトラブル未然防止のための啓発といった消費生活関連の行政サービスを十分に行き届かせる点において、課題があると考えられた。この点、徳島県、愛媛県、高知県においては、複数の市町村が連携して消費生活センターを設置又は共同で消費生活相談員を雇用する等の対応により、消費生活相談の広域的な

運用が行われており、これらの取組は、消費生活センター非設置の市町村住民であっても比較的身近な消費生活相談員への相談が可能であるという点で、香川モデルと同様の利点があることが分かった。

香川モデルにおける消費生活相談の質の確保、消費生活相談員の人材確保という利点、及び市町村において消費者行政に割かれる人材が少ないことに伴う消費者行政の実質的体制が縮小化することへの懸念、また住民との物理的な距離や地域の実態に合わせた見守り活動や啓発の実施における課題への対応を踏まえると、他の都道府県においては、都道府県が主体となり、都道府県内全ての消費生活相談に対応するよりも、複数の市町村の協働による、このような広域的な消費生活相談及び消費者政策の実施が有効な体制となってくるのではないかと考えられる。体制を取ることは、財政面や消費生活相談員の人材確保といった課題により、市町村単位での消費生活センターの設置が困難となっている地域における消費生活相談に関する課題解決にも資するものと考えられる。

なお、本研究では、四国4県を比較することにより香川モデルの有用性や、他県が採用する際の課題について検討したが、消費者行政の実施に充てられている実質的な人数や消費生活相談員と、消費生活相談件数や消費生活相談を除く消費者政策の取組状況との関連について、統計的な分析を実施していない。また、これらと消費者行政担当職員の消費者行政に対する意識との関連についても詳細には分析していない。他の都道府県が消費者行政の在り方を検討するに当たり、今後、調査対象地域を増やし、都道府県の地理や人口構成等を含めた、より詳細な調査・分析の実施を検討したい。

6. 最後に

本研究の実施に当たっては、田口義明名古屋大学名誉教授に、消費生活センターの歴史的、法制的な沿革や経緯など、これまでの地方消費者行政等に関する幅広い知見を踏まえ、多大な御助力をいただいた。この場を借りて深く御礼申し上げます。

7. 参考文献

田口義明（2014）国民生活『地方消費者行政と消費生活センターの役割』、独立行政法人国民生活センター

田口義明（2022）現代消費者法 No. 57『地方消費者行政と消費生活相談』、株式会社民事法研究会

別添 1 消費生活の「相談体制」「啓発」「教育」に関する各県の主な対応

香川県	徳島県
<u>相談体制</u> 主に県センで受付け、相談員配置の工夫により相談の質の確保 <u>啓 発</u> 県内ほぼすべての啓発物を県が作成、および県民へ直接配布 <u>教 育</u> ほぼすべての出前講座を県が実施、市町への講師派遣も	<u>相談体制</u> 主に中心市に設置した市町村センによる広域連携での対応、および県による相談対応の充実 <u>啓 発</u> 市町村センにおける地元密着の啓発や、県が開催する大規模イベントにおける周知啓発 <u>教 育</u> 市町村センによる積極的な出前講座の実施
愛媛県	高知県
<u>相談体制</u> 主に市町村セン等における相談対応や、複数市町を巡回する市町所属の相談員の活躍 <u>啓 発</u> 県地方局を通じた県のサポートによる啓発や、県内相談員有志の会が作成する啓発物の市町における積極的な活用 <u>教 育</u> 県地方局など県のサポートによる出前講座の実施	<u>相談体制</u> 主に市町村セン等における対応や幡多広域消費生活センターによる相談の受付 <u>啓 発</u> 県が作成する啓発物を市町村を經由し住民に対して配布 <u>教 育</u> 市町村センや幡多広域消費生活センターの相談員による出前講座の実施

ヒアリングシート

市町村名 _____ :

御担当者連絡先 : _____

I 基礎情報（令和 4 年 4 月 1 日時点）

人口	() 人
高齢化率(65 歳以上)	() %
面積	() km ²

II 消費者行政部局の体制について

(1) 消費者行政部局（消費生活センターを含む）の体制について

1. 消費者行政はどのようなグループで担っていますか。（主な業務、ライン、チーム構成）

(例) ○○課○○係

【回答欄】

2. 消費者関係業務を担当する職員は何名ですか。（会計年度任用職員を除く）

【回答欄】

	消費者行政部局 (消費生活相談窓口含む)	消費生活センター
行政事務職員 (相談員資格あり)	() 人	() 人
行政事務職員 (相談員資格なし)	() 人	() 人
消費生活相談員	() 人	() 人
その他	() 人	() 人
合計	() 人	() 人

(その他 : _____)

3. 消費者行政を専任または消費者行政以外の業務を併任している職員はそれぞれ何名ですか。
(会計年度任用職員を除く)

【回答欄】

	消費者行政部局 (消費生活相談窓口含む)	消費生活センター
専任	() 人	() 人
併任	() 人	() 人

4. 消費者行政以外も併任する各職員の消費者行政が占める割合を教えてください。

(例) 職員 A (〇〇と併任) 〇〇%、職員 B (〇〇と併任) 〇〇%

【回答欄】

5. 消費者行政を担当する定数外職員（会計年度任用職員等）は何名ですか。

【回答欄】

	消費者行政部局 (消費生活相談窓口含む)	消費生活センター
事務職員	() 人	() 人
相談員	() 人	() 人
その他	() 人	() 人

(その他 :)

6. 消費者行政を専任または消費者行政以外の業務を併任している定数外職員（会計年度任用職員等）はそれぞれ何名ですか。

【回答欄】

	消費者行政部局 (消費生活相談窓口含む)	消費生活センター
専任	() 人	() 人
併任	() 人	() 人

7. 消費者行政以外も併任する定数外職員（会計年度任用職員等）の消費者行政が占める割合を教えてください。

（例） 職員 A（〇〇と併任）〇〇%、職員 B（〇〇と併任）〇〇%

【回答欄】

8. 課室全体の業務のうち、消費者行政が占める割合を教えてください。（〇〇%）

【回答欄】

（2）予算額について

1. 令和4年度の一般会計当初予算額（市町村全体）を教えてください。（単位：千円）

【回答欄】（ ）千円

2. 上記のうち、消費者行政予算額を教えてください。（単位：千円）

「広義の消費者行政」・・・「消費者行政本課」及び「消費生活センター」が担当する消費者行政に関する事務に加え、その他の部署において消費者行政に関する事務を担当している場合は、それらも含めた範囲を指す。

「狭義の消費者行政」・・・「消費者行政本課」及び「消費生活センター」が担当する消費者行政に関する事務を指す。

（例）

【広義】△△千円 （内訳：〇〇事業△△千円、□□事業△△千円）

【狭義】△△千円 （内訳：〇〇事業△△千円、□□事業△△千円）

【回答欄】

3. 地方消費者行政強化交付金を活用していますか。

【回答欄】 活用している 活用していない (どちらか選択)

【活用している場合】

4. 地方消費者行政強化交付金を活用した金額と内訳を教えてください。(単位：千円)

(例) △△千円 (内訳：〇〇事業△△千円、□□事業△△千円)

【回答欄】

【活用していない場合】

5. 地方消費者行政強化交付金を活用していない理由を教えてください。

【回答欄】

(3) 消費者行政の業務内容について

1. 令和3年度に実施した事業、また令和4年度実施予定の事業を教えてください。

【回答欄】

①相談・啓発に関すること

②消費者教育に関すること

③見守りネットワークに関すること

④その他

(4) 住民への注意喚起について

1. 住民へ周知する注意喚起の情報はどこから取得しますか。

(例) 国、国民生活センター、県、消費生活センター、消費生活相談窓口、警察 など

【回答欄】

2. 注意喚起情報をどこにどのように周知していますか。

(例)

- ・住民向けに広報誌にて周知
- ・学校へ資料の配布
- ・SNS を使った情報発信

【回答欄】

3. 注意喚起情報はどれくらいの頻度で周知していますか。

【回答欄】

(5) センターの設置及び相談員の配置について

1. 貴市町村内において消費生活センターを設置していますか。

【回答欄】 設置している 設置していない (どちらか選択)

2. 各相談窓口消費生活相談員を配置していますか。

【回答欄】 配置している 配置していない (どちらか選択)

【消費生活相談員を配置している場合】

3. 配置している消費生活相談員の人数を教えてください。

【回答欄】 () 人

【消費生活相談員を配置している場合】

4. 配置している消費生活相談員の経験年数を教えてください。

(例) 相談員 A : ○年、相談員 B : ○年、、

【回答欄】

【消費生活相談員を配置している場合】

5. 配置している消費生活相談員の雇用形態を教えてください。

(例) 正規職員△名、会計年度任用職員△名、その他△名

【回答欄】

正規職員 () 名 会計年度任用職員 () 名 その他 () 名

6. 消費生活センター及び消費生活相談窓口の開所日と開所時間を教えてください。

(例) ○曜日～○曜日、●●時～●●時

【回答欄】

【消費生活相談員を配置している場合】

7. 消費生活センター及び消費生活相談窓口消費生活相談員がいる時間を教えてください。

(例) ○曜日～○曜日、●●時～●●時

【回答欄】

Ⅲ 消費生活相談について

(1) 消費生活相談の件数について教えてください。

【回答欄】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対面			
電話			
FAX			
その他			

(その他 :)

【消費生活センターを設置していない自治体において、消費生活相談があった場合】

(2) 消費生活相談の対応について

1. 誰が対応しているか教えてください。

(例) 行政職員、会計年度任用職員、相談対応せず他機関へ繋ぐ など

【回答欄】

【他機関に相談を繋いでいる場合】

2. 主にどこに相談を繋いでいますか。(広域連携の消費生活センター、県消費生活センター、国民生活センター、など)

【回答欄】

【消費生活相談員ではないが、消費生活相談を受けることがある職員がいる場合】

(3) 相談を受けて困ったことがあれば教えてください。

例① : つなぎ先を紹介したらたらいまわしにするつもりなのかと怒鳴られた

例② : 知識がないのに対応しないといけない

【回答欄】

Ⅳ 県と市町村の役割分担について

（１）県または市町村の消費者行政部局（消費生活センター含む）との役割分担について

１．消費生活相談業務について、県の役割として期待することがあれば教えてください。

【回答欄】

２．消費生活に関する啓発業務について、県の役割として期待することがあれば教えてください。

【回答欄】

３．消費生活に関する見守り業務について、県の役割として期待することがあれば教えてください。

【回答欄】

別添 3 市町村向けヒアリングシート（結果一覧）

			Ⅰ 基礎情報			Ⅱ 消費者行政部局の体制について									
						(1)－1		(1)－2		(1)－3		(1)－4		(1)－5	
			人口 (人)	高齢化率 (%)	面積 (km)	消費者行政を担っている課室、 係、グループ	消費者行政を担当する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政を専任している職員の人数 及び 消費者行政以外を併任する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政以外を併任する職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合		消費者行政を担当する 定数外職員（会計年度任用職員等） の人数		消費者行政を専任している定数外職員の人数 及び 消費者行政以外を併任している定数外職員の 人数（会計年度任用職員等）
消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局					消費生活センター	消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局			消費生活センター		
1	徳島県	徳島市	249,962	29.8	191.52	市民生活相談課	行政事務職員（相談員資格なし）4名	行政事務職員（相談員資格なし）1名	併任 4名	専任 1名	職員A（課の総括業務） 職員B（課の総括業務の補佐） 職員C 20%（庶務・防犯灯・防犯団体・防犯委員・おくやみコーナーと併任） 職員D 20%（庶務・防犯灯・防犯団体・防犯委員・おくやみコーナーと併任）	0名	事務職員 1名 相談員 4名	該当なし	専任 5名
2	徳島県	鳴門市	55,000	35.4	135.66	市民協働推進課 生活厚生担当	行政事務職員（相談員資格なし）4名	消費生活相談員 3名	併任 4名	専任 3名	職員A 2 0 %（課の統括業務と併任） 職員B 2 0 %（課長の補佐、課内事務全体の統括業務と併任） 職員C 6 0 %（交通防犯などと併任） 職員D 3 0 %（特別弔慰金事務などと併任）	0名	相談員 3名	該当なし	専任 3名
3	徳島県	小松島市	36,143	35.6	45.37	市民生活課 公共交通・生活支援担当	行政事務職員（相談員資格なし）5名	0名	併任 5名	該当なし	職員A 2 0 %（センター所長） 職員B 3 0 %（課長補佐） 職員C 3 0 %（公共交通担当業務と併任） 職員D 2 0 %（生活支援担当業務と併任） 職員E 6 0 %（生活支援担当業務と併任）	事務職員 1名	相談員 2名	併任 1名	専任 2名
4	徳島県	阿南市	70,327	33.8	279.25	市民生活課 市民相談係	行政事務職員（相談員資格なし）3名	0名	併任 3名	該当なし	職員A（課長）（課内総括と併任） 職員B 10～20%（課内総括業務、庶務、市民相談等と併任） 職員C 30%（戸籍等郵便請求業務と併任）	0名	相談員 3名	該当なし	専任 3名
5	徳島県	吉野川市	39,247	38.0	144.14	生活あんしん課 生活あんしん係 消費生活センター	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	0名	職員A 50%（自治会、行政、法律相談業務と併任）	0名	事務職員 1名 相談員 2名	該当なし	専任 2名 併任 1名
6	徳島県	阿波市	35,656	37.8	191.11	産業経済部 消費生活センター (消費者安全担当)	0名	行政事務職員（相談員資格あり）1名 行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	専任 2名	該当なし（専任のため100%）	0名	0名	該当なし	該当なし
7	徳島県	美馬市	27,561	39.4	367.14	くらし・人権課	行政事務職員（相談員資格あり）1名 行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 3名	該当なし	職員A（課長） 5 % 職員B（担当1） 20% 職員C（担当2） 20%	0名	相談員 3名	該当なし	専任 3名
8	徳島県	三好市	23,927	46.3	721.4	商工政策課 みよし消費生活センター	行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 2名	該当なし	職員A 10% 職員B 20%	0名	相談員 2名	該当なし	専任 2名
9	徳島県	勝浦町	4,924	45.3	69.83	住民課 住民係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 10%（戸籍や住基等と併任）	0名	0名	該当なし	該当なし
10	徳島県	上勝町	1,436	53.4	109.6	住民課	行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 2名	該当なし	職員A 10%（児童福祉などと併任） 職員B 5%（高齢者福祉をほぼ全般と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
11	徳島県	佐那河内村	2,207	47.0	42.28	産業環境課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 15～20%	0名	該当なし	該当なし	該当なし
12	徳島県	石井町	25,186	33.4	28.85	産業経済課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 2名	該当なし	職員A 10%（課長） 職員B 40%（係長、商工振興・観光推進と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
13	徳島県	神山町	4,933	52.7	173.3	住民課 庶務係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 20%（統計調査及び国民年金事務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
14	徳島県	那賀町	7,597	51.6	694.98	総務課 消費者行政担当 各支所地域振興室 (相生・上那賀・木沢・木頭)	行政事務職員（相談員資格なし）5名	0名	併任 5名	該当なし	職員A 20%（総務課担当者） （選挙事務、町有財産管理、物品管理、行政相談、国際交流等と併任） 職員B 10%（支所担当） （財産管理、交通安全、税務、商工、観光、消防と併任） 職員C 10%（支所担当） （福祉、税関、給与、行政相談、後期高齢者医療、介護保険等と併任） 職員D 10%（支所担当） （給与・福利厚生、出納、戸籍、住基、人権、国民年金、代替バスと併任） 職員E 10%（支所担当） （消防・防災、商工・観光、産業文化祭、水産業、交通安全、統計等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
15	徳島県	牟岐町	3,772	52.8	56.62	総務課 消費者行政担当	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 15%（選挙、消防防災と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
16	徳島県	美波町	6,153	49.0	40.74	総務課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 20%（会計年度任用職員に関する事務、統計調査事務、男女共同参画に関する事務、施設運営等）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
17	徳島県	海陽町	8,688	47.0	327.67	総務課 (財政・人事)	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 5%（職員の人事給与・労働安全等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし
18	徳島県	松茂町	14,722	25.9	14.24	産業環境課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 8%	0名	相談員 2名	該当なし	専任 2名
19	徳島県	北島町	23,433	25.7	8.74	まちみらい課	行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 2名	該当なし	職員A 20%（ごみ減量・消費者協会・計量器検査・森林環境譲与税・公害全般と併任） 職員B 10%未満(鳥獣保護、捕獲・動物関係・観光事業・まるしえ全般・ブランド認定と併任)	0名	該当なし	該当なし	該当なし
20	徳島県	藍住町	35,532	25.4	16.27	建設産業課 産業支援室	行政事務職員（相談員資格なし）3名	0名	併任 3名	該当なし	職員A 20%（建設・農業・商工と併任） 職員B 20%（農業、産業と併任） 職員C 30%（ふるさと納税、商工と併任）	0名	相談員 2名	0名	専任 2名
21	徳島県	板野町	13,088	33.8	36.22	産業課	行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 2名	該当なし	職員A 5%（産業関連全般と併任） 職員B 30%（観光、六次産業化、移住定住、畜産等と併任）	0名	事務職員 2名 相談員 1名	0名	専任 3名
22	徳島県	上板町	11,528	35.6	34.58	産業課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 約20%（伝統工芸、地域興し、観光、農林水産業と併任）	0名	相談員 2名	該当なし	併任 2名
23	徳島県	つるぎ町	8,072	40.0	195.85	産業経済課 消費者行政担当	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 20%（商工業振興、文化財、労働などと併任）	0名	0名	該当なし	該当なし
24	徳島県	東みよし町	13,760	36.4	122.48	産業課 消費者行政担当	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	該当なし	職員A 20%（観光一般 商業振興と併任）	事務職員 1名	0名	併任 1名	該当なし

			Ⅰ 基礎情報			Ⅱ 消費者行政部局の体制について											
						(1)－1		(1)－2		(1)－3		(1)－4		(1)－5		(1)－6	
			人口 (人)	高齢化率 (%)	面積 (km)	消費者行政を担っている課室、 係、グループ	消費者行政を担当する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政を専任している職員の人数 及び 消費者行政以外を併任する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政以外を併任する職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	消費者行政を担当する 定数外職員（会計年度任用職員等） の人数		消費者行政を専任している定数外職員の人数 及び 消費者行政以外を併任している定数外職員の 人数（会計年度任用職員等）			
消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局					消費生活センター	消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局		消費生活センター					
25	香川県	高松市	413,337	29.0	375.65	市民政策局 くらし安全安心課 消費生活センター	行政事務職員（相談員資格なし）2名	行政事務職員（相談員資格なし）2名	併任 2名	専任 1名 併任 1名	【消費者行政部局】 職員A 15%（交通安全係、防犯・空き家係と併任） 職員B 15%（交通安全係、防犯・空き家係と併任） 【消費生活センター】 職員C 50%（計量行政と併任）	0名	相談員 4名	該当なし	専任 4名		
26	香川県	丸亀市	111,912	28.6	111.83	広聴広報課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（広聴業務と併任）	1名	該当なし	併任 1名	該当なし		
27	香川県	坂出市	51,085	35.3	92.49	産業観光課 企業活力推進係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%（商工振興業務と併任） 職員B 10%（商工振興業務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
28	香川県	善通寺市	30,702	32.1	39.93	商工観光課 商工係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（商工、観光業務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
29	香川県	観音寺市	58,202	33.6	117.83	商工観光課 商工労政係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 5%（商工業・中小企業振興、起業家支援、企業誘致等の推進、商店街活性等の業務を兼務） 職員B 5%（商工業・中小企業振興、起業家支援、企業誘致等の推進、商店街活性等の業務を兼務）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
30	香川県	さぬき市	46,227	37.9	158.63	商工観光課 消費者行政係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 15%（商品券事業、観光イベント事業と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
31	香川県	東かがわ市	28,854	43.1	152.86	総務部 危機管理課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 15%（交通安全等と兼務）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
32	香川県	三豊市	60,174	38.0	222.7	産業政策課 産業振興グループ	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 1%（産業振興グループリーダー） 職員B 3%（中小企業支援と兼務）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
33	香川県	土庄町	12,402	46.2	74.38	総務課 総務選挙係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（地域コミュニティ、国際関係、その他総務一般と兼務）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
34	香川県	小豆島町	13,743	43.6	95.59	住民生活課 環境保全係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（環境保全業務全般、火葬施設の管理運営、廃棄物処理業務などと併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
35	香川県	三木町	27,377	32.4	75.78	住民健康課 生活係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（国民年金事務、民生委員、非課税世帯等臨時特別給付金事務等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
36	香川県	直島町	3,016	33.9	14.22	まちづくり観光課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（商工観光と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
37	香川県	宇多津町	18,375	21.6	8.1	住民生活課 生活係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 5% 職員B 5%	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
38	香川県	綾川町	23,447	36.1	109.75	経済課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（観光業務、労働業務、農業振興業務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
39	香川県	琴平町	8,563	23.8	8.47	観光商工課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（観光業全般と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
40	香川県	多度津町	22,213	33.2	24.34	産業課 商工係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 5%程度（商工全般の業務と併任） 職員B 5%程度（商工全般の業務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
41	香川県	まんのう町	17,772	37.6	194.45	地域振興課 商工振興係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
42	愛媛県	松山市	505,521	28.6	429.35	市民部 市民生活課 相談・案内・広聴・消費生活担当	行政事務職員（相談員資格なし）3名	0名	併任 3名	0名	職員A 30%（相談・案内・広聴・消費生活担当） 職員B 50%（相談・案内・広聴・消費生活担当） 職員C 50%（相談・案内・広聴・消費生活担当）	0名	相談員 4名	0名	専任 4名		
43	愛媛県	今治市	152,532	35.8	419.14	市民参画課 市民が真ん中相談センター	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	0名	職員A 10%（職員消費生活センター長、市民相談センター所長と併任）	0名	相談員 2名	0名	専任 2名		
44	愛媛県	宇和島市	70,798	40.1	468.19	市民課 市民協働推進係	行政事務職員（相談員資格なし）4名	消費者行政部局とイコール	併任 4名	消費者行政部局とイコール	職員A 20%（予算、認可地縁団体、交通安全等と併任） 職員B 5%（係の総括、協働のまちづくり推進等と併任） 職員C 5%（自治会、市民相談等と併任） 職員D 10%（集会所、NPO団体等と併任）	相談員 1名	消費者行政部局 とイコール	専任 1名	消費者行政部局 とイコール		
45	愛媛県	八幡浜市	31,578	41.3	132.65	産業建設部 商工観光課 商工観光第3係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	0名	併任 1名	0名	職員A 50%（労働行政及び駐車場管理と併任）	0名	相談員 1名	0名	専任 1名		
46	愛媛県	新居浜市	116,052	32.5	234.47	男女参画 市民相談課 消費生活センター 消費者行政係	消費生活センターとイコール		2名	消費生活センターとイコール	併任 2名	職員A 70%（計量と併任） 職員B 80%（計量と併任）	0名	相談員 3名	0名	専任 3名	
47	愛媛県	西条市	106,265	32.0	510.04	くらし支援課 生活相談係	行政事務職員（相談員資格なし）3名	消費者行政部局とイコール	併任 3名	消費者行政部局とイコール	職員A 10%（課内統括） 職員B 40% 職員C 50%	相談員 1名	消費者行政部局 とイコール	専任 1名	消費者行政部局 とイコール		
48	愛媛県	大洲市	40,925	33.4	432.12	商工産業課 商工振興係	行政事務職員（相談員資格なし）5名	該当なし	併任 5名	該当なし	職員A 10% 職員B 10% 職員C 20% 職員D 20% 職員E 30%	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
49	愛媛県	伊予市	35,961	69.0	194.4	商工観光課 伊予市消費者相談窓口	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 30%（観光関係の業務と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
50	愛媛県	四国中央市	83,944	33.3	421.24	地域振興課 市民くらしの相談室	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 20%（防犯業務と併任） 職員B 20%（庶務業務と併任）	相談員 2名	該当なし	併任 2名	該当なし		
51	愛媛県	西予市	35,560	44.0	514.8	経済振興課 商工振興係	行政事務職員（相談員資格なし）4名	0名	併任 4名	0名	職員A 50%（商工振興係と併任） 職員B 50%（商工振興係と併任） 職員C 10%（経済振興課と併任） 職員D 10%（経済振興課と併任）	0名	相談員 1名	0名	専任 1名		
52	愛媛県	東温市	33,275	31.6	211.3	総務課 広報広聴・男女共同参画係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 30%程度（コミュニティ関係、広報関係他と併任） 職員B 10%程度（人事関係、区長会関係他と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		

			Ⅰ 基礎情報			Ⅱ 消費者行政部局の体制について											
						(1)－1		(1)－2		(1)－3		(1)－4		(1)－5		(1)－6	
			人口 (人)	高齢化率 (%)	面積 (km)	消費者行政を担っている課室、 係、グループ	消費者行政を担当する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政を専任している職員の人数 及び 消費者行政以外を併任する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政以外を併任する職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	消費者行政を担当する 定数外職員（会計年度任用職員等） の人数		消費者行政を専任している定数外職員の人数 及び 消費者行政以外を併任している定数外職員の 人数（会計年度任用職員等）			
消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局					消費生活センター	消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局		消費生活センター					
53	愛媛県	上島町	6,283	49.8	30.38	観光戦略課 観光商工係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（商工観光関係、施設管理と併任）	事務職員 1名	該当なし	併任 1名	該当なし		
54	愛媛県	久万高原町	7,574	49.5	583.7	住民課 住民生活班	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（マイナンバーカード関連、DV、墓地行政等併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
55	愛媛県	松前町	30,348	31.5	20.41	産業課 商工水産観光係	行政事務職員（相談員資格なし）3名	該当なし	併任 3名	該当なし	職員A 10% 職員B 10% 職員C 20%	事務職員 1名 相談員 1名	該当なし	専任 1名 併任 1名	該当なし		
56	愛媛県	砥部町	20,448	34.3	101.59	商工観光課 商工労政係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10% 職員B 10%	相談員1名	該当なし	専任1名	該当なし		
57	愛媛県	内子町	15,607	40.7	299.5	住民課 受付係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 20%（国民年金、旅券と併任）	相談員 2名	該当なし	専任 2名	該当なし		
58	愛媛県	伊方町	8,586	48.3	93.98	町民課 環境政策係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 5%（係長及び主事、塵芥処理、斎場・墓地管理、環境衛生関係、 環境保全関係等と併任）	事務職員 1名	該当なし	併任 1名	該当なし		
59	愛媛県	松野町	3,725	41.1	98.45	ふるさと創生課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%（係長、商工観光と併任） 職員B 5%（補佐、商工観光と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
60	愛媛県	鬼北町	9,853	46.1	241.87	企画振興課 地域活力創出係	行政事務職員（相談員資格なし）1名 消費生活相談員 1名（週1）	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 20%（一般行政事務とも併任）	0名	該当なし	0名	該当なし		
61	愛媛県	愛南町	19,868	45.6	238.99	商工観光課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 20%（観光係と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
62	高知県	高知市	320,772	30.4	309	くらし・交通安全課 消費生活センター	消費生活センターとイコール		行政事務職員（相談員資格あり）1名 行政事務職員（相談員資格なし）1名	消費生活センターとイコール	専任 2名	該当なし（専任のため100%）		消費生活センターとイ コール	相談員 5名	消費生活センターとイコール	専任 5名
63	高知県	室戸市	12,163	51.8	248.22	産業振興課 商工水産振興班	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%未満 職員B 10%未満	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
64	高知県	安芸市	16,349	41.5	317.2	商工観光水産課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 20%（イベント及び観光事業等と併任）	相談員 1名	該当なし	併任 1名	該当なし		
65	高知県	南国市	46,487	31.7	125.3	・南国市消費生活センター ・商工観光課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	0名	併任 2名 （主担当と副担当1名ずつ）	0名	職員A 25%（商工観光課業務と併任）	0名	相談員 2名	該当なし	専任 2名		
66	高知県	土佐市	26,418	37.0	91.59	産業振興課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）4名	該当なし	併任 4名	該当なし	職員A 10%程度 職員B 10%程度 職員C 10%程度 職員D 10%程度	事務職員 1名	該当なし	併任 1名	該当なし		
67	高知県	須崎市	20,285	41.1	135.2	元気創造課 商工外商係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 20%（消費者行政以外事務等と併任） 職員B 20%（消費者行政以外事務等と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
68	高知県	宿毛市	19,391	40.0	284.79	企画課 移住定住促進室 広報統計係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%（移住定住推進業務・広報統計業務併任） 職員B 20%（広報統計業務併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
69	高知県	土佐清水市	12,443	50.8	266.01	観光商工課 商工係	行政事務職員（相談員資格なし）3名	該当なし	併任 3名	該当なし	職員A 5%（商工業務と併任） 職員B 10%（商工業務と併任） 職員C 5%（商工業務と併任）	事務職員 1名	該当なし	併任 1名	該当なし		
70	高知県	四万十市	32,608	37.1	632.29	環境生活課市 民生活係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%（他業務と併任） 職員B 10%（他業務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
71	高知県	香南市	33,025	32.3	126.46	商工観光課 商工振興係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 20%（他の行政事務と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
72	高知県	香美市	25,494	39.9	537.86	商工観光課	行政事務職員（相談員資格なし）6名	該当なし	併任 6名	該当なし	職員A 20%（商工観光業務と併任） 職員B 5%（商工観光業務と併任） 職員C 5%（商工観光業務と併任） 職員D 5%（商工観光業務と併任） 職員E 5%（商工観光業務と併任） 職員F 5%（商工観光業務と併任）	相談員 1名	該当なし	専任 1名	該当なし		
73	高知県	東洋町	2,205	53.2	74.02	産業建設課 消費者行政係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
74	高知県	奈半利町	3,053	45.8	28.36	住民福祉課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A（人権行政他と併任）10%	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
75	高知県	田野町	2,554	42.4	6.54	まちづくり推進課 消費者行政係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（観光・商工他と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
76	高知県	安田町	2,465	45.6	52.36	町民生活課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（国民年金等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
77	高知県	北川村	1,230	44.8	196.7	経済建設課 商工係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（地籍調査と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
78	高知県	馬路村	824	40.0	165.48	健康福祉課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%未満（国保等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
79	高知県	芸西村	3,632	37.7	39.6	産業振興課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（農業委員会、移住、商工と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
80	高知県	本山町	3,294	47.1	134.22	まちづくり推進課 産業振興班内 消費者行政担当	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 5%（商工業、畜産、有害鳥獣対策、特定農作物、生活改善グルー プ事務局、森と緑の会事務局と併任） 職員B 1%（サブ担当、農業行政全般と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
81	高知県	大豊町	3,304	59.0	315.06	地域福祉課 地域支援班	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（包括支援センター職員と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
82	高知県	土佐町	3,664	39.5	212.13	企画推進課 地域振興係	行政事務職員（相談員資格なし）2名 消費生活相談員 1名 合計3名	該当なし	専任 1名 併任 2名	該当なし	職員A 10% 職員B 10%	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
83	高知県	大川村	360	44.2	95.27	総務課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（庶務全般等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		

			I 基礎情報			II 消費者行政部局の体制について											
						(1) - 1		(1) - 2		(1) - 3		(1) - 4		(1) - 5		(1) - 6	
			人口 (人)	高齢化率 (%)	面積 (km)	消費者行政を担っている課室、 係、グループ	消費者行政を担当する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政を専任している職員の人数 及び 消費者行政以外を併任する職員の人数 (会計年度任用職員を除く)		消費者行政以外を併任する職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合		消費者行政を担当する 定数外職員（会計年度任用職員等） の人数		消費者行政を専任している定数外職員の人数 及び 消費者行政以外を併任している定数外職員の 人数（会計年度任用職員等）		
		消費者行政部局					消費生活センター	消費者行政部局	消費生活センター	消費者行政部局			消費生活センター	消費者行政部局	消費生活センター		
84	高知県	いの町	21,700	40.0	471	産業経済課 商工観光振興係	行政事務職員（相談員資格なし）3名	該当なし	併任 3名	該当なし	職員A 10%（商工観光振興と併任） 職員B 10%（商工観光振興と併任） 職員C 10%（商工観光振興と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
85	高知県	仁淀川町	4,889	55.8	333	産業建設課 産業振興係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（農業振興と併用）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
86	高知県	中土佐町	6,242	48.5	193.28	まちづくり課 商工係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%程度 職員B 10%程度	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
87	高知県	佐川町	12,334	40.3	100.8	町民課 生活環境係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 20%（生活環境業務と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
88	高知県	越知町	5,209	47.0	111.95	産業課 産業振興係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（農業分野等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
89	高知県	梶原町	3,285	47.1	236.45	保健福祉課 地域包括支援センター	その他（社会福祉士）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（高齢者の権利擁護などと併任）	保健師 3名	該当なし	併任 3名	該当なし		
90	高知県	日高村	4,869	43.0	44.85	産業環境課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 5%（墓地、観光、日曜市、企業関係、商工業関係、公園関係等併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
91	高知県	津野町	5,515	45.4	197.85	町民課	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（男女共同参画、広域火葬、災害医療救護計画、戦没者関係、福祉資金、福祉医療と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
92	高知県	四万十町	15,933	45.2	642.3	にぎわい創出課 地場産業係	行政事務職員（相談員資格なし）3名	該当なし	併任 3名	該当なし	職員A 30%（地産外商、雇用促進と併任） 職員B 10%（観光・公園施設管理・イベント事業・商工業振興・商店街活性化と併任） 職員C 10%（地場産業係・交流促進係・観光・公園施設管理・商店街活性化と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
93	高知県	大月町	4,650	49.0	102.94	まちづくり推進課 商工観光係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%（幹部会の出席、各種照会ものの回答、相談対応） 職員B 10%未満	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
94	高知県	三原村	1,450	47.1	85.37	総務課 総務係	行政事務職員（相談員資格なし）1名	該当なし	併任 1名	該当なし	職員A 10%（庁舎管理、広報、会計年度任用職員の給与関係業務等と併任）	0名	該当なし	該当なし	該当なし		
95	高知県	黒潮町	10,529	45.4	188.46	海洋森林課 商工係	行政事務職員（相談員資格なし）2名	該当なし	併任 2名	該当なし	職員A 10%（商工業務と併任） 職員B 30%（商工業務と併任）	事務職員 1名	該当なし	併任 1名	該当なし		

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について								
			(1)－7	(1)－8	(2)－1	(2)－2		令和4年度 消費者行政予算額	(2)－3 地方消費者行政強化交付金 の活用状況	(2)－4 【活用している市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用した金額と内訳 (単位：千円)	(2)－5 【活用していない市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用していない理由
			消費者行政以外を併任する 定数外職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	課室全体の業務のうち、 消費者行政が占める割合	令和4年度 一般会計当初予算額 (市町村全体) (単位：千円)	広義 (単位：千円)	狭義 (単位：千円)				
1	徳島県	徳島市	該当なし（専任のため100％）	17.2％	106,310,000	狭義と同額	20,861	【内訳】 ・消費者行政推進事業費 767千円 ・消費者安全確保地域協議会運営事業費 500千円 ・消費者生活相談業務会計年度任用職員給与費 8,188千円 ・徳島市消費者協会補助 83千円 ・消費者啓発事業費 466千円 ・消費生活センター運営費 10,857千円	活用している	6,261千円(内訳は以下のとおり) ・消費生活相談体制整備事業 5,057千円、 ・消費者被害防止のための啓発事業 826千円 ・消費者教室開催事業（広域） 50千円 ・消費者安全確保地域協議会運営事業 327千円	該当なし（活用している）
2	徳島県	鳴門市	該当なし（専任のため100％）	30％	27,777,000	狭義と同額	7,834	【内訳】 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 115千円 ・消費生活相談体制整備事業 544千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 542千円 ・倫理的消費の普及・促進―講演会開催事業 601千円 ・若年者への消費者教育の推進―普及啓発事業 250千円 ・その他 5,782千円	活用している	【強化事業】R 3 年実績 124千円(内訳は以下のとおり) ・消費者教育の推進 119千円 ・エシカル消費の普及・促進 5千円 以上事業経費（補助金額61千円） 【推進事業】 ・相談員レベルアップ 1千円 ・相談体制整備 451千円 ・消費者問題解決力 513千円 （補助金額965千円）	該当なし（活用している）
3	徳島県	小松島市	定数外職員A 20％（公共交通・生活支援担当業務と併任）	20％	16,152,000	狭義と同額	6,626	【内訳】 ・消費者行政推進事業 6,418千円、 ・団体補助金（市消費者協会）208千円	活用している	令和3年度：4,181千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談員等レベルアップ事業 3千円 ・消費生活生活相談体制整備事業 3,739千円、 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(啓発物品等) 439千円 令和4年度：4,182千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談員等レベルアップ事業 12千円 ・消費生活相談体制整備事業 3,721千円、 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(啓発物品等) 449千円	該当なし（活用している）
4	徳島県	阿南市	該当なし（専任のため100％）	2.5％	32,750,000	狭義と同額	6,750	－	活用している	6,543千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談体制整備事業 6,227千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 316千円	該当なし（活用している）
5	徳島県	吉野川市	定数外職員A 25％（防犯、自治会業務と併任）	25％	19,069,000	狭義と同額	8,733	【内訳】 消費者行政費 8,733千円	活用している	4,782千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談機能整備・強化事業 29千円 ・消費生活相談体制整備事業 4,753千円	該当なし（活用している）
6	徳島県	阿波市	該当なし	100％	18,896,000	10,396	10,396	【広義内訳】 ・消費者行政推進費1,097千円 ・消費者行政推進交付金事業費9,299千円 【狭義内訳】 ・消費者行政推進費1,097千円 ・消費者行政推進交付金事業費9,299千円	活用している	○ 令和4年度計画 5,680千円 （内訳：推進事業5,472千円、強化事業208千円） 【推進事業】 ・レベルアップ事業 23千円 ・体制整備事業 5,000千円 ・問題解決力強化事業 449千円 【強化事業】 ・迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業 208千円 ○ 令和3年度実績 5,537千円 （内訳：推進事業5,472千円、強化事業65千円） 【推進事業】 ・レベルアップ事業 18千円 ・体制整備事業 5,007千円 ・問題解決力強化事業 447千円 【強化事業】 ・迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業 65千円	該当なし（活用している）
7	徳島県	美馬市	該当なし（専任のため100％）	10％	19,293,000	狭義と同額	10,538	－	活用している	6,693,000円（内訳は以下のとおり） ・センター運営 6,493,000円 ・協議会事業 200,000円（R9まで）	該当なし（活用している）
8	徳島県	三好市	該当なし（専任のため100％）	20％	25,051,363	狭義と同額	7,207	－	活用している	令和3年度徳島県消費者行政強化事業 3,465,000円 (内訳は以下のとおり) 1.消費生活相談機能整備・強化事業 3,000円 2.消費生活相談員等レベルアップ事業 21,000円 3.消費生活相談体制整備事業 3,311,000円 4.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 130,000円	該当なし（活用している）
9	徳島県	勝浦町	該当なし	5％程度	3,934,000	狭義と同額	798	【内訳】 ・消費者行政強化交付金 578千円 ・町消費者協会補助金等 220千円	活用している	578千円（内訳は以下のとおり） ・小松島市消費生活センター負担金 560千円 ・旅費・駐車場使用料・研修会負担金 18千円	該当なし（活用している）
10	徳島県	上勝町	該当なし	5％	3,675,658	狭義と同額	310	【内訳】 ・旅費 75千円 ・食糧費 4千円 ・印刷製本費 13千円 ・負担金 218千円	活用している	203千円(内訳は以下のとおり) ・消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援) 37千円 ・消費生活相談体制整備事業 154千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組) 12千円	該当なし（活用している）
11	徳島県	佐那河内村	該当なし	2～3％	3,269,280	498	458	【狭義内訳】 ・広域消費生活センター負担金 440千円 ・旅費 8千円 ・職員研修負担金 10千円 【広義内訳】 ・推進事業 458千円 ・村消費者協会補助金 40千円	活用している	徳島県消費者行政強化事業補助金 438千円	該当なし（活用している）
12	徳島県	石井町	該当なし	30％	9,712,000	2,183	2,108	【広義内訳】 ・推進事業 2,018千円 ・石井町消費者協会補助金 75千円 【狭義内訳】 ・消費生活相談員人件費 2,012千円 ・研修費 6千円	活用している	2,108千円（内訳は以下のとおり） ・推進事業2,108千円	該当なし（活用している）
13	徳島県	神山町	該当なし	5％	6,768,000	654	9	【広義内訳】 ・推進事業 654千円 【狭義内訳】 ・推進事業 9千円	活用している	・広義推進事業 654千円 ・狭義推進事業 9千円	該当なし（活用している）

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について									
			(1)－7		(1)－8	(2)－1	(2)－2		(2)－3	(2)－4		(2)－5
			消費者行政以外を併任する 定数外職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	課室全体の業務のうち、 消費者行政が占める割合	令和4年度 一般会計当初予算額 (市町村全体) (単位：千円)	令和4年度 消費者行政予算額				【活用している市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用した金額と内訳 (単位：千円)	【活用していない市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用していない理由	
広義 (単位：千円)	狭義 (単位：千円)	内訳										
14	徳島県	那賀町	該当なし	10%	9,300,000	195	12	【広義内訳】 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 12千円 ・消費者センター運営費 163千円 ・消費者協会補助金 20千円 【狭義内訳】 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 12千円	活用している	・消費生活相談員等レベルアップ事業 12千円	該当なし（活用している）	
15	徳島県	牟岐町	該当なし	5%	2,947,774	狭義と同額	168	【狭義内訳】 ・牟岐町消費者協会補助金 27千円 ・阿南市消費生活センター運営負担金 121千円 ・旅費、消耗品費 20千円	活用していない	該当なし（活用していない）	コロナ禍において計画等の見通しが立てにくい為。	
16	徳島県	美波町	該当なし	3%	10,987,110	狭義と同額	225	【狭義の内訳】 ・消費生活センター運営負担金 151千円 ・消費者協会補助金 74千円	活用していない	該当なし（活用していない）	阿南市消費者センターと連携したため	
17	徳島県	海陽町	該当なし	1%未満	6,856,000	538	211	【広義内訳】 ・阿南市消セン運営負担金 174千円 ・町消費者協会補助金 136千円 ・特殊詐欺対策機器貸与事業 150千円 ・国セン研修受講 62千円 ・見守り事業 16千円 【狭義内訳】 ・特殊詐欺対策機器貸与事業 149千円 ・国セン研修受講 62千円	活用している	75千円（内訳は以下のとおり） ・特殊詐欺対策機器貸与事業 75千円 ・見守り事業 2千円	該当なし（活用している）	
18	徳島県	松茂町	該当なし（専任のため100%）	10%	6,472,000	82,084	広義とほぼ同額	・人件費 ・需用費 ・委託費	活用している	食品ロス関連業務20万円のうち10万円、 啓発グッズ、アンケート、イベント、出前講座	該当なし（活用している）	
19	徳島県	北島町	該当なし	10%	8,698,000	狭義と同額	4,715	【狭義内訳】 ・松茂・北島消費生活センター負担金 4,703千円 ・消費者行政講座受講料 12千円	活用している	地方消費者行政強化交付金(推進事業分) 消費生活相談機能整備・強化事業：235千円うち交付金0円 消費生活相談員等レベルアップ事業：168千円うち交付金168千円 消費生活相談体制整備事業：4,220千円うち交付金3,144千円 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業：60千円うち交付金0円	該当なし（活用している）	
20	徳島県	藍住町	該当なし（専任のため100%）	30%	12,318,000	狭義と同額	6,405	【狭義内訳】 ・消費生活センター事業 5,977千円 ・迷惑電話防止機能付電話購入補助事業 300千円 ・消費者協会補助事業 128千円	活用している	6,147千円（内訳は下記のとおり） ・消費者行政推進事業 5,997千円 ・消費者行政強化事業 150千円	該当なし（活用している）	
21	徳島県	板野町	該当なし（専任のため100%）	10%	5,556,000	狭義と同額	9,410	【狭義内訳】 ・相談所人件費 7,866千円 ・特殊詐欺等防止対策機器購入補助金事業 200千円 ・その他 1,344千円	活用していない	該当なし（活用していない）	新事業等がないため。また、一般財源等で運営しているため。	
22	徳島県	上板町	定数外職員A 20～30%（改善センター管理運営、農産加工と併任） 定数外職員B 20～30%（改善センター管理運営、農産加工と併任）	10%弱	5,000,000	狭義と同額	6,150	【狭義内訳】 ・報酬 4,058千円 ・職員手当等 693千円 ・共済費 738千円 ・報償費 100千円 ・旅費 148千円 ・需用費 408千円 ・使用料及び賃借料 5千円	活用している	150千円（内訳は以下のとおり） ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保するための取組） 150千円	該当なし（活用している）	
23	徳島県	つるぎ町	該当なし	5%以下	7,445,000	2,474	2,368	【広義内訳】 ・不審電話等録音装置貸与事業 142千円 ・消費生活センターの運営事業費 2,226千円 ・消費者協会補助金 106千円 【狭義内訳】 ・不審電話等録音装置貸与事業 142千円 ・消費生活センターの運営事業費 2,226千円	活用している	【内訳】 ・不審電話等録音装置貸与事業 44千円 ・消費生活センターの運営事業費 1,940千円	該当なし（活用している）	
24	徳島県	東みよし町	定数外職員A 40%（商業振興、農業振興と併任）	5%	8,108,114	狭義と同額	3,383	【狭義内訳】 ・消費生活相談機能整備・強化事業 【広域】52千円 ・消費生活相談機能整備・強化事業 【広域】24千円 ・消費生活相談員等いへルアップ事業 【広域】17千円 【町単独】16千円 ・消費生活相談体制整備事業 【広域】2,559千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 【広域】52千円 【町単独】408千円 ・特殊詐欺防止対策機器等購入補助金事業 【町単独】200千円 ・見守りガイドブック作成事業 【広域】55千円	活用している	2,330千円(内訳は以下のとおり) ・消費生活相談機能整備・強化事業【広域】23千円 ・消費生活相談員等いへルアップ事業【広域】16千円【町単独】6千円 ・消費生活相談体制整備事業 【広域】1,945千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業【広域】50千円【町単独】163千円 ・特殊詐欺防止対策機器等購入補助金事業【町単独：強化事業分】100千円 ・見守りガイドブック作成事業【広域：強化事業分】27千円)	該当なし（活用している）	
25	香川県	高松市	該当なし（専任のため100%）	15%	163,800,000	狭義と同額	13,451	【狭義内訳】 ・消費者啓発費 1,643千円 ・消費者保護費 10,673千円 ・消費者団体育成費 1,135千円	活用している	237千円（内訳は以下のとおり） ・エシカル消費啓発事業 128千円 ・消費生活相談員レベルアップ事業 109千円	該当なし（活用している）	
26	香川県	丸亀市	随時、相談あれば対応（市民相談と併任）	5%	53,900,000	狭義と同額	26	【狭義内訳】 消費者行政事業 26千円	活用していない	該当なし（活用していない）	対象となる事業を実施していない	
27	香川県	坂出市	該当なし	5%	25,735,000	狭義と同額	49	【狭義内訳】 研修参加費 49千円	活用していない	該当なし（活用していない）	交付金を要する事業を現在予定していないため	
28	香川県	善通寺市	該当なし	5%	14,597,000	狭義と同額	420	【狭義内訳】 消費者活動事業 420千円	活用していない	該当なし（活用していない）	商工・観光部門において、消費者行政を所管しており、新型コロナウイルス感染症に係る交付金事業等、緊急性の高い事業を優先しているため。	
29	香川県	観音寺市	該当なし	2%	29,150,000	狭義と同額	50	【狭義内訳】 市消費者団体補助事業 50千円	活用していない	該当なし（活用していない）	予算上の都合、人員不足	
30	香川県	さぬき市	該当なし	5%以下	26,630,000	狭義と同額	180	【狭義内訳】 さぬき市消費者団体連絡協議会補助金 180千円	活用していない	該当なし（活用していない）	そこまで余力がないため	
31	香川県	東かがわ市	該当なし	5%	19,336,178	275	275	【内訳】 ・参考図書・啓発品 76千円 ・助成金 190千円 ・研修 9千円	活用していない	該当なし（活用していない）	歳入予算をとっていないため	

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について								
			(1)－7	(1)－8	(2)－1	(2)－2		(2)－3	(2)－4		(2)－5
			消費者行政以外を併任する 定数外職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	課室全体の業務のうち、 消費者行政が占める割合	令和4年度 一般会計当初予算額 (市町村全体) (単位：千円)	令和4年度 消費者行政予算額			地方消費者行政強化交付金 の活用状況	【活用している市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用した金額と内訳 (単位：千円)	【活用していない市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用していない理由
広義 (単位：千円)	狭義 (単位：千円)	内訳									
32	香川県	三豊市	該当なし	1%	33,270,000	狭義と同額	83	【狭義内訳】 消費者団体への活動補助金 83千円	活用していない	該当なし（活用していない）	消費者行政事務にける人材を設置していない。
33	香川県	土庄町	該当なし	2%	9,228,000	狭義と同額	97	【狭義内訳】 ・旅費 9千円 ・需用費 88千円	活用していない	該当なし（活用していない）	まだその段階に至っていない。
34	香川県	小豆島町	該当なし	1%	10,038,000	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	交付金を活用する事業を実施していないため
35	香川県	三木町	該当なし	1%	11,213,000	1	1	【広義内訳】 ・旅費 1千円 【狭義内訳】 ・消耗品費 1千円	活用していない	該当なし（活用していない）	交付金を活用する事業の予定がない。
36	香川県	直島町	該当なし	1%	3,223,280	狭義と同額	30	【狭義内訳】 ・研修会旅費等 25千円 ・事務費 5千円	活用していない	該当なし（活用していない）	人口規模が小さいため
37	香川県	宇多津町	該当なし	5%	6,400,000	8	8	【狭義内訳】 ・需用費 8千円	活用していない	該当なし（活用していない）	体制整備ができておらず、交付金を活用して行う事業がない。
38	香川県	綾川町	該当なし	5%	10,728,816	狭義と同額	125	【狭義内訳】 ・消費生活相談員人件費 120千円 ・消費者行政研修 5千円	活用していない	該当なし（活用していない）	消費生活相談事例が少ないため
39	香川県	琴平町	該当なし	2%	5,397,250	100	100	－	活用していない	該当なし（活用していない）	過去より相談件数が毎期0件であるため
40	香川県	多度津町	該当なし	1%	10,029,000	狭義と同額	70	【狭義内訳】 消費者友の会補助金 70千円	活用していない	該当なし（活用していない）	商工担当が2名しかおらず、コロナ関連の事業者支援等に追われ、消費者保護行政に手が回らない状況である。
41	香川県	まんのう町	該当なし	10%	12,005,000	狭義と同額	150	【狭義内訳】 ・消耗品 50千円 ・印刷製本 100千円	活用していない	該当なし（活用していない）	民生委員会等の会合やホームページで啓発をしている為
42	愛媛県	松山市	該当なし (専任のため100%)	40%	410,012,500	狭義と同額	13,432	【内訳】 ・消費者啓発事業 869千円 ・消費生活相談事業 12,563千円	活用している	令和4年度交付金上限額 1,993千円 ・強化事業 373千円 ・推進事業 1,620千円 令和3年度交付決定額 1,728千円 ・強化事業 203千円 ・推進事業 1,525千円	該当なし (活用している)
43	愛媛県	今治市	該当なし (専任のため100%)	10%	74,720,000	狭義と同額	6,238	【内訳】 消費生活相談事業 6,238千円	活用している	120千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談事業 120千円	該当なし (活用している)
44	愛媛県	宇和島市	該当なし (専任のため100%)	5%	48,250,000	狭義と同額	3,628	【内訳】 消費生活相談事業 3,628千円	活用していない	令和3年度分 429千円（内訳は以下のとおり） ・推進事業分：地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	令和3年度で活用期間が終了（推進事業分）したところで、現状、具体的な活用方法を検討するに至っていない。
45	愛媛県	八幡浜市	該当なし (専任のため100%)	10%	21,994,717	狭義と同額	2,895	【内訳】 ・消費生活相談体制整備事業 2,242千円 ・地域社会における問題解決力の強化に関する事業 385千円 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 248千円 ・その他（消耗品） 20千円	活用している	2,490千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談体制整備事業 2,242千円うち交付金301千円 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 248千円うち交付金124千円	該当なし (活用している)
46	愛媛県	新居浜市	該当なし (専任のため100%)	75%	50,939,729	狭義と同額	9,607	【内訳】 ・消費生活相談事業 9,288千円 ・消費生活モニター費 64千円 ・特殊詐欺対策電話機等設置支援事業 255千円	活用している	235千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談事業 29千円 ・消費者安全確保地域協議会運営事業 189千円 ・特殊詐欺対策電話機等設置支援事業 17千円	該当なし (活用している)
47	愛媛県	西条市	該当なし (専任のため100%)	20%	49,290,000	狭義と同額	3,522	【内訳】 消費生活活性化事業 3,522千円	活用している	約200千円（内訳は以下のとおり） ・出張旅費 ・印刷費 など	該当なし (活用している)
48	愛媛県	大洲市	該当なし (専任のため100%)	17%	29,700,000	狭義と同額	4,378	【内訳】 消費生活相談事業 4,378千円	活用している	780千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談事業 780千円	該当なし (活用している)
49	愛媛県	伊予市	該当なし (専任のため100%)	約13%	17,543,437	狭義と同額	2,784	【内訳】 【広義内訳】 2,784千円（人件費2,157千円、啓発事業費627千円） 【狭義内訳】 2,784千円（人件費2,157千円、啓発事業費627千円）	活用していない	該当なし (活用していない)	コロナの地方創生臨時交付金を活用しているため、地方消費者行政強化交付金を活用していない。
50	愛媛県	四国中央市	定数外職員A 50%（相談業務と併任） 定数外職員B 50%（相談業務と併任）	40%	37,810,000	狭義と同額	485	【内訳】 消費者行政推進費 485千円	活用していない	該当なし (活用していない)	活用期間終了のため
51	愛媛県	西予市	該当なし (専任のため100%)	8.8%	31,760,000	狭義と同額	4,092	【内訳】 消費生活事業 542千円 会計年度任用職員給与費（消費生活事業）3,550千円	活用している	154千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活事業 154千円	該当なし (活用している)
52	愛媛県	東温市	該当なし (専任のため100%)	約5%	15,755,000	狭義と同額	666	【広義内訳】 消費者教育連携推進事業 666千円 【狭義内訳】 消費者教育連携推進事業 666千円	活用している	333千円（内訳は以下のとおり） ・消費者教育連携推進事業 333千円	該当なし (活用している)
53	愛媛県	上島町	定数外職員A 30%程度（消費者関係の事務（調査回答など））	2%	6,782,000	狭義と同額	56	【内訳】 消費者行政研修会等（県が主催の研修会等） 56千円	活用していない	該当なし (活用していない)	該当する事業がないため
54	愛媛県	久万高原町	該当なし (専任のため100%)	10%	9,303,229	狭義と同額	441	【広義内訳】 消費生活相談員配置 321千円（相談員人件費、研修参加支援）、啓発関係 120千円 【狭義内訳】 消費生活相談員配置 321千円（相談員人件費、研修参加支援）、啓発関係 120千円	活用していない	該当なし (活用していない)	・当町の相談状況等から、強化事業の内容は合致しにくい。 ・常勤の専任職員がいないこと（職員数も少ない）など、新規事業への取組が難しい。
55	愛媛県	松前町	定数外職員A 20%	10%	11,182,186	狭義と同額	1,057	【内訳】 1,057千円（消費者行政推進事業）	活用している	118千円（内訳は以下のとおり） ・SDGs推進事業	該当なし (活用している)
56	愛媛県	砥部町	該当なし (専任のため100%)	5%	8,399,696	狭義と同額	1,315	－	活用している	63千円（内訳は以下のとおり） ・SDG s 啓発事業	該当なし (活用している)
57	愛媛県	内子町	該当なし (専任のため100%)	10%	9,313,000	狭義と同額	7,544	【内訳】 7,544千円（消費者行政活性化事業）	活用していない	該当なし (活用していない)	該当する事業を行っていないため。 また行っているものも既存の交付金で足りているため。

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について									
			(1)－7		(1)－8	(2)－1	(2)－2		(2)－3	(2)－4		(2)－5
			消費者行政以外を併任する 定数外職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	課室全体の業務のうち、 消費者行政が占める割合	令和4年度 一般会計当初予算額 (市町村全体) (単位：千円)	令和4年度 消費者行政予算額			地方消費者行政強化交付金 の活用状況	【活用している市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用した金額と内訳 (単位：千円)	【活用していない市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用していない理由	
広義 (単位：千円)	狭義 (単位：千円)	内訳										
58	愛媛県	伊方町	定数外職員A 5％（塵芥処理、畜場・墓地管理、環境衛生関係、環境保全関係等と併任）	5%	9,902,020	狭義と同額	569	－	活用している	55千円（内訳は以下のとおり） ・消費者行政啓発チラシ作成事業 55千円	該当なし （活用している）	
59	愛媛県	松野町	該当なし （専任のため100%）	10%	4,250,000	狭義と同額	531	【内訳】 531千円（消費生活相談体制整備事業）	活用していない	該当なし （活用していない）	消費生活相談体制整備事業が終了となり交付金をいだけなくなったため。	
60	愛媛県	鬼北町	該当なし	10%	9,980,600	狭義と同額	940	【内訳】 940千円（消費者行政活性化事業）	活用していない	該当なし （活用していない）	現時点で、強化を予定する事業に該当するものがないため	
61	愛媛県	愛南町	該当なし （専任のため100%）	10%	14,190,000	狭義と同額	696	【内訳】 696千円（相談員人件費533千円、研修旅費・手数料163千円）	活用している	149千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談体制整備事業	該当なし （活用している）	
62	高知県	高知市	該当なし（専任のため100%）	課 33% 室 100%	151,000,000	狭義と同額	16,737	【内訳】 ・消費生活審議会 87千円 ・会計年度任用職員給与 14,104千円 ・事務費 319千円 ・消費生活法律相談 502千円 ・消費者啓発事業 575千円 ・消費者行政強化事業 1,150千円	活用している	1,148千円（内訳は以下のとおり） ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 1,148千円	該当なし（活用している）	
63	高知県	室戸市	100%（※月1回の相談日のみ出勤）	5%未満	15,049,981	狭義と同額	227	【内訳】 ・啓発事業 160千円 ・相談事業 67千円	活用している	23千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談員等レベルアップ事業 23千円	該当なし（活用している）	
64	高知県	安芸市	定数外職員A 40%（観光事業と併任）	5%	16,960,632	狭義と同額	2,203	【内訳】 消費生活相談体制整備事業 2,203千円	活用している	1,101千円（内訳は以下のとおり） ・推進事業 1,101千円 ・強化事業 0千円	該当なし（活用している）	
65	高知県	南国市	該当なし（専任のため100%）	16%	23,340,000	狭義と同額	4,738	【内訳】 ・嘱託職員報酬 3672千円 ・会計年度任用職員共済費 672千円 ・PIO刷新に伴う操作研修 4千円 ・相談員国セン研修 231千円 ・相談員PIO初任者研修 57千円 ・消費者行政図書 20千円 ・消費生活相談専用電話 66千円 ・総日生活相談員研修受講料 12千円 ・消費生活い相談員研修受講料 3千円	活用している	1,512千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談体制整備事業 1,404千円 ・国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業（国が指定するテーマの研修への参加） 108千円	該当なし（活用している）	
66	高知県	土佐市	定数外職員A 10%程度	10%	15,724,070	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	相談件数が少数であることから、新規事業を予定していないため。	
67	高知県	須崎市	該当なし（専任のため100%）	20～30%程度	15,260,000	狭義と同額	2,592	【内訳】 ・消費者行政推進事業 2,069千円 ・消費者行政強化事業 523千円	活用している	令和3年度実績 全体予算：2,997千円（内、交付金対象経費）1,864千円 令和4年度予定 全体予算：2,592千円（内、交付金対象経費）1,295千円	該当なし（活用している）	
68	高知県	宿毛市	該当なし	5%	13,181,916	狭義と同額	2,807	【内訳】 ・幡多広域市町村圏事務組合負担金 8,577千円 （うち消費生活センター運営費 2,807千円）	活用していない	該当なし（活用していない）	令和2年度に消費者行政情報の広報強化のためにPCを購入し、現状、不足していないため。	
69	高知県	土佐清水市	定数外職員A 5％（商工業務と併任）	5%	9,658,000	狭義と同額	3,892	【内訳】 ・消費者行政推進事業費補助金 2,000千円 ・幡多広域消費生活センター運営費負担金 1,892千円	活用している	【推進事業】1,999千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保する点の取組）	該当なし（活用している）	
70	高知県	四万十市	該当なし	約3%	25,589,000	狭義と同額	4,616	【内訳】 ・負担金 4,566千円 ・旅費 10千円 ・消耗品費 40千円	活用していない	該当なし（活用していない）	現下において交付金を活用する事業、用途が存在しない為。	
71	高知県	香南市	該当なし（専任のため100%）	10%	19,351,856	狭義と同額	4,338	【内訳】 ・消費生活相談機能整備・強化事業 338千円 ・消費生活相談体制整備事業 2,829千円 ・配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制の整備事業 880千円 ・消費生活相談員レベルアップ事業 291千円	活用している	2,317千円（内訳は以下のとおり） 【推進事業】1,732千円 ・消費生活相談機能整備・強化事業（書籍・啓発グッズ購入）338千円 ・消費生活相談体制整備事業 1,394千円 【強化事業】585千円 ・配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制の整備事業（消費者被害防止自動通話録音機貸与）440千円 ・消費生活相談員レベルアップ事業（研修）145千円	該当なし（活用している）	
72	高知県	香美市	該当なし（専任のため100%）	およそ20%	19,598,000	狭義と同額	4,137	【広義内訳】 ・消費生活相談員人件費 2693千円 ・研修旅費 207千円 ・消費者問題啓発用回覧板作製費 1200千円 ・書籍購入費 10千円 ・駐車料 5千円 ・研修負担金 22千円	活用している	【推進事業】1,200千円（内訳は以下のとおり） ・消費者問題啓発用回覧板作製費 1,200千円 【強化事業】114千円（内訳は以下のとおり） ・研修旅費 103千円 ・研修負担金 11千円	該当なし（活用している）	
73	高知県	東洋町	該当なし	10%以下	2,794,781	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	必要がないため	
74	高知県	奈半利町	該当なし	5%	3,000,000	狭義と同額	10	【内訳】 ・旅費 5千円 ・消耗品費 5千円	活用していない	該当なし（活用していない）	特に必要性を感じていない。	
75	高知県	田野町	該当なし	0.5%	3,081,900	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	総合的に判断した結果	
76	高知県	安田町	該当なし	5%	3,126,000	狭義と同額	49	【内訳】 ・消費生活相談員レベルアップ事業 9千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保する点の取組） 40千円	活用している	48千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談員レベルアップ事業 9千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保する点の取組） 39千円	該当なし（活用している）	
77	高知県	北川村	該当なし	1%	2,712,761	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	消費者行政予算を確保していないため	
78	高知県	馬路村	該当なし	5%未満	2,232,000	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	該当となる実績等がないため。	
79	高知県	芸西村	該当なし	3%	5,483,600	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	強化交付金の対象となるテーマについて、数年、交付金を活用し広報等行ったため。	
80	高知県	本山町	該当なし	1%	4,854,000	狭義と同額	30	【内訳】 消費者行政活性化事業（消費者相談員配置委託料負担金）	活用していない	該当なし（活用していない）	平成31年まで活用していたそうであるが、消費者相談の事例が少なく活用をやめた経過がある	
81	高知県	大豊町	該当なし	5%	5,398,198	狭義と同額	381	－	活用していない	該当なし（活用していない）	相談件数が少なく、職員も併任であり、消費者行政に割ける労力が限られていることと、相談に応じて個別対応ができているため。	

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について									
			(1)－7		(1)－8	(2)－1	(2)－2		(2)－3	(2)－4		(2)－5
			消費者行政以外を併任する 定数外職員の全業務のうち 消費者行政業務が占める割合	課室全体の業務のうち、 消費者行政が占める割合	令和4年度 一般会計当初予算額 (市町村全体) (単位：千円)	令和4年度 消費者行政予算額			地方消費者行政強化交付金 の活用状況	【活用している市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用した金額と内訳 (単位：千円)	【活用していない市町村のみ】 地方消費者行政強化交付金を活用していない理由	
広義 (単位：千円)	狭義 (単位：千円)	内訳										
82	高知県	土佐町	該当なし	5%	4,600,294	狭義と同額	300	【内訳】 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 163千円 ・消費生活相談体制整備事業60千円、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 17千円 ・その他 60千円	活用している	240千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談員等レベルアップ事業 163千円 ・消費生活相談体制整備事業 60千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 17千円	該当なし（活用している）	
83	高知県	大川村	該当なし	5%	182,299	狭義と同額	5	【内訳】 ・消費生活相談員報酬 5千円	活用していない	該当なし（活用していない）	県が行っている、消費生活担当者への研修会等を活用しているため。	
84	高知県	いの町	該当なし	10%	13,571,400	狭義と同額	53	【内訳】 ・消費者対策費 53千円	活用していない	該当なし（活用していない）	事例なし	
85	高知県	仁淀川町	該当なし	5%	6,901,251	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	－	
86	高知県	中土佐町	該当なし	10%以下	6,680,103	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	活用する予定がなかったため	
87	高知県	佐川町	該当なし	5%	9,203,944	なし	なし	－	活用していない	該当なし（活用していない）	消費者行政業務に伴う相談等の実務がほとんどないため。	
88	高知県	越知町	該当なし	5%	4,242,930	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	消費者生活相談件数が少なく、事業の活用に至らないため。	
89	高知県	梶原町	相談の都度対応	10%	6,367,000	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	どのように活用してよいのか分からない（活用するだけの活動ができていない）	
90	高知県	日高村	該当なし	5%	4,103,740	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	マンパワー不足	
91	高知県	津野町	該当なし	－	6,128,000	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	人員不足	
92	高知県	四万十町	該当なし	3%	18,934,000	狭義と同額	978	【内訳】 ・消費生活相談員等レベルアップ事業 55千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 923千円	活用している	978千円（内訳は以下のとおり） ・消費生活相談員等レベルアップ事業 55千円 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 923千円	該当なし（活用している）	
93	高知県	大月町	該当なし	10%	5,036,000	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	幡多広域で行っているため	
94	高知県	三原村	該当なし	2%	2,084,188	0	0	－	活用していない	該当なし（活用していない）	村では新しい事業をしていないため	
95	高知県	黒潮町	定数外職員A 5%（商工業務と併任）	10%	10,750,000	241	241	【内訳】 ・消費者行政推進事業 241千円	活用している	【内訳】 ・強化事業 120千円	該当なし（活用している）	

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について										
			(3)－1				(4)－1	(4)－2	(4)－3	(5)－1	(5)－2	(5)－3	(5)－4
			令和3年度の実施事業、また令和4年度実施予定の事業				住民へ周知する注意喚起情報はどこから取得するか	注意喚起情報の周知先や方法	注意喚起情報の周知の頻度	市町村内における消費生活センターの有無	各相談窓口における消費生活相談員の配置の有無	配置する消費生活相談員の人数	配置している消費生活相談員の経験年数 ※消費生活相談員を配置している市町村のみ
①相談・啓発に関すること	②消費者教育に関すること	③見守りNWに関すること	④その他										
1	徳島県	徳島市	・くらしの広場(啓発情報誌)(年6回)の発行・配布 ・くらしの豆知識の配布、啓発キャンペーンの実施	くらしの講座、移動消費者教室の実施	総会の開催、還付金詐欺防止キャンペーン(年金支給日に合わせて啓発物品の配布)等の実施	－	・国民生活センター ・徳島県 ・警察	・住民、見守りネットワーク構成団体・協力団体向けに情報誌にて周知 ・住民向けに広報誌にて周知 ・ホームページで情報発信	・協力団体向けに情報誌(2か月に1回) ・住民向けに広報誌(不定期) ・ホームページで情報発信(必要に応じて)	設置している	配置している	4名	・相談員A 26年 ・相談員B 17年 ・相談員C 8年 ・相談員D 4年
2	徳島県	鳴門市	・市民への消費者被害防止・食品ロス・見守り等をテーマとした出前講座等、合計6地区(回)、参加人数106名(R3) ・上記に加え、SDGs、エシカル消費などテーマを増やした上で、出前講座を開催する。(R4) ・消費者被害防止及びエシカル消費啓発グッズの作製(R3、R4予定)	・若年者への消費者教育普及啓発事業(市内小中学生への消費者教育啓発冊子の配布)(R3) ・若年者への消費者教育普及啓発事業(市内小中学生への消費者教育啓発グッズの配布、 ・中学生へ向けた、消費生活センター認知度向上のためのグッズ作製)(R4予定)	高齢者見守り啓発グッズの作製(R3、R4予定)	エシカル消費をテーマとした講演会の開催(R4予定)	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター	・市公式ウェブサイトやSNSでの周知 ・市発行の広報紙での注意喚起等	・消費者月間に合わせた周知(毎年5月) ・その他、適宜必要に応じて、市公式ウェブサイト、広報紙などで周知をしている。 ・R3年度実績(広報紙掲載4回)	設置している	配置している	3名	・職員A(平成27年9月1日～) ・職員B(平成31年4月1日～) ・職員C(令和3年9月1日～)
3	徳島県	小松島市	・市内大型スーパーの店頭・寺院等での啓発活動。 ・消費生活センター通信の作成。(広報紙に折込・市ホームページに掲載) ・消費生活相談員による出前講座 ・自動通話録音装置の貸出	・市内小中学校・公民館・図書館へ国民生活センター作成「くらしの豆知識」を配布。 ・中学3年生に消費者被害事例を掲載したパンフレットを配布。(家庭科の時間にパンフレットを利用した消費者問題学習)	令和3年度 ・特殊詐欺被害防止、消費生活センターの周知を図るポスター作成・配布 ・見守りネットワーク連携事例によるフローシートの活用	－	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター(県・市) ・警察 など	・住民向けに消費生活センター通信を作成し、広報紙に折込。 ・市ホームページに掲載。 ・見守りネットワーク委員・くらしの安全安心サポーターにメール・FAX等で周知。	・緊急の場合は随時 ・消費生活センター通信は年に3回	設置している	配置している	2名	・相談員 6年 ・相談員 4年
4	徳島県	阿南市	・消費生活センター相談窓口 ・消費生活センター出前講座(R3:11回) ・啓発グッズ作成 ・折込チラシ作成	・消費生活センター出前講座 ・研修 ・消費生活講演会	定例会(R3年度はコロナにより書面開催)	－	・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター	・広報の折込チラシにて周知 ・消費生活センター出前講座(講演会)	・広報の折込チラシにて周知(年1) ・消費生活センター出前講座(R3年度は年11回)	設置している	配置している	3名	・相談員 2年 ・相談員 2年 ・相談員 1年
5	徳島県	吉野川市	令和3年度実施事業 ・消費生活啓発グッズ・パンフレットの街頭等での配布5回 令和4年度実施予定事業 ・消費生活啓発グッズ・パンフレットの街頭等での配布	令和3年度実施事業 ・消費生活に関する講義実施3回 令和4年度実施予定事業 ・消費生活に関する講座実施	令和3年度実施事業 ・協議会はコロナ感染拡大防止のため、中止。(構成員からの相談3件・構成員への情報提供1件)	－	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター	・住民向けに広報誌にて周知 ・自治会への周知文書の送付による周知 ・消費生活啓発グッズ・パンフレットの街頭等での配布 ・消費生活に関する講座・講義 ・防災無線、インターネット(市公式ホームページ)、ケーブルテレビを通じての周知	・住民向けに広報誌にて周知(月1回) ・自治会への周知文書の送付による周知(年4回)	設置している	配置している	2名	・相談員A 4年 ・相談員B 3年
6	徳島県	阿波市	・出前講座の開催(R3実績14回240名) ・広報紙の掲載(毎月) ・HP・ケーブルテレビ・音声告知放送における啓発(随時) ・啓発チラシの折込配布(R3実績3回全戸) ・消費者協会との協働による啓発キャンペーンの実施(R3実績8回)	・中学生対象に啓発パンフレットを用いた消費者問題に関する授業の実施(活用期間R7まで) ・成人式において啓発パンフレット等を配布し、消費者被害の防止を図る(活用期間R4まで)	・消費者安全確保地域協議会 定例会の開催、研修会への参加、情報提供(メール・FAX等) ・消費生活協力団体・消費生活協力員の委嘱(R3実績 金融機関8団体、1個人)	・迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業の実施(R3実績17件) ・消費者協会等の活動支援 ・権限移譲事務(品質表示立入検査)	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・徳島県消費者情報センター ・警察	・緊急を要するものは、音声告知器放送にて周知 ・住民向けに広報紙、HP、ケーブルテレビにて周知 【令和4年度以降】 ・SNS(LINE)を使った情報発信	・広報紙は毎月、その他については随時周知	設置している	配置している	2名	・相談員A 5年 ・相談員B 5年
7	徳島県	美馬市	・消費生活センターのLINE	・月間パネル展示 ・若者向け展示	・協議会事業	－	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター ・警察	・広報誌 ・成人式	・広報誌 月1回 ・LINE 月2～3回、随時	設置している	配置している	3名	18年、11年、12年、5年 ※要確認 4人?
8	徳島県	三好市	・みよし消費生活センターにて相談受付、出前講座	・小、中、高校生にチラシ、パンフレットの配布	・見守りネットワーク構成員に向けた、事務マニュアルの作成、配布	・消費者情報を市報に掲載、緊急時、告知端末にて市民に位情報提供	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター ・消費生活相談窓口 ・警察 ・みよし消費生活センター ・見守りネットワーク構成員	・市報 ・ホームページ ・音声告知端末での放送学校への資料配布 ・関係機関窓口への掲示 ・チラシ配置 ・見守りネットワーク構成員へのメール等	・定時では月に一度 ・緊急情報は、そのつど速やかに対応(告知端末により市民に速やかに啓発)	設置している	配置している	2名	・相談員A 5年1か月 ・相談員B 5年1か月
9	徳島県	勝浦町	広報掲載と防災無線により消費者被害啓発	小松島市で購入した冊子を学校で配布、中学3年生向けに啓発資料配布	会議(年1回)と研修会(数年に1回)の開催	消費生活協力団体への依頼(金融機関等)	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・警察 ・小松島市(件数等)	・防災無線、かつら広報にて周知 ・SNS(Twitter)	・防災無線(年3回) ・かつら広報(年4回)	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
10	徳島県	上勝町	広報誌に掲載	特になし	かみかつ消費者見守りネットワーク会議を開催	特になし	・国 ・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター ・警察 など	住民向けに広報誌・町内放送等にて周知	・広報誌 年2回 ・町内放送 随時	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
11	徳島県	佐那河内村	・消費者協会との配布キャンペーン(年金支給日の詐欺等防止注意呼びかけ)	・成人式での新成人に向けたパンフレットの配布	・見守りNWの開催(12月)	・消費者行政に関わっている団体のサポート、活動補助等	・徳島県 ・消費生活センター	目に届く場所へのパンフレットの設置	2か月に一回	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
12	徳島県	石井町	特になし	特になし	特になし	特になし	・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター ・警察 など	・住民向け広報誌に周知 ・ケーブルテレビやSNSなどを使った情報発信	・ケーブルでは現在常時放映中	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
13	徳島県	神山町	－	－	－	－	・国 ・徳島県 ・消費生活センター(広域連携) ・警察 など	緊急時の対応として行政防災無線で住民に周知	年間約2回から3回	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
14	徳島県	那賀町	－	－	消費生活協力団体の拡充	－	・国民生活センター ・徳島県 ・消費生活センター	・メルマガジンの情報発信(不定期) ・消費生活協力団体への資料(チラシ)の配布	4ヶ月に1回程度(不定期)	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
15	徳島県	牟岐町	・事業としては特になし ・随時相談や啓発など実施	町としては特になし	協力事業者の増加	－	・徳島県 ・消費生活センター ・警察	・関係部署に資料配布 ・町防災無線において注意喚起	不定期、依頼があれば対応	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について										
			(3)－1				(4)－1	(4)－2	(4)－3	(5)－1	(5)－2	(5)－3	(5)－4
			令和3年度の実施事業、また令和4年度実施予定の事業				住民へ周知する注意喚起情報はどこから取得するか	注意喚起情報の周知先や方法	注意喚起情報の周知の頻度	市町村内における消費生活センターの有無	各相談窓口における消費生活相談員配置の有無	配置する消費生活相談員の人数	配置している消費生活相談員の経験年数 ※消費生活相談員を配置している市町村のみ
①相談・啓発に関すること	②消費者教育に関すること	③見守りNWに関すること	④その他										
16	徳島県	美波町	－	－	－	・徳島県 ・消費生活センター ・警察等	町内放送等（消費者行政担当からではないが、消費者行政担当課である総務課で町内放送の依頼を受け付けているので、警察から詐欺に対する注意喚起の放送依頼があり放送するなど。）	－	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし	
17	徳島県	海陽町	令和3年度 ・町広報誌に月1回程度、見守り新鮮情報を抜粋して掲載し、啓発を行った 令和4年度 ・上記を引き続き実施	－	令和3年度 総会開催、協力員協力団体委嘱、特殊詐欺対策機器貸出事業を行った。 令和4年度 上記を引き続き実施。また、特殊詐欺対策機器貸出事業として、講演会開催予定。	・徳島県	住民向けに広報誌にて周知	月1回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし	
18	徳島県	松茂町	広報誌（2月に一回、半ページ、新聞折り込み、ポストイング）	コロナであまりできていない、協会の総会に合わせて、健康体操のときに、30-60分程度	年1回、昨年は文書会議（2年連続）、相談件数・事例の紹介	・国民生活センター ・消費者庁	・広報誌 内容はそのころ多い相談からピックアップ配布が1か月後のため、それを見越して掲載内容を検討	2か月に1回程度	設置している	配置している	2名	・相談員A 13年 ・相談員B 5年	
19	徳島県	北島町	・不定期(2,3ヶ月に1回)で、衛生組合の回覧板に啓発チラシを入れて、町民に回覧してもらっている。毎回、1～3種類活用。R4年度も既に1回発送しており、今月2回目の発送を行う。 ・要望があった際に、テーマに沿った講師派遣依頼を行い出前講座の実施をしている。R3年度は出前講座を2回開催し、うち1回は徳島板野警察署の生活安全課から講師を招き、松茂・北島消費生活センターと合同開催を行った。R4年度も、1回は開催予定。 ・相談に関する問い合わせについて、本町に連絡が来ることはあまりないが、連絡があった場合は松茂・北島消費生活センターを案内。	毎年夏休みの宿題として、町内の小学4年生を対象に「きっずごみモニター」という事業を実施。夏休み期間中の家庭で発生したごみの量を計ってもらう。食べ残しや手つかずの食品の有無も調べてもらう内容。一般家庭から出るごみの量を客観的に把握してもらうだけでなく、食品ロスについて考える機会を作っている。R4年度も、同様の内容で依頼予定。	令和元年度から定例会がコロナで実施できていない。今年度は実施したいと考えている。不定期で庁内に周知、構成員に周知。 R1年度から、新型コロナウイルスの関係等で、定例会の開催を見送っている。県内で流行している事例等の周知があれば、必要に応じて構成員に周知している。R4年度は、夏頃に定例会の開催を考えている。	－	・国民生活センター ・徳島県消費者情報センター ・消費者庁 ・総務省	(3)－1－①を参照	(3)－1－①を参照	設置していない (松茂町と共同設置)	配置していない	該当なし	該当なし
20	徳島県	藍住町	・令和3年度相談件数162件 ・出前講座4回 ・チラシ配布（イベント3件・学校関係6件・高齢者2件・福祉団体2件）	・小学校、中学校に啓発グッズ配布 ・高校生を対象に啓発チラシの配布	・4年度に協力団体への委嘱を目指す	－	・町消費生活センター	・町広報紙へ掲載 ・新聞折込の行事カレンダーへ掲載 ・SNS（藍メール）で情報発信	各周知方法で月1回以上	設置している	配置している	2名	・相談員A 1年 ・相談員B 1年
21	徳島県	板野町	・オンライン相談の受付開始	・出前講座（学校での教育、校長会、PTA総会）	総会の開催	特殊詐欺等防止対策機器購入補助金	・国民生活センター ・消費者庁 ・徳島県県 ・警察 ・消費生活センター ・ネット等	・住民向けに広報紙にて周知 ・学校への資料の配付 ・消費者安全確保地域協議会構成団体に配布していただく ・消費者安全確保地域協議会構成員、協力員に啓発依頼する ・自治体の案内モニター、掲示板 ・相談所のホームページ ・講座(自主講座・出前講座)等で、資料を配付し注意喚起を行う ・緊急通報システム ・訪問活動	・広報紙は月に一度 ・学校への資料の配付は、長期休み前(ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み) ・消費者安全確保地域協議会の構成団体に配布していただくのは、年に2回くらい ・自治体案内モニターは、年に数回 ・掲示板は、頻繁に注意喚起チラシを掲示している ・相談所のホームページは、年に4回から5回 ・講座での注意喚起は、年に約20回ほど ・緊急通報システム 年に1回から2回	設置している	配置している	1名	・相談員A 9年
22	徳島県	上板町	・消費生活に関する相談への対応 ・消費生活トラブル注意喚起（民生児童委員・新成人・町消費者協会会員対象、チラシ配布等） ・広報誌や防災無線による注意喚起。	中学生を対象に出前講座の実施（年1回）	チラシの配布を主とした注意喚起。年1、2回の報告会実施（コロナ感染防止のためここ2年は書面開催）	消費者協会や警察と共同で振り込み詐欺防止のチラシを銀行、郵便局、スーパーの前で配布（秋実施）。	・国民生活センター ・徳島県 ・県消費生活センター ・町消費生活相談窓口 ・新聞、ニュースなど	・住民向けに広報誌や防災無線にて周知。 ・民生児童委員や町消費者協会、町社会福祉協議会の会議、成人式にて、資料配布。	(4)－2参照	設置している	配置している	2名	・相談員A 11年 ・相談員B 1年
23	徳島県	つるぎ町	・消費者トラブルの受付(専門的なことは美馬市のセンターに取次) ・美馬市で作成した注意喚起情報などの原稿を広報誌に掲載したり、告知放送で流している。	－	・令和3年度は活動なし ・令和4年度は高齢者向けに不審電話の録音装置の貸し出し	－	・美馬市消費生活センター ・消費者庁	・町が毎月発行している広報誌（消費者被害については毎月載せている） ・緊急性の高いものは町内の告知放送（個別宅で放送）	毎月の広報誌 随時の告知放送	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
24	徳島県	東みよし町	・相談員等レベルアップのための研修参加(毎年) ・広報・HPによる啓発実施（毎年） ・町内イベント等での啓発資料配布（毎年）	・小中学校に学習補助教材の配布（毎年） ・成人式での啓発パンフレット配布（毎年） ・小中学生向けに啓発グッズの作成・配布（毎年） ・高校生に、成人年齢引き下げのパンフレット配布予定	・三好市・東みよし町消費者被害防止協議会「事務処理マニュアル」作成・配布（R3年度） ・「見守りガイドブック」作成・配布・アンケート実施予定 ・総会及び講演会の実施予定 ・東みよし町消費生活協力団体「見守りマニュアル・被害者情報ファイル」作成・配布予定 ・啓発ポケットティッシュの窓口配布依頼予定	特殊詐欺防止対策機器等購入補助金事業（R3,R4年度）	・国 ・国民生活センター ・県（消費者政策課・情報センター） ・みよし消費生活センター ・三好警察署	・住民向けに町広報誌記事及び折込チラシにて周知 ・町ホームページに啓発記事掲載し周知を図る ・小中高等学校に、教育補助教材や啓発グッズ、リーフレットなどを配布・成人式に、リーフレットなどを配布 ・警察署や町消費者協会と金融機関やスーパーマーケットの店頭や町の行事でチラシ配布 ・老人会や地域の行事の際にチラシを配布 ・社会福祉協議会の配食サービス時にチラシを配布 ・消費生活協力団体向けに、センターからの毎月の被害者情報やチラシをメールまたは郵送 ・消費生活協力団体の協力で、ポスター掲示や啓発ポケットティッシュを配布	・毎月、センターから管内の被害者情報が届き、消費生活協力団体へは、メールや郵送で、在れば他のチラシと一緒に送付 ポスターの掲示、グッズの配布等 年1～2回 ・その他、広報や包括支援センターだよりの啓発記事、折込チラシ配布 年5～6回程度 ・緊急性の高いものは、防災無線やHPでその都度注意喚起 ・小中高等学校、成人式に資料やグッズの配布 年1～2回 ・スーパーマーケット、金融期間でのチラシ配布 年2～3回 ・老人会等の各種行事にチラシ等配布、年1～2回 ・配食サービスの際にチラシを配布 年1～2回	設置していない (三好市と共同設置)	配置していない (三好市に配置)	0名	該当なし
25	香川県	高松市	・消費者月間事業 暮らしをみなおす市民のつどいイベントの開催 ・夏休み親子消費者教室、金融教育講座の開催 ・多重債務リーフレットの作成、相談窓口の周知 ・高齢者向けリーフレットの配布（R4） ・エシカル消費の普及、啓発 ・SNSを用いた相談受付の検討	出前講座の周知、実施	・消費生活見守り情報の発信 ・(R3) クリアファイル、(R4) ちらしの作成	－	・国 ・国民生活センター ・香川県 ・警察	・市のホームページとTwitterを使った情報発信 ・見守りネットワークを利用した資料の配布（メールor FAX） ・センター窓口での掲示、リーフレットの設置	1か月に1度程度	設置している	配置している	4名	・相談員A 19年 ・相談員B 11年 ・相談員C 11年 ・相談員D 1年未満
26	香川県	丸亀市	広報誌やホームページでの啓発	消費生活サポーターへの研修	－	－	・国民生活センター ・消費生活センター	・広報誌での周知 ・ホームページでの周知	随時	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
27	香川県	坂出市	・老人大学 ・くらしのセミナー（県事業の活用）	－	－	－	・香川県 ・国民生活センター	・市HPへの掲載 ・窓口での資料の設置	半年に1回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について										
			(3)－1				(4)－1	(4)－2	(4)－3	(5)－1	(5)－2	(5)－3	(5)－4
			令和3年度の実施事業、また令和4年度実施予定の事業				住民へ周知する注意喚起情報はどこから取得するか	注意喚起情報の周知先や方法	注意喚起情報の周知の頻度	市町村内における消費生活センターの有無	各相談窓口における消費生活相談員配置の有無	配置する消費生活相談員の人数	配置している消費生活相談員の経験年数 ※消費生活相談員を配置している市町村のみ
①相談・啓発に関すること	②消費者教育に関すること	③見守りNWに関すること	④その他										
28	香川県	善通寺市	街頭で詐欺被害防止に係るチラシの配布	消費者友の会 会員に対する研修	R3年度 詐欺被害防止に係るカレンダーの作成、配布 R4年度 ステッカーの作成予定	－	・国民生活センター ・香川県 ・消費生活センター	街頭でチラシの配布	2か月に1回	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
29	香川県	観音寺市	広報誌に消費者トラブルなどの啓発記事を掲載（令和3年度、令和4年度）	市消費者団体向け消費者全般に関するセミナー、市職員による出前講座（令和3年度、令和4年度）	－	－	・国民生活センター ・香川県 ・県消費生活センター	・市民向けに広報誌にて周知 ・警察からの依頼で市のメルマガで情報配信	広報誌の配布が月1回。22,000部程度各世帯にポスティングにて配布。	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
30	香川県	さぬき市	消費者団体連絡協議会を通じて行う。	くらしのセミナーに参加	特になし	－	・県消費生活センター	広報に掲載	月1回	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
31	香川県	東かがわ市	・電話・来庁での相談に対応 ・必要により関係機関の案内	チラシ・啓発グッズ配布等	協定調印式での事業説明	－	・国民生活センター	チラシ配布	2か月に一回	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
32	香川県	三豊市	ホームページ等での情報配信による啓発（令和3年度、令和4年度）	消費者団体である「消費者友の会」の活動において、県消費生活センターを講師に呼び、年3回の勉強会の実施（令和3年度、令和4年度）	特になし 協議会を設置していない	特になし	・国 ・国民生活センター ・香川県 ・県消費生活センター	・市HPに掲載 ・国、県等からのパンフレットを庁舎内に設置（市独自にパンフレット等を作成するのではなく、既存のものを活用） ・消費者団体へのパンフレットの配布 ・市の広報誌（秘書課取りまとめ）に記事掲載することもある	数か月に1回（関係機関から情報が来た際に随時）	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
33	香川県	土庄町	広報誌や老人会総会等での啓発	成人式におけるリフレットの配布	－	－	・香川県 ・消費生活センター ・警察	防災無線による周知	週5回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
34	香川県	小豆島町	特になし	特になし	特になし	特になし	・国民生活センターなど	・住民向けに広報紙にて周知 ・町のホームページに掲載	・毎月広報紙に掲載している ・広報紙で周知した記事をホームページに掲載している	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
35	香川県	三木町	特になし	特になし	特になし	－	・香川県	住民向け広報誌	香川県から依頼があればその都度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
36	香川県	直島町	毎月の広報紙に啓発文を掲載	－	－	－	・香川県	住民向け広報誌	毎月	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
37	香川県	宇多津町	－	－	協定事業者との意見交換	－	・国民生活センターのHP ・県等からの情報提供	広報誌	随時	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
38	香川県	綾川町	消費生活相談（月1回）	－	既存の高齢者見守りネットワークに協力を依頼予定	－	・香川県	住民向け広報誌にて周知	月1回	設置していない	配置している	1名	・相談員A 23年
39	香川県	琴平町	振り込み詐欺防止キャンペーン（年に2回、年金支給日に町内金融機関入り口前にてチラシ・ノベルティ等を来店客に対して配布）	セミナー開催（年に3回、外部より講師を招いて講義）	－	－	・消費生活センター	住民向けに広報誌にて周知	広報誌にて年に6回（2ヶ月に1回）のペースで掲載	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
40	香川県	多度津町	成人式にてリーフレット配布	－	－	消費者友の会への補助事業	・県等からのメール	広報担当が、町広報誌にて周知	年に1回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
41	香川県	まんのう町	民生委員会での注意喚起	成人式等でパンフレットの配布	－	－	・国 ・香川県 ・警察	ホームページ	民生委員会で3回程度、ホームページ	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
42	愛媛県	松山市	消費者啓発事業、消費生活相談事業	消費者啓発事業、消費生活相談事業	消費者啓発事業、消費生活相談事業	－	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センター ・消費生活相談窓口 ・警察	・住民向けに広報紙にて周知 ・消費生活講座内で資料の配布や説明をし、周知している。 ・市のホームページや防災行政無線	適宜必要に応じて周知している。	設置している	配置している	4名	・相談員A 19年 ・相談員B 8年 ・相談員C 7年 ・相談員D 4年
43	愛媛県	今治市	消費生活相談（R3,4）	消費生活に関する出張講座（R4）	消費者安全確保地域協議会の設置（R3）	－	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センター ・消費生活相談窓口 ・警察 ・庁内部署 ・外部の市関係団体	・庁内インフォメーションで関係団体への注意喚起 ・HPやLINEアカウントを利用した注意喚起 ・ラジオ等による注意喚起	・随時（庁内での情報提供があった時は即時周知、それ以外は随時）	設置している	配置している	2名	・相談員A 5年 ・相談員B 15年

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について										
			(3)－1				(4)－1	(4)－2	(4)－3	(5)－1	(5)－2	(5)－3	(5)－4
			令和3年度の実施事業、また令和4年度実施予定の事業				住民へ周知する注意喚起情報はどこから取得するか	注意喚起情報の周知先や方法	注意喚起情報の周知の頻度	市町村内における消費生活センターの有無	各相談窓口における消費生活相談員配置の有無	配置する消費生活相談員の人数	配置している消費生活相談員の経験年数 ※消費生活相談員を配置している市町村のみ
①相談・啓発に関すること	②消費者教育に関すること	③見守りNWに関すること	④その他										
44	愛媛県	宇和島市	市広報誌への差込チラシ配布	消費生活相談員による出前講座（高校生、高齢者）	消費者安全確保地域協議会構成員の研修会	－	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センター ・消費生活相談窓口 ・警察 など	・住民向けに市広報誌への差込チラシにて周知 ・各家庭に設置の防災ラジオを利用した行政連絡放送にて周知	・市広報誌へのチラシ差込 年2回 ・行政連絡放送 随時（平均して2～3ヶ月に1回）	設置している	配置している	1名	・相談員A 9年5か月
45	愛媛県	八幡浜市	・相談受付、啓発物品の作成及び配布、HP及び防災行政無線を活用した広報活動	・出前講座の開催	・八幡浜市消費者安全確保地域協議会を通じた広報	－	・消費生活センター窓口 ・国（国民生活センター含む） ・県消費生活センター ・警察など	・広報誌による記事掲載による周知 ・HPを活用した周知（緊急の場合は防災行政無線を使用） ・地域協議会構成員を通じて周知 ・市公式LINEによる周知	月に1回程度	設置している	配置している	1名	・相談員A 21年
46	愛媛県	新居浜市	相談業務、広報誌・SNS等を活用した消費者啓発	出前講座、消費者学習講座等の実施	構成員を対象とした研修、高齢者や障がい者等への啓発グッズの配布	・特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金の支給 ・消費生活モニターによる消費者行政の推進	・主に国民生活センターの見守り新鮮情報や子どもサポート情報 ・消費者庁や県、徳島市の「くらしの広場」	・住民向けに広報誌にて周知 ・SNSを使った情報発信 ・消費者安全確保地域協議会構成員（地域包括支援センター等）への情報提供	・市の広報誌 2か月に1回 ・出前講座 年10回程度 ・SNS 随時（警察と連携） ・関係機関への情報提供及びチラシ等の配布 2回／月 ・市役所ロビー展 年1回	設置している	配置している	3名	・相談員A 14年 ・相談員B 10年 ・相談員C 3年
47	愛媛県	西条市	消費生活講座、出前講座など（別添資料のとおり）	小・中学校へ消費者教育講座の案内	・福祉施設、高齢者団体等へ消費者意識の向上や被害もみの啓発チラシを作成し、定期的に送付している。 ・令和4年4月に西条市成年後見制度等利用促進連絡会が消費者安全確保地域協議会を兼ねることとし、該当者がいる場合は、情報の提供、その他必要な協力を求めることができることとした。	－	・主に、国民生活センターや消費者庁、県の消費生活センターなど	・市のHP、LINE等のSNS ・広報誌	・国民生活センター等から情報を得たのち、西条市への市民への周知徹底を行う必要があるか内容を精査し、情報提供を行うので、いただく情報量によります。（LINEでは月1回程度）	設置している	配置している	1名	・相談員A 12年
48	愛媛県	大洲市	－	－	－	－	・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センターなど	・住民向けに広報誌にて周知 ・課内にパンフレット案内、ポスター掲示 ・各支所にパンフレットを送付	一月に1、2回	設置していない	配置している	1名	・相談員A 6年
49	愛媛県	伊予市	啓発物作成（令和3、4年度）	相談員の出前講座（令和3、4年度）	・見守り員に向けた講座を実施（令和3年10月） 令和4年度は、9月1、2、5日に実施予定	消費者月間に合わせ、市役所1階でロビー展を開催（令和3、4年度）	・愛媛県 ・消費生活センター ・警察 等	・啓発物を作成し、住民向けに回覧文書をエリアごとに配布。 ・緊急情報については、全域域に防災無線を流す。	・啓発物を、年に3回程度配布。 ・急ぎの啓発の場合は、防災無線で周知する（年に5～10回ほど）。	設置していない	配置している	1名	・相談員A 17年
50	愛媛県	四国中央市	・出張相談 ・資料配布	・出前講座	－	－	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センター ・警察	・住民向けに広報誌にて周知 ・学校へ資料の配布 ・SNSを使った情報発信	月1回	設置していない	配置している	1名	・相談員A 0年
51	愛媛県	西予市	・R3・R4消費者支援講座・防災無線・HP・広報誌・kintoneで随時啓発 ・R3市内中・高校へパンフレット配布	・R3、R4 市内高等学校で消費者支援講座を実施	－	長寿介護課、地域包括支援センターが作成するガイドブックに注意喚起の記事を掲載	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センター ・警察	H P・広報・防災無線・kintone	－	設置している	配置している	1名	・相談員A 7年
52	愛媛県	東温市	R3、R4：消費者相談、広報活動	R3,R4：出前講座、広報活動	R3,R4：広報活動	－	・市消費生活相談窓口 ・国民生活センター ・県消費生活センター ・警察 等	住民向けに広報誌に周知	毎月	設置していない	配置している	1名	・相談員A 13年
53	愛媛県	上島町	・消費者行政被害防止啓発事業 ・啓発用パンフレット作成 ・令和4年作成予定なし	－	見守りネットワーク事業 ・上島町消費者のための見守り連絡会 令和5年1月予定 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 ・地域の多様な主体との連携の強化を図るための事業	・消費生活相談員等のレベルアップ事業（研修参加）	・愛媛県 ・消費生活センター ・国 ・国民生活センター（警察・駐在所とは双方の情報共有あり）	・住民向けに広報誌にて周知 ・SNSを使った情報発信（町のアプリ）	・随時（アプリでの情報発信は多くあった）	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
54	愛媛県	久万高原町	・毎月第2・4木曜日の2回、消費生活相談員を配置し、相談に対応。 ・相談日の周知（前日に町内放送、広報紙） ・啓発チラシ（相談員が原案作成）作成し、町内全戸配布を実施。（年1回）	－	消費者安全確保地域協議会を「町虐待防止対策連絡協議会」に位置付けている。事務局は町地域包括支援センター（保健福祉課）	－	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・県消費生活センター	住民向けに広報紙にて周知	年3～4回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
55	愛媛県	松前町	－	消費者教育出前講座 SDGs推進出前講座	－	－	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活相談員 ・警察	毎月、住民向けに広報誌にて周知	月に一度	設置していない	配置している	1名	・相談員A 15年
56	愛媛県	砥部町	適宜相談受付、毎月の町広報誌へ啓発記事掲載	町内小・中・高等学校で出前講座実施	単身高齢者等で異変があった場合は随時民生委員やケアマネージャー等から連絡	－	・国民生活センター ・県消費生活センター ・警察 ・住民	・住民向けに広報誌にて周知 ・防災行政無線を利用して町内に一斉放送	毎月1回以上	設置していない	配置している	1名	・相談員A 13年
57	愛媛県	内子町	・令和3年度住民向けに自治会回覧板で周知、HPで消費者トラブルの注意喚起。 ・令和4年度も上記実施予定。	・令和3年度コロナ関係で未実施。 ・令和4年度幼稚園、小学校、中学校への出前講座実施。	－	・令和3、4年度相談員の研修受講	・国 ・国民生活センター ・愛媛県 ・消費生活センター ・消費生活相談窓口 ・警察など	・住民向けにHPにて周知 ・防災無線での放送 ・自治会回覧板での周知	・HPは月に1～2度の更新 ・防災無線は状況に合わせて随時 ・自治会回覧板での周知は年1回程度	設置していない	配置している	2名	・相談員A 6年 ・相談員B 4年
58	愛媛県	伊方町	・消費生活相談（毎月第3火曜日） ・啓発チラシ配布（年1回）	特になし	・ネットワーク協議会の開催 ・見守り活動の推進	特になし	・消費生活センター など	広報誌にて周知	数か月毎	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
59	愛媛県	松野町	・啓発チラシの作成 ・広報誌で周知 ・町内放送にて周知	相談員による出前講座を実施	地域包括支援センター主導で実施	特になし	・消費生活相談窓口	・住民向けに広報誌にて周知 ・町内放送にて周知	年間5回程度	設置していない	配置している	1名	・相談員A 12年
60	愛媛県	鬼北町	消費生活相談啓発グッズの作成	－	－	－	・消費生活相談窓口（相談員） ・警察	庁内放送による注意喚起	注意喚起の情報入手後、なるべく早い日程で初回放送の実施。その後、1・2回/週の放送を実施	設置していない	配置している	1名	・相談員A 10年

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について										
			(3)－1				(4)－1	(4)－2	(4)－3	(5)－1	(5)－2	(5)－3	(5)－4
			令和3年度の実施事業、また令和4年度実施予定の事業				住民へ周知する注意喚起情報はどこから取得するか	注意喚起情報の周知先や方法	注意喚起情報の周知の頻度	市町村内における消費生活センターの有無	各相談窓口における消費生活相談員配置の有無	配置する消費生活相談員の人数	配置している消費生活相談員の経験年数 ※消費生活相談員を配置している市町村のみ
①相談・啓発に関すること	②消費者教育に関すること	③見守りNWに関すること	④その他										
61	愛媛県	愛南町	相談窓口を開設、広報紙等で住民への啓発	公民館や老人クラブ等で講座を実施 年3～4回	消費者地域安全協議会を設置 年1回懇話会を開催	－	・消費生活相談窓口（相談員） ・国民生活センター ・県消費生活センター ・警察など	・住民向けに町広報紙にて周知 ・住民向けに防災放送無線にて周知	・広報紙へは年3～4回 ・防災放送無線は緊急時にて周知（年3回程度）	設置していない	配置している	1名	・相談員A 12年
62	高知県	高知市	・消費生活相談 ・弁護士による無料法律相談	出前講座、消費者教育用資料の提供	－	製品安全に係る立入検査	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター など	・住民向けに出前講座、チラシ、広報誌にて周知 ・学校へチラシ、資料の配布により周知	・民間情報誌への寄稿が毎月、出前講座がほぼ毎月 ・チラシ、広報誌等が平均すると2月に1回程度	設置している	配置している	5名	相談員A 23年 相談員B 20年 相談員C 18年 相談員D 2年 相談員E 0年
63	高知県	室戸市	令和3年度、4年度ともに相談員を委嘱し、月1回の相談窓口を開設した。	令和3年度、4年度ともに中高生、高齢者向けの冊子を作成し、関係機関へ配布した。	特になし	特になし	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・警察	・HPへの掲載 ・行政無線での放送	・半年に1回程度	設置していない	配置している	1名	相談員A 13年
64	高知県	安芸市	高知県が作成している「くらしネット」の広報紙への折込（年4回）	高知県及び消費生活センターが主催する相談研修等への参加	包括支援センターや他課からの輪旋	－	・高知県 ・消費生活センター	・安芸市HPを使った情報発信 ・住民向けに広報紙にて周知 ・サロン等の実施（コロナ禍により昨年中止）	・安芸市HP…月1～2回 ・広報紙…年4回 ・サロン…年2～3回	設置していない	配置している	1名	相談員A 7年
65	高知県	南国市	市乳幼児健診（1歳8か月健診）にて若年層に向けた相談窓口周知のための資料配布	社会福祉協議会・包括支援センター・生涯学習課での高齢者対象の出前講座 子育て支援センターでの若年層向けミニ出前講座	－	－	・相談実務 ・国民生活センター	・住民向けに広報誌にて周知 ・防災無線での放送	・同じ内容の相談が相次いだ時に適宜周知	設置している	配置している	2名	相談員A 12年 相談員B 3年
66	高知県	土佐市	－	－	－	－	・高知県消費生活センター	・住民向けに広報誌にて周知	・年3回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
67	高知県	須崎市	令和3年度 ・消費生活相談機能整備・強化事業（図書購入）※交付金対象外 ・消費生活相談員い“ルック”事業（研修参加支援）※交付金対象外 ・消費生活相談体制整備事業 令和4年度 ・消費生活相談体制整備事業	令和3年度 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保するための取組） 令和4年度 ・消費者教育・啓発への取組（消費者教育の推進） ・法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組	－	－	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・警察 ・市他課	・市広報 ・防災無線による放送	・市広報：3～4ヶ月に1回程度 ・防災無線による放送：随時	設置していない	配置している	1名	相談員A 8年
68	高知県	宿毛市	なし	なし	なし	広報紙に掲載（年に2回程度）	・高知県	・広報誌へ掲載	・年2回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
69	高知県	土佐清水市	消費者向けの啓発品の配布、広報周知また、市HPより独立行政法人国民生活センターの見守り新鮮情報や高知県県立消費生活センターの地域見守り情報の発信	－	－	－	・高知県 ・幡多広域市町村圏事務組合 ・警察など	・市広報紙 ・市HP ・防災無線【緊急時には】	・市広報紙：平均的に2ヶ月で1回 ・市HP：1か月に1回更新 ・防災無線：依頼があれば随時（平均的に2か月に1回）	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
70	高知県	四万十市	－	－	－	－	・国 ・高知県 ・広域消費生活センター等	・住民向けに広報誌にて周知	・2か月に一度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
71	高知県	香南市	相談窓口周知のための、ティッシュやボールペン等のグッズ作成	出前講座の実施	－	消費者被害防止自動通話録音機貸与事業	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・警察 ・他部署（高齢者介護課など） ・社会福祉協議会 など	・住民向けに広報誌にて周知 ・学校へ資料の配布 ・SNSを使った情報発信 ・防災無線での放送 ・ケーブルTVでの放送	・市広報誌には、毎月「消費生活のトラブル」として、啓発コーナーを設けているが、その他については不定期（例えば、防災無線については、主に警察署より依頼のあったタイミングに放送する等）	設置していない	配置している	1名	相談員A 15年
72	高知県	香美市	【令和3年度】消費者問題啓発用文房具作製、【令和4年度】消費者問題啓発用回覧板作製	【令和3年度】高齢者向けの出前講座を1回実施	－	－	・南国警察署（特殊詐欺が発生している等の情報を防災無線で啓発するように依頼がある） ・消費者庁 ・国民生活センター ・高知県消費生活センター	・住民に向けて防災無線で周知 ・啓発グッズやチラシを学校へ配布（令和3年度は小学生に名前ペンと定規、チラシを配布した） ・市内の量販店や金融機関等に啓発チラシやポスターの設置依頼 ・ホームページ、広報に注意喚起情報を掲載	・防災無線については、およそ2か月に1回 ・啓発グッズの配布は年1回 ・量販店・金融機関への設置依頼、ホームページ、広報は不定期（年1～3回程度）	設置していない	配置している	1名	相談員A 7年
73	高知県	東洋町	なし	なし	なし	－	・消費生活センター	・町広報誌に掲載	・年1回程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
74	高知県	奈半利町	令和3年度（相談：0件、ポスター・パンフレット掲示）、 令和4年度（相談、ポスター・パンフレット掲示）	－	－	－	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・警察 など	・広報誌及びポスター、パンフレットにて周知	・6か月に1度程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
75	高知県	田野町	相談については随時行う。啓発については定期的に町広報誌において行う。	現時点では予定はないが、学校現場と協議を行う。	なし	なし	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・消費生活相談窓口 ・警察 など	・町広報誌にて周知 ・学校へ資料の配布	・町広報誌（毎月）により随時行う。	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
76	高知県	安田町	消費生活相談窓口を印刷した若年者向けの冊子を作成し、役場等窓口を設置及び、広報誌に折込みし配布。 消費生活相談窓口を印刷した封筒を作成し、郵送時に使用し周知。	－	－	－	・高知県 ・消費生活センター	・広報誌への折込み ・HPへの掲載	・不定期	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について										
			(3)－1				(4)－1	(4)－2	(4)－3	(5)－1	(5)－2	(5)－3	(5)－4
			令和3年度の実施事業、また令和4年度実施予定の事業				住民へ周知する注意喚起情報はどこから取得するか	注意喚起情報の周知先や方法	注意喚起情報の周知の頻度	市町村内における消費生活センターの有無	各相談窓口における消費生活相談員配置の有無	配置する消費生活相談員の人数	配置している消費生活相談員の経験年数 ※消費生活相談員を配置している市町村のみ
①相談・啓発に関すること	②消費者教育に関すること	③見守りNWに関すること	④その他										
77	高知県	北川村	チラシの配布	－	－	－	・高知県 ・消費生活センター ・警察等	・チラシの配布 ・村内放送	・2か月に1度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
78	高知県	馬路村	チラシ・有線放送での啓発	－	－	－	・高知県 ・警察	・有線放送にて周知	・村民に影響のありそうな事例があった場合等、随時	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
79	高知県	芸西村	悪徳商法被害未然防止のための啓発講座を実施予定	－	－	－	・県消費生活センター ・警察署	・村内の地域交流施設への回覧 ・村内放送	・警察からの情報提供があり次第	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
80	高知県	本山町	令和3年：相談受付 令和4年：相談受付、広報紙等に記事掲載	令和3年：なし 令和4年：広報紙等に記事掲載	令和3年：なし 令和4年：なし	－	・高知県 ・消費生活センター ・ネット記事	・広報誌で周知 ・行政連絡	・広報誌で周知：月一回発行 ・行政連絡：2週に一回発行	設置していない	配置している	1名	相談員A 3年
81	高知県	大豊町	・町内全世帯に啓発のためのカレンダーを配布 ・広報誌にて啓発	－	－	－	・国民生活センター ・高知県 ・県消費生活センター ・警察 ・住民の方からの情報提供など	・住民向けに広報紙にて周知 ・住民向けに庁内放送にて周知	・広報誌にて年2回周知 ・注意喚起が必要と思われる情報提供があった時など、随時町内放送にて周知	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
82	高知県	土佐町	R3、R4（中学生対象の啓発標語の募集、窓口対応職員の研修参加、相談員の広域配置に係る人件費）	－	－	－	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター	・町内放送にて周知	・半年に一回	設置していない	配置している	1名	相談員A 7年
83	高知県	大川村	村発行の広報誌への掲載	県主催の研修会への参加	未実施	－	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター	・住民向けに広報誌・チラシ等で周知 ・村内放送を利用	・随時	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
84	高知県	いの町	今後も広報の折込実施	－	－	－	・高知県 ・警察等	・広報、学校へ資料配布、町内放送	・必要に応じて	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
85	高知県	仁淀川町	相談は随時行っている。	なし	なし	－	・高知県 ・消費生活センター	－	－	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
86	高知県	中土佐町	相談等があれば、随時対応した。また、周知依頼や情報提供などがあれば、積極的に周知(回覧・パンフレット設置等)活動を行った。	周知依頼や情報提供などがあれば、積極的に周知(回覧・パンフレット設置等)を行った。	関係機関等に情報共有を行っている。	－	・国 ・高知県	・住民に向けて回覧等を活用し周知 ・窓口にてチラシ等を設置し周知	・必要に応じて	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
87	高知県	佐川町	特になし	特になし	特になし	特になし	・消費生活センター ・高知県民生活課	・関係機関への資料の配布	・消費生活センターや県民生活課から情報が来るたびに。	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
88	高知県	越知町	実施していない（予定なし）	実施していない（予定なし）	実施していない（予定なし）	実施していない（予定なし）	・国 ・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・警察 ・他部署（高齢者関係）	・住民へ向けて町内メールによる注意喚起 ・住民へ向けて町の防災無線による注意関係	・警察からの情報提供によって都度周知を行う。	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
89	高知県	梶原町	年1回の広報	予定なし	予定なし	－	・高知県 ・消費生活センター	・住民向けに広報誌にて周知 年1回 ・県作成の情報誌を部落回覧にて全戸配布年4回 ・地域からの情報を基に町内の放送にて周知不定期	・住民向けに広報誌にて周知 年1回 ・県作成の情報誌を部落回覧にて全戸配布年4回 ・地域からの情報を基に町内の放送にて周知不定期	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
90	高知県	日高村	－	－	－	－	・警察 ・県消費者センター等	・詐欺等はIP告知端末にて放送 ・広報にて周知	・事案が発生した場合	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
91	高知県	津野町	広報誌での啓発	－	－	－	・高知県 ・警察	・住民向けに広報誌にて周知 ・町内放送	・特に決まっていない	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
92	高知県	四万十町	小中高生向け啓発用品の作成、配布・高齢者・町民向け啓発用品の作成、配布（メモ帳やエコバックなど）	町内高校での出前授業の実施（司法書士が町内高校3年生を対象に）	消費者行政推進連絡協議会の開催	－	・国民生活センター ・高知県 ・消費生活センター ・消費者庁	・ケーブルテレビ文字放送 ・住民向けに広報誌にて周知（→発行は毎月、消費関連はなにかあれば）、区長文書	・4ヶ月に一度程度	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
93	高知県	大月町	－	－	－	－	・高知県 ・消費生活センター	・住民向けに広報紙にて周知	－	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
94	高知県	三原村	広報誌に消費生活センター便りを掲載	－	－	－	・幡多広域消費生活センター ・高知県民生活課など	・住民向けに広報誌にて周知	・2か月に1回（広報が偶数月発行のため）	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし
95	高知県	黒潮町	啓発冊子の配布（ギャンブル依存）	高齢者対象サロン	－	－	・消費生活センター ・警察 ・相談住民	・SNS、管内放送	・2ヶ月に1回	設置していない	配置していない	該当なし	該当なし

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について			Ⅲ 消費生活相談について														(2)－1	(2)－2	(2)－3
			(5)－5	(5)－6	(5)－7	(1)－1																
			配置している 消費生活相談員 の雇用形態と人数 ※消費生活相談員を 配置している市町村のみ	消費生活センター 及び 消費生活相談窓口 の開所日と開所時間	消費生活センター 及び 消費生活相談窓口 に消費生活相談員が配置される時間	消費生活相談の件数																
						令和元年度				令和2年度				令和3年度								
			対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他								
1	徳島県	徳島市	会計年度任用職員 4名	火曜日を除く毎日 (年末年始・祝日除く) 10:00～17:00	火曜日を除く毎日 (年末年始・祝日除く) 10:00～17:00	229	1,083	0	1 (手紙)	214	1,188	0	4	208	1,004	0	1	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
2	徳島県	鳴門市	会計年度任用職員 3名	平日9:30～15:30 (土・日・祝・年末年始は休所)	平日9:30～15:30 (土・日・祝・年末年始は休所)	135	157	0	0	95	193	0	0	108	147	2	0	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
3	徳島県	小松島市	会計年度任用職員 2名	平日9:00～16:00 (祝日、年末年始除く)	平日9:00～16:00 (祝日、年末年始除く)	85	168	0	0	95	184	0	0	69	148	0	0	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
4	徳島県	阿南市	会計年度任用職員 3名	平日9:30～16:30	平日9:30～16:30	110	370	4	0	82	352	2	0	87	342	1	0	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
5	徳島県	吉野川市	会計年度任用職員 2名	平日9:00～15:30	平日8:45～17:15	62	138	0	0	43	117	0	0	47	104	0	0	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
6	徳島県	阿波市	その他 (委託) 2名	平日8:30～17:15 (祝日、年末年始除く) 相談時間 9:00～16:00	平日8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)	134	104	0	0	128	147	0	1 (メール)	96	133	0	1 (メール)	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
7	徳島県	美馬市	会計年度任用職員 3名	平日9:00～16:00	平日8:45～17:00	75	99	0	0	112	132	0	0	65	111	0	0	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
8	徳島県	三好市	会計年度任用職員 2名	9:00～16:00	平日9:00～16:00	31	103	0	3	27	94	0	3	14	109	0	3	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
9	徳島県	勝浦町	該当なし	－	該当なし	1	3	0	0	3	1	0	0	3	1	0	0	行政職員	(平日) ・小松島市消費生活センター (休日) ・徳島県消費者情報センター	特になし		
10	徳島県	上勝町	該当なし	－	該当なし	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	行政職員	・広域連携の消費生活センター ・警察	特になし		
11	徳島県	佐那河内村	該当なし	－	該当なし	0	0	0	3	0	0	0	4	0	0	0	3	行政職員	徳島市消費生活センター	特になし		
12	徳島県	石井町	該当なし	－	該当なし	0	0	0	75	0	0	0	58	0	0	0	51	行政職員	広域連携の消費生活センター	特になし		
13	徳島県	神山町	該当なし	平日8:30～17:00	該当なし	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	行政職員	・広域連携の消費生活センター ・県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない		
14	徳島県	那賀町	該当なし	－	該当なし	0	0	0	0	0	1	0	2 (情報提供)	0	0	0	1 (情報提供)	行政職員	広域連携の消費生活センター (阿南市消費生活センター)	知識がないため、うまく対応できない。		
15	徳島県	牟岐町	該当なし	－	該当なし	0	11	0	0	4	16	0	0	2	10	0	0	－	阿南市消費生活センター	・各部署との情報共有 ・相談者との対応		
16	徳島県	美波町	該当なし	該当なし	該当なし	1	0	0	2 (情報提供)	0	0	0	0	0	0	0	0	行政職員	阿南市消費生活センター 警察 等	－		
17	徳島県	海陽町	該当なし	該当なし	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	31	行政職員 ※相談対応せず他機関へ繋ぐ	広域連携の消費生活センター (阿南市消費生活センター)	消センの電話番号を伝えても、「自分で説明するより、役場から消センへ電話してほしい」と言われた		
18	徳島県	松茂町	会計年度任用職員 2名	平日9:00～15:00 (昼休みも交代で対応)	平日8:30～17:00	52	100	0	2 (メール)	56	102	0	7 (メール)	51	106	0	0	該当なし (センターあり)	該当なし	相談員が不在時に相談があった場合は、折り返し連絡をしている。転送の設定で手違いがあって、先方に不満な思いをさせることがある		
19	徳島県	北島町	該当なし	該当なし	該当なし	19	62	0	2 (文書)	15	61	0	5 (文書)	13	52	0	0	行政職員	松茂・北島消費生活センター	法律の詳細な知識がなく、また、実際の相談の際にどのような情報をどこまで聞き取りする必要があるのか不明。		
20	徳島県	藍住町	会計年度任用職員 2名	平日9:00～16:00	平日9:00～16:00	81	123	0	1	48	124	0	0	56	106	0	0	相談時間を伝えて、相談員の居る時間にかけなおす又はかけてもらう。急ぎの場合は県消費者情報センターにつなぐ。	県消費者情報センター	－		
21	徳島県	板野町	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:00 (相談の受付は9:00～15:00)	平日8:30～17:00	113	123	1	1 (メール)	69	121	0	1 (メール)	55	115	0	1 (メール)	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
22	徳島県	上板町	会計年度任用職員 2名	平日9:00～16:30	平日8:30～17:00	48	77	0	0	47	106	0	2 (訪問)	37	73	0	1 (訪問)	該当なし (センターあり)	該当なし	－		
23	徳島県	つるぎ町	該当なし	該当なし	該当なし	2	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	行政職員	美馬地区消費生活センター (美馬市)	－		
24	徳島県	東みよし町	該当なし	平日8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	該当なし	31	103	0	3 (メール)	27	94	0	3 (メール)	14	109	0	3 (メール)	・行政職員 ・会計年度任用職員	みよし消費生活センター	相談者に対し、何回も同じことを聞くことになると不快に思われる場合もあるので、必要最小限の聞き取りをして、相談者にもその旨を伝え、速やかに消費生活センターに繋ぐように心がけている。		
25	香川県	高松市	会計年度任用職員 4名	平日8:30～17:00	平日8:30～17:00	381	1898	0	0	314	1730	0	0	244	1475	0	0	該当なし (センターあり)	該当なし	該当なし		
26	香川県	丸亀市	該当なし	平日9:00～16:00	該当なし	9	3	0	0	10	0	0	0	6	0	0	0	市民相談員	県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない		
27	香川県	坂出市	該当なし	－	－	2	2	0	4	1	1	2	4	2	1	0	3	相談内容を聞き取り、必要に応じて県消費生活センター等の専門機関をご案内する。	県消費生活センター	・県消費生活センターを紹介したが、たらい回しだとお叱りを受けた。		
28	香川県	善通寺市	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	9	0	0	0	5	0	0	0	2	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	特になし		
29	香川県	観音寺市	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	2	2	0	0	2	5	0	0	4	0	0	0	行政職員	西讃県民センター	知識が十分でない。		
30	香川県	さぬき市	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	1	1	0	0	0	12	0	0	1	4	0	0	一般事務職員	県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない		
31	香川県	東かがわ市	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	5	4	0	0	2	1	0	0	3	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない		
32	香川県	三豊市	該当なし	平日開庁時間	該当なし	1	3	0	0	1	1	0	0	2	2	0	1	市担当職員	相談を受け、必要に応じて、県消費生活センター（西讃）に繋ぐ。西讃県民センターから対応方法を聴き取って相談者に伝えることもあるが、西讃県民センターにつなぐこともある。	知識不足により、確認すべき要件が分からず、お互い必要以上に時間をかけてしまうことが多い。		
33	香川県	土庄町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない		
34	香川県	小豆島町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	3	2	0	0	2	2	0	0	2	5	0	0	行政職員	県消費生活センター	特になし		
35	香川県	三木町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	行政職員 会計年度任用職員	県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない		
36	香川県	直島町	該当なし	平日8:30～17:00	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	特になし		

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について			Ⅲ 消費生活相談について												(2)－1		(2)－2		(2)－3	
			(5)－5 配置している 消費生活相談員 の雇用形態と人数 ※消費生活相談員を 配置している市町村のみ	(5)－6 消費生活センター 及び 消費生活相談窓口 の開所日と開所時間	(5)－7 消費生活センター 及び 消費生活相談窓口 に消費生活相談員が配置される時間	消費生活相談の件数												消費生活相談に対応する職員 ※消費生活センターを設置してい ない市町村において消費生活相談 に対応するとき	消費生活相談のつなぎ先 ※消費生活相談を他機関に 繋いでいる場合	消費生活相談を受けて困ったこと ※消費生活相談員ではない職員が消費 生活相談を受ける場合			
						(1)－1				(2)－1				(2)－2									
						令和元年度				令和2年度				令和3年度									
						対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他						
37	香川県	宇多津町	該当なし	平日 開庁時間	平日開庁時間	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	－				
38	香川県	綾川町	その他（個人と直接契約） 1名	平日8:30～17:15	第4金曜日 10:00～15:00	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	行政職員 消費生活相談員	県消費生活センター	－			
39	香川県	琴平町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	行政職員	ここ数年、実際に相談を受けた案件はないが、仮に相談があった際には県消費生活センターに依頼を行う	－				
40	香川県	多度津町	該当なし	該当なし	該当なし	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない。まずどこへつなげばいいのかわからない。				
41	香川県	まんのう町	該当なし	－	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	地域振興課職員	福祉保健課 香川県中讃県民センター	－			
42	愛媛県	松山市	会計年度任用職員 4名	平日8:30～16:00	平日8:30～17:15	231	1,661	0	1 (文書)	168	1,869	0	2 (文書)	166	1,920	0	2 (文書)	－	－	－			
43	愛媛県	今治市	会計年度任用職員 2名	平日9:00～12:00、13:00～16:00	平日8:30～17:00	154	284	0	0	157	353	0	0	214	363	0	1	該当なし（センターあり）	該当なし	該当なし			
44	愛媛県	宇和島市	会計年度任用職員 1名	平日9:00～16:00	平日8:30～17:15	129	212	0	0	90	259	0	0	89	201	0	0	該当なし（センターあり）	該当なし	知識、経験が不足しており、的確な対応が出来るか不安がある。			
45	愛媛県	八幡浜市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日8:30～17:15	31	166	0	0	39	201	0	0	33	186	0	1 (メール)	該当なし（センターあり）	該当なし	相談員不在時に受け付けるが、急ぎでなければ県センターを紹介できるが、急いでいる場合等その場で対応しなければならぬ場合はその回答でいいのか迷うときがある。			
46	愛媛県	新居浜市	会計年度任用職員 3名	平日8:30～17:15 (土日・祝日を除く) (受付は17:00まで)	平日8:30～17:15 (土日・祝日を除く) (受付は17:00まで)	336	517	0	7	300	487	0	8	271	466	0	9	該当なし（センターあり）	該当なし	該当なし			
47	愛媛県	西条市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日8:30～16:30	92	254	0	1	78	247	0	0	66	259	0	0	該当なし（センターあり）	該当なし	ある程度話を伺うが、専門的な知識がないため、的確なアドバイスができず、結局は消費生活相談員にゆだねることになるため、消費生活相談員、また消費者に対しても負担をかけてしまうものかしさを感じている。（基本的には県のセンターにつなぐことはない）			
48	愛媛県	大洲市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日8:30～17:15	32	85	0	0	32	86	0	0	31	74	0	0	消費生活相談員	該当なし	個別の相談事例に応じて、必要な情報を的確に聴取することが困難。			
49	愛媛県	伊予市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	相談員勤務日 月曜日、水曜日、木曜日、金曜日 時間 8:30～17:00	66	0	0	0	68	0	0	0	96	0	0	0	主に、会計年度任用職員（相談員）と行政職員が対応するが、相談員が出勤しておらず、相談内容が急ぎの場合は、県消費生活センターを案内している。	県消費生活センター	－			
50	愛媛県	四国中央市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日8:30～16:30	61	39	0	0	57	97	0	4 (メール)	56	95	0	4 (メール)	行政事務職員、会計年度任用職員	該当なし	該当なし			
51	愛媛県	西予市	会計年度任用職員 1名	平日（市役所開庁日を除く）9:00～12:00、13:00～17:00	月曜日～金曜日（市役所開庁日を除く）9:00～12:00 13:00～17:00	162	0	0	0	142	0	0	0	142	0	0	0	該当なし（センターあり）	該当なし	知識がないのに対応しないといけない。即座に回答ができないため、簡易な相談でも相談者を待たせしめよう。			
52	愛媛県	東温市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日8:30～17:15	－	－	－	68	－	－	－	82	－	－	－	67	行政事務職員が消費生活相談員。	社会福祉協議会、法テラス等	知識がないのに対応しないといけない。			
53	愛媛県	上島町	該当なし	平日8:30～17:15	－	6	2	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	行政事務職員、会計年度任用職員	県消費生活センター	・相談として、どこまで介入したらよいのかわからない。 ・知識がないのに対応しないといけない			
54	愛媛県	久万高原町	該当なし	平日8:30～17:15	毎月第2・4木曜日 8:30～15:00	2	8	0	0	7	9	0	0	7	11	0	0	行政事務職員（月2回の相談員勤務日以外の平日） ※内容により、相談員へ対応を電話で確認する。県消費生活センターへ繋ぐ（案内する） 相談員勤務日が近日中にある場合は、相談日へのご相談が可能かなど話す。 （緊急性有無による）	県消費生活センター	十分な知識がないのに、対応しなければならない。			
55	愛媛県	松前町	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	火曜日8:45～17:15 第1金曜日8:45～17:15	11	57	0	1	41	25	0	0	20	33	0	0	行政事務職員、消費生活相談員	該当なし	・知識が浅いが、対応しなければいけない。 ・民事関係の相談もあり、1件に相当な時間を要した。 ・他の業務も多数兼務しているため、すぐに対応できないことがある。			
56	愛媛県	砥部町	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	毎週木曜と第3金曜の8:45～17:15	21	58	0	0	8	27	0	0	9	34	0	0	行政事務職員又は消費生活相談員	該当なし	－			
57	愛媛県	内子町	会計年度任用職員 2名	平日9:00～12:00、13:00～17:00	平日8:30～17:15	31	22	0	3 (文書)	16	40	0	0	18	40	0	0	会計年度任用職員	該当なし	該当なし			
58	愛媛県	伊方町	該当なし	相談窓口：役場開庁時中 ※相談員による消費生活相談は毎月第3火曜日9:00～16:30	相談窓口：役場開庁時中 ※相談員による消費生活相談は毎月第3火曜日9:00～16:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	行政事務職員、会計年度任用職員（相談員）	巡回型の相談員	消費生活相談に関する知識不足			
59	愛媛県	松野町	会計年度任用職員 1名	平日9:00～17:00	火曜日8:30～17:15	43	0	0	0	27	0	0	0	24	0	0	0	行政職員	県消費生活センター	聴き取りずら難しい場合があり、話が分かる人に話を代わってくれと言われることがある。			
60	愛媛県	鬼北町	その他 1名 (他市町村に在籍している相談員に週一回来てもらっている)	毎週水曜日8:30～17:15	毎週水曜日8:30～17:15	101	0	0	0	55	0	0	0	56	0	0	0	該当なし	該当なし	該当なし			
61	愛媛県	愛南町	会計年度任用職員 1名	平日（祝日は休み）8:30～17:15(12:00～13:00は除く)	毎週木曜日9:00～16:00	21	69	0	0	12	57	0	0	27	48	0	0	行政事務職員、会計年度任用職員（相談員）	該当なし	・十分な知識がないのに対応しないといけない ・相談員が常勤ではないので、すぐに対応できないことがある			

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について			Ⅲ 消費生活相談について												(2)－1		(2)－2		(2)－3	
			(5)－5 配置している 消費生活相談員 の雇用形態と人数 ※消費生活相談員を 配置している市町村のみ	(5)－6 消費生活センター 及び 消費生活相談窓口 の開所日と開所時間	(5)－7 消費生活センター 及び 消費生活相談窓口 に消費生活相談員が配置される時間	(1)－1 消費生活相談の件数												消費生活相談に対応する職員 ※消費生活センターを設置してい ない市町村において消費生活相談 に対応するとき	消費生活相談のつなぎ先 ※消費生活相談を他機関に 繋いでいる場合	消費生活相談を受けて困ったこと ※消費生活相談員ではない職員が消費 生活相談を受ける場合			
						令和元年度				令和2年度				令和3年度									
						対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他						
62	高知県	高知市	会計年度任用職員 5名	平日 9:00～16:30 土曜日 9:00～12:00、13:00～16:00	平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00	438	1,701	0	9	493	1,674	0	9	462	1,511	0	7	該当なし（センターあり）	該当なし	該当なし			
63	高知県	室戸市	その他（委嘱） 1名	毎月第3木曜日 13:30～15:30	毎月第3木曜日 午後1時頃から午後4時頃まで ※相談員の都合により来られない場合もある	0	9	0	0	2	4	0	0	1	0	0	0	・消費生活相談員 ・行政職員 ※内容によっては対応せず他機関へつ ないでいる	・県消費生活センター	該当なし			
64	高知県	安芸市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日8:30～16:30	14	12	0	0	11	16	0	0	6	14	2	0	・行政職員 ・会計年度任用職員	・県消費生活センター	・知識が少ないなか、対応しないといけない ・相談数が少ないため、イベント等で忙しい時期 もあり、経験が積めない			
65	高知県	南国市	会計年度任用職員 2名	平日（祝日を除く） 8:30～12:00 13:00～16:45	平日（祝日を除く） 8:30～12:00、13:00～16:45	78	119	0	0	66	120	0	0	44	143	0	0	該当なし（センターあり）	該当なし	該当なし			
66	高知県	土佐市	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	1	11	0	0	0	11	0	0	3	11	0	0	・行政職員	該当なし	・知識等が足りず、県消費生活センターに助言 をいただき、回答を行うケースが多いため、回答 に時間を要する。			
67	高知県	須崎市	会計年度任用職員 1名	平日8:30～17:15	平日（内、週4日） 8:30～17:15	37	20	0	0	21	34	0	0	23	27	0	0	・基本的には相談員が対応する。 ・不在時などは、兼任職員が聞き取り、相談員や県、他機関へ繋ぐ	・県消費生活センター ・警察 など	相談員不在時に、回答や助言を得たい期限 が短いときなどがある「明日、業者が家に来る。 キャンセルするなら今日の午前中までに、 ．．．」など。 上記の状態で県消費生活センターに相談し ても、「〇〇と回答（説明）してはどうか？」 など、受け取って貰えなかった時。 相談員不在時に、県消費生活センターから、 「須崎市の方からの相談なので、．．．」と繋 がれる時は、対応に苦慮する。			
68	高知県	宿毛市	該当なし	平日8:30～17:15 （土・日・祝日除く）	該当なし	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	・行政職員	・幡多広域消費生活センター ・高知県消費生活センター	知識とスキルがないため即答できず、相談者 に不安を与えてしまう。			
69	高知県	土佐清水市	該当なし	平日（祝日を除く） 8：30～17：15 （昼休み12：00～13：00）	該当なし	6	4	0	0	9	5	0	0	5	6	0	0	・行政職員 ・会計年度任用職員 解決できない案件は消費生活センター へ繋ぐ	・広域連携の消費生活センター	特になし			
70	高知県	四万十市	該当なし	－	該当なし	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第一に行政職員が対応し、基本的知識 で対応可能であればそのまま行政職 員が対応。 なお行政職員が対応した時点で、専 門的知識・技術を要すると判断した場 合、他機関へ繋ぐ。	・幡多広域消費生活センター	特になし			
71	高知県	香南市	会計年度任用職員 1名	平日8：30～17:15	平日（水曜日を除く） 8:30～17:15	73	58	0	0	51	79	0	1	84	41	0	0	－	・相談員不在で急ぎの案件は県の 消費生活センターに繋ぐ	・知識がないのに対応しないといけない（急ぎ ではない場合、専門相談員の出勤日等待っ てもらうよう案内している）			
72	高知県	香美市	会計年度任用職員 1名	平日（祝日は除く） 8:30～17:15 （昼休み12:00～13:00）	平日（祝日は除く） 9時～17時（昼休み12:00～13:00） （1か月で17日勤務のため、不在の平日も あり）	46	42	0	0	23	71	0	0	29	53	0	0	・消費生活相談員（会計年度任用 職員）が主に対応し、不在の際は行 政職員が対応する	該当なし	・知識がないのに対応しないといけない			
73	高知県	東洋町	該当なし	平日 8:30～12:00 13:00～17:15	該当なし	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	・他機関に相談	・消費生活センター	「相談内容を聞いてから他機関に同じ内容を 説明し、その回答を相談者にそのまま伝える」 という状態のため、町役場を通さずに直接専 門機関に相談がいく方が良い。相談者も町 役場につながると混乱する。			
74	高知県	奈半利町	該当なし	平日（祝日除く） 8:30～17:15 （12:00～13:00を除く）	該当なし	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	・行政職員	該当なし	知識が無いので、県や消費生活センターに確 認をとる必要がある。			
75	高知県	田野町	該当なし	役場の開庁時間に同じ	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	・行政職員（他機関に繋ぐまで）	・県消費生活センター	該当なし			
76	高知県	安田町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	・行政職員 ・相談を聞き取りした後に他機関へ繋 ぐ	・県消費生活センター	該当なし			
77	高知県	北川村	該当なし	役場の開庁時間に同じ	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・行政職員	・県消費生活センター	該当なし			
78	高知県	馬路村	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・行政職員	該当なし	該当なし			
79	高知県	芸西村	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	2	3	0	0	2	4	0	0	0	1	0	0	・行政職員	該当なし	・消費者行政の担当職員が1人体制で、数 年で異動となるため、知識が不十分な中、 対応しないといけない。 ・相談件数は年に数件と少ないため、経験を 積むことも難しい。			
80	高知県	本山町	その他 1名	平日8:30～17:15	毎月第4木曜日 9:00～12:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	・行政職員	・県消費生活センター	本年度から担当になり、知識があまりない。 研修等充実してほしい。			
81	高知県	大豊町	該当なし	平日 （年末年始、祝日除く） 8:30～17:15	該当なし	0	13	0	0	2	17	0	1	4	9	0	0	・行政職員	・県消費生活センター	・知識がないのに対応しないといけない ・的確なアドバイスができていないのか不安			
82	高知県	土佐町	その他（委嘱） 1名	平日8:30～17:15	不定期、月2回、1日5時間	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	・相談対応せず他機関へ繋ぐ	・県消費生活センター	－			
83	高知県	大川村	該当なし	平日8:30～17:15 （祝日、祭日除く）	該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・消費生活事務担当者	・県消費生活センター	特になし			
84	高知県	いの町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	0	8	0	0	0	11	0	0	0	14	0	0	・行政職員	・県消費生活センター	－			
85	高知県	仁淀川町	該当なし	役場の開庁時間に同じ	該当なし	0	4	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	・行政職員が対応し、直接他機関へ 言ってもらうように伝えている。	・県消費生活センター	異動したばかりで、知識がなく、相談者の方 に間違ったことを言ってもいけないので、県消費 生活センターに直接相談してもらうように対応 をしています。			

			Ⅱ 消費者行政部局の体制について			Ⅲ 消費生活相談について												(2)－1	(2)－2	(2)－3			
			(5)－5	(5)－6	(5)－7	(1)－1																	
						消費生活相談の件数															消費生活相談に対応する職員 ※消費生活センターを設置して いない市町村において消費生活相談 に対応するとき	消費生活相談のつなぎ先 ※消費生活相談を他機関に 繋いでいる場合	消費生活相談を受けて困ったこと ※消費生活相談員ではない職員が消費 生活相談を受ける場合
令和元年度				令和2年度				令和3年度															
対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他	対面	電話	FAX	その他												
86	高知県	中土佐町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	4	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	・行政職員	該当なし	『188』はとても便利だが、町民の中には、居住地の役場に繋がりが相談しにくそう方もいる。(実施に言われたわけではないが、電話対応し感じる時がある)			
87	高知県	佐川町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	0	0	0	3	0	0	0	9	0	0	0	0	・行政職員	・県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない			
88	高知県	越知町	該当なし	平日（祝日除く） 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	該当なし	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	・行政職員	該当なし	該当なし			
89	高知県	梶原町	該当なし	平日（祝日除く） 8:30～17:15	該当なし	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	・行政職員	・消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない			
90	高知県	日高村	該当なし	－	該当なし	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	・行政職員	・県消費者センター	知識がないのに対応しないといけない（事案が多岐にわたるため、その都度、事案に沿った寄り添いが必要となる）			
91	高知県	津野町	該当なし	役場開庁時間 平日8：30～17：15 担当職員対応	該当なし	2	0	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	・行政職員	該当なし	知識がないのに対応しなければならない			
92	高知県	四万十町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	5	16	0	0	2	10	0	0	0	3	0	0	・行政職員	・県消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない			
93	高知県	大月町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	・行政職員	・幡多広域消費生活センター	知識がないのに対応しないといけない			
94	高知県	三原村	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	・行政職員	・幡多広域消費生活センター	まだ相談を受けたことはありませんが、正しくやり取りができるか不安がある（ほかの職員の意見も取り入れながら対応して行きたいです）			
95	高知県	黒潮町	該当なし	平日8:30～17:15	該当なし	10	6	0	0	0	12	0	0	3	10	0	0	・行政職員 ・会計年度任用職員	・幡多広域消費生活センター	幡多広域消費生活センターと連携し対応している			

			Ⅳ 県と市町村の役割分担について		
			(1)－1	(1)－2	(1)－3
			消費生活に関する 相談業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。	消費生活に関する 啓発業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。	消費生活に関する 見守り業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。
1	徳島県	徳島市	特になし	新規事業を実施するとき、参考となる他市町村の事例を教えてください。	県の見守りネットワークに加盟し、市に加盟していない団体の情報、事例を教えてください。
2	徳島県	鳴門市	消費生活相談員の確保が難しい（1名退職してしまつと、次の採用が困難）ため、消費生活相談員の知名度の向上や必要なタイミングでの人材の輪旋の実施など検討していただきたい。	消費生活相談員の知名度向上などを目的とした啓発活動	限られた人だけでなく、より多くの人に「見守り」の重要性を知ってもらえるような周知・広報活動。
3	徳島県	小松島市	特になし	成年年齢引下げに伴う県内高等学校への啓発活動 （市内中学校においても県の取組を参考に啓発活動を実施していきたい）	特になし
4	徳島県	阿南市	－	白黒印刷したいため、カラー前提ではない啓発資材の提供をお願いしたい	－
5	徳島県	吉野川市	特になし	特になし	特になし
6	徳島県	阿波市	困難な事例に対する助言	・講演会や研修会における講師派遣 ・教育現場における啓発における講師派遣	定例会等における情報提供
7	徳島県	美馬市	・県センとの連携、相談支援 ・県や他市町村との相談員の関わり	・LINE相談などデジタル化への対応は、市町村レベルでは難しい	・協力員・協力団体等の確保のための事業者への働きかけ
8	徳島県	三好市	特になし	中学生からスマホの利用が増えているので、啓発活動のフォローアップ	他市町村の情報提供
9	徳島県	勝浦町	特になし	県・市・町のセンター・相談窓口の連絡先が全て入る様式でチラシ等の作成をしてほしい。	特になし
10	徳島県	上勝町	特になし	特になし	特になし
11	徳島県	佐那河内村	特になし	特になし	特になし
12	徳島県	石井町	特になし	特になし	特になし
13	徳島県	神山町	特になし	特になし	特になし
14	徳島県	那賀町	特になし	他市町村の取り組み内容についての情報提供	他市町村の取り組み内容についての情報提供
15	徳島県	牟岐町	特になし	特になし	特になし
16	徳島県	美波町	特になし	特になし	特になし
17	徳島県	海陽町	特になし	引き続き、見守り新鮮情報など、現在話題となっている情報を提供いただきたい。	特になし
18	徳島県	松茂町	相談員が2名とも欠けたときの取り決めやシミュレーション、受け皿、相談員の待遇	特になし	特になし
19	徳島県	北島町	特になし	全国で流行している事例等だけでなく、県内で流行している事例があれば情報の周知・啓発等お願いしたい。啓発チラシも、引き続き送付いただきたい。	発足1年後に開催した定例会では、構成員(他部局)と事務局(県・まちみらい課・松茂・北島消費生活センター)との間で、見守りネットワークに求める要望や認識が異なっていた。双方で納得のいく連絡体制が確立されていないことが考えられる。 前回開催してから間が空いており、各課担当者も変わっているため、見守りネットワークそのものについて改めて説明をした方が良い。今年度、4年ぶりに定例会を開催した際には、県の担当職員から改めて見守りネットワークの重要性や、組織に求める要望等ご説明いただきたい。
20	徳島県	藍住町	今までどおり、必要とされる情報を教示していただき、消費生活センターの機能がうまくよくよう指導していただきたい。	各市町村で広報掲載や啓発を行っているが、テレビや新聞など広く周知できる部分を担ってほしい。	今までどおり、見守りの連携方法について指導等をしていただきたい。
21	徳島県	板野町	相談者が、「弁護士に直接相談したい」と言われるときがあり、その場合、弁護士の夜間相談窓口や有料の相談窓口を紹介しているが、県センターの弁護士相談を町も利用させてほしい。	市町村それぞれで啓発チラシを作成するのではなく、県でまとめて作成し、町も活用させていただきたい。	特になし
22	徳島県	上板町	特になし	人数多い時の会で講師を務めてほしい。 （参考：現在は中学校で出前講座をする際に研修で知り合ったつてを活かして兵庫県在住のインターネットに詳しい講師を呼んで依頼した）	町内の人から県に相談があれば、町に個人情報等を共有してよいかなど確認し、町と県とで連携できたらよい。
23	徳島県	つるぎ町	特になし	情報提供をもらうとき、もらった内容を広報誌に掲載しやすいように体裁を整えて欲しい	特になし
24	徳島県	東みよし町	相談内容に応じて、必要な場合、県の情報センターの相談員の方からアドバイスをいただければと思います。	県の方から、市町村教育委員会部局に消費者行政に対する取り組みを依頼して、各学校の先生方の協力を得やすい状況にしていいただければ、連携がもっとスムーズに、効果的に啓発が行われると思います。	特になし
25	香川県	高松市	新たな事例・相談内容についての情報共有や、困難な事例等への助言など	消費者教育出前講座の実施に向けた連携・協力	見守りネットワークの取組推進へのアドバイスなど
26	香川県	丸亀市	特になし	特になし	特になし
27	香川県	坂出市	特になし	特になし	特になし。
28	香川県	善通寺市	特になし	特になし	県及び他市町の取り組み事例等情報提供
29	香川県	観音寺市	西讃地域での消費生活相談員による相談窓口の設置の継続	特になし	特になし
30	香川県	さぬき市	特になし	特になし	特になし
31	香川県	東かがわ市	今のままでよい	今のままでよい	特になし。
32	香川県	三豊市	本市は専門知識を有するものがないため、市民が相談しやすい相談先を作っていただきたい。	広く情報提供をいただきたい。	見守り業務に従事する職員がおらず、またどういった業務が必要かも分からないため、県として必要と感じるものを行っていただきたい。
33	香川県	土庄町	引き続き、情報の共有をお願いしたい。	特になし	特になし
34	香川県	小豆島町	特になし	特になし	特になし
35	香川県	三木町	特になし	特になし	特になし
36	香川県	直島町	－	－	－
37	香川県	宇多津町	県内での動向などを情報発信する定期的な会議開催。	チラシ等の提供。	特になし
38	香川県	綾川町	消費生活に関する研修等の実施	出前講座の教材用意、講師派遣など対応してくれると良い。	消費者見守りネットワーク等の市町村間の情報共有や取りまとめ
39	香川県	琴平町	特になし	特になし	特になし

			Ⅳ 県と市町村の役割分担について		
			(1)－1	(1)－2	(1)－3
			消費生活に関する 相談業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。	消費生活に関する 啓発業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。	消費生活に関する 見守り業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。
40	香川県	多度津町	コロナ禍もあり、ここ数年、県の消費者行政部局主催の担当者会が開催されていない。そのため、研修の機会もなく、また職員の異動もあり、住民から相談があった場合どのように対応すればいいのか、どこへつなげばいいのか、基本的なことわからない。消費者保護行政全般について、研修の機会を設けてほしい。	消費生活に関する啓発をするように県等からメールが来るため、本町では昨年度新たに成人式にてリーフレット配布により、若者への啓発を行った。その際、県へリーフレットをいただけないか問い合わせたが、消費者庁へ直接連絡するように言われた。そのため、消費者庁へ直接連絡したが、消費者庁からは、ホームページでデータをダウンロードし利用するように言われた。そのため、予算もなかったためデータをモノクロ印刷し配布した。本町の規模では、消費者行政に予算を確保することが難しい。積極的な啓発活動を求めるのであれば、リーフレットの印刷、配布等に協力してほしい。	昨年、県より「消費者安全確保地域協議会」の設置を進めるよう連絡があったが、調べたところ全国では都道府県単位で設置しているケースもあるようだった。香川県は市町の数も少なく小さい県のため、県単位での協議会の設置も検討してはどうか。県内の現状としては、協議会を設置している市町は限られている様子だった。なかなか進まない背景には、小さな町単位ではなかなか協議会まで設置できない現状、理由があるのではないか（地域協議会の設置の意義には賛同するが、消費者保護行政に時間をさけない、ノウハウがない、町単位での問題ではない、等。）。 県内でどのような消費生活トラブルが多く、県民がそのようなトラブルに巻き込まれないようにするにはどうすればよいのか、県が主となり県単位で主体的に取り組んでいただければ、町も協力することはできると考える。
41	香川県	まんのう町	－	－	－
42	愛媛県	松山市	エステ店の廃業など相談者が多数いるような案件（広域案件）に対して、県が担当弁護士等に対する窓口となり、市町に積極的に情報提供してほしい。	県が実施している市町協議会の研修会を毎年行っており、	「見守りレター」を発行されているが、見守りネットワークの対象である高齢者・障がい者・認知症の方向けの内容にしてほしい。
43	愛媛県	今治市	－	－	－
44	愛媛県	宇和島市	現状のほかに、特に無し。	現状のほかに、特に無し。	現状のほかに、特に無し。
45	愛媛県	八幡浜市	県内で多い相談事例の対応等についての情報共有	相談員1人体制で、相談を受けながら啓発を行うのは難しいので、近隣市町と共同で啓発活動ができるよう県で音頭をとってほしい。	各業界団体の取りまとめをお願いしたい。
46	愛媛県	新居浜市	・消費生活相談員の育成及び確保	・クオリティの高い啓発資料や教材の提供	・それぞれの地域に合った取り組み情報の提供
47	愛媛県	西条市	専門的な資格を保持している消費生活相談員（会計年度任用職員）が年間約350件余りの相談を一人で対応している。しかし、市の財政や職員配置の関係で、複数の職員を配置してもらえないのが現状である。安定した相談体制を整えるために、消費生活相談という業務の必要性と重要性について県から市へアプローチしてもらいたい。	・県が実施する対象事の出前講座等のパワーポイント等で作成した資料を可能であれば共有したい。	－
48	愛媛県	大洲市	－	－	－
49	愛媛県	伊予市	適宜、相談内容について情報を共有していただいている他、セミナー等も随時開催されているため、今後ともお願いしたい。	県が当市の学校等で講習会を行った際に、引き続き、情報共有をしていただきたい。できれば、半年ごとに中間報告、1年間を通しての報告として情報をいただけるとありがたい。	－
50	愛媛県	四国中央市	－	－	－
51	愛媛県	西予市	消費生活相談員の養成、人材確保	なかなか学校への消費者教育に踏み込ませてもらえないので、県から教育委員会へ交渉してほしい	特になし
52	愛媛県	東温市	－	現在、定期的に消費生活相談情報としてメールをいただいておりますが、可能な範囲で、法律などを交えて対応結果なども教えていただくと参考になります。	－
53	愛媛県	上島町	職員が少ないため、何かあった際に相談できる場所を共有いただければ。	使いやすい啓発資料があれば	特になし
54	愛媛県	久万高原町	これからも、相談員の勤務日以外に難しい相談事があった場合は、県消費生活センターにて対応をお願いしたい。	県消費生活センターからは、毎月、啓発広報原稿を提供いただくなど支援をいただいている。	－
55	愛媛県	松前町	よくある相談事例集や最近多い相談などの情報共有	県センターが作成した啓発パンフレットやグッズを市町にも配布してほしい	－
56	愛媛県	砥部町	今後も市町の相談役としてご協力願いたい。	－	－
57	愛媛県	内子町	・相談員の人材確保にかかる情報提供 ・消費生活相談事例の情報交換の機会 ・県内で発生しそうな相談事例の提供（県に寄せられる相談の中から）	H P・広報誌に掲載する原稿の提供	見守り事例の情報提供（成功だけでなく失敗の事例も）
58	愛媛県	伊方町	県の消費者センターから相談内容の報告がくるが、どのように対応したのかも知りたい。	－	－
59	愛媛県	松野町	相談員の確保	－	－
60	愛媛県	鬼北町	相談員確保についての協力（相談員の紹介）	特になし	特になし
61	愛媛県	愛南町	・消費生活相談員の確保 ・各市町の相談員と行政職員のネットワークの構築	・学校や老人団体等、年齢別の講座等で使用できる啓発資料の作成	－
62	高知県	高知市	－	－	－
63	高知県	室戸市	相談対応の集約	啓発活動への補助制度の整備	各テレビ局などでの放送
64	高知県	安芸市	－	－	－
65	高知県	南国市	県消費生活センターを通さなくても、いつでも直接電話で相談できる弁護士に県の県民生活課に在席してほしい	－	－
66	高知県	土佐市	相談があったときに、市職員の知識が足りない部分に対しての助言。（現在も助言を受けて対応している。）	特になし	特になし
67	高知県	須崎市	専門性の高い業務であることから、相談員など人材の確保が困難であるので、県により相談センターを設置し、県及び市町村からの負担金により運営を行う。 そのうえで、地域支援企画員のように、専任の相談員を配置出来ないか。 また、相談に係る業務は非常に時間に掛かることから、兼任ではなく最低2名の専任職員（相談・事務）を配置する様、体制整備強化をしていただきたい。	－	－
68	高知県	宿毛市	－	－	－
69	高知県	土佐清水市	特になし	特になし	特になし
70	高知県	四万十市	特になし	特になし	特になし
71	高知県	香南市	・法律の専門家から適切な助言をコンスタントに受けられる環境 ・実践に即した助言ができる者の育成	・啓発グッズ等の市町村への提供	－
72	高知県	香美市	多重債務相談以外の相談で、法律専門家の判断を必要とする場合に、相談員が随時助言を受けられる体制	出前講座に関するノウハウの教示	他の機関とのネットワーク構築ノウハウの教示
73	高知県	東洋町	町の相談窓口廃止を求めたい	－	－
74	高知県	奈半利町	今のままで十分です。	今のままで十分です。	今のままで十分です。
75	高知県	田野町	特になし	今後の説明会や研修会について、オンラインでの受講を望みます。	特になし

			Ⅳ 県と市町村の役割分担について		
			(1)－1	(1)－2	(1)－3
			消費生活に関する 相談業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。	消費生活に関する 啓発業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。	消費生活に関する 見守り業務 について、県の役割として期待することがあれば教えてください。
76	高知県	安田町	－	－	－
77	高知県	北川村	－	－	－
78	高知県	馬路村	－	－	－
79	高知県	芸西村	－	－	－
80	高知県	本山市	連絡を密にし、事例や解決までの道のり等を共有してほしい	広報物のデータをいただければ全戸配布戸可能ですので、定期的な広報データをいただければ	現在の見守り情報の広報紙が役に立っているので今後も続けてほしい
81	高知県	大豊町	特になし	特になし	特になし
82	高知県	土佐町	－	－	－
83	高知県	大川村	－	－	－
84	高知県	いの町	市町村の行政職員もが相談しやすい環境	－	－
85	高知県	仁淀川町	－	－	－
86	高知県	中土佐町	集約された情報を市町村に提供すること	周知依頼のチラシ等があるが、重要度が高いものを目立つようにしてほしい	特になし
87	高知県	佐川町	特になし	特になし	特になし
88	高知県	越知町	－	－	－
89	高知県	梶原町	－	－	－
90	高知県	日高村	－	－	－
91	高知県	津野町	専任職員配置もないため、ある程度の聞き取りをしたうえで相談を引き継ぎたい。	－	－
92	高知県	四万十町	専門的な知識を有している消費生活センターにはいつもご相談に乗っていただいております。今後も継続したご支援を頂きたいと思います。	消費生活センターには講師として高校生や民生委員への出張授業などお力添えいただいております。今後も継続したご支援を頂けますと幸いです	－
93	高知県	大月町	－	－	－
94	高知県	三原村	－	－	－
95	高知県	黒潮町	無し	補助事業の利率アップ	無し

追加質問票

市町村名：_____

追加のご質問事項

1、消費者教育にかかる出前講座について教えてください。

① 出前講座への対応（企画立案・実施）について、以下の選択肢のうち該当するものを選んでください。（いずれかひとつ選択）

- ☐（1）依頼がなくとも自主的に市町村で出前講座の実施を発案している（講座の実施を予算事業として外部に委託している場合も含む）
- ☐（2）依頼があった場合に市町村で対応している（企画立案と実施の一部（講座の案内や当日の司会など）を市町村で対応している場合も含む）
- ☐（3）市町村での講座対応実績がない（講座の実施依頼を受け、講座の開催全体を県消費生活センターなど外部へ依頼する場合も含む）
- ☐（4）その他（_____）

② 出前講座を実施する際に、主に誰が講師を担いますか。（①で（3）を選択した場合、回答不要）
（いずれかひとつ選択）

- ☐（1）消費者行政担当課の職員
- ☐（2）県の消費者行政担当課職員
- ☐（3）消費生活相談員（自ら雇用する相談員）
- ☐（4）消費生活相談員（県消費生活センターに所属する相談員）
- ☐（5）消費生活相談員（広域連携地区内の市町村に所属している相談員）
- ☐（6）消費生活相談員（複数市町村を定期的に巡回する、他市町村所属の相談員）
- ☐（7）その他（_____）

次ページに続きます

追加質問票

2、消費者行政にかかる啓発について教えてください。

①住民へ配布する広報誌、チラシ、その他啓発物の作成について、掲載している内容を下記の選択肢のうち該当するものを選んでください。（複数回答可）

- ☐ (1) 市町村内の消費生活センターや消費生活相談窓口へ集まってきた消費者トラブルの状況や傾向について記事を作成し掲載している
- ☐ (2) 広域連携地域内の消費生活センター等へ集まってきた消費者トラブルの状況や傾向について記事を作成し掲載している
- ☐ (3) 国や県などから得た情報のなかで、自分の地域に該当しそうな情報を選び、記事を作成し掲載している
- ☐ (4) 国や県、その他の団体から提供があった文章や記事を、そのまま広報誌等啓発物に掲載している
- ☐ (5) 国や県、その他の団体が作成した冊子やチラシ等の紙媒体を地域住民に配布している
- ☐ (6) 特に啓発物は作成、配布していない
- ☐ (7) その他 ()

②消費者行政のみの広報誌・チラシ等を作成していますか。(①で(5) (6)を選択した場合、回答不要)

- ☐ はい
- ☐ いいえ

追加の質問事項は以上です。ご協力ありがとうございました。

別添 5 市町村向け追加質問票（結果一覧）

	県名	市町村名	1、消費者教育にかかる出前講座について	
			①出前講座への対応（企画立案・実施）について	②出前講座の実施する際の講師について
1	徳島県	徳島市	2	3
2	徳島県	鳴門市	2	7（契約トラブル関連：消費生活相談員（自ら雇用する相談員） エシカル消費関連：消費者行政担当課の職員）
3	徳島県	小松島市	2	3
4	徳島県	阿南市	2	3
5	徳島県	吉野川市	2	3
6	徳島県	阿波市	2	3
7	徳島県	美馬市	2	3
8	徳島県	三好市	4（広域連携の消費生活センターが対応している）	5
9	徳島県	勝浦町	3	
10	徳島県	上勝町	3	
11	徳島県	佐那河内村	3	
12	徳島県	石井町	3	
13	徳島県	神山町	3	
14	徳島県	那賀町	3	
15	徳島県	牟岐町	3	
16	徳島県	美波町	3	
17	徳島県	海陽町	3	
18	徳島県	松茂町	2	3
19	徳島県	北島町	2	5
20	徳島県	藍住町	1	3
21	徳島県	板野町	2	3
22	徳島県	上板町	3	
23	徳島県	つるぎ町	3	
24	徳島県	東みよし町	3	(2)
25	香川県	高松市	2	3
26	香川県	丸亀市	3	
27	香川県	坂出市	2	2
28	香川県	善通寺市	3	
29	香川県	観音寺市	1	1
30	香川県	さぬき市	3	
31	香川県	東かがわ市	3	
32	香川県	三豊市	3	
33	香川県	土庄町	2	1
34	香川県	小豆島町	3	
35	香川県	三木町	4（実施していない）	7（実施していない）
36	香川県	直島町	3	(4)
37	香川県	宇多津町	3	
38	香川県	綾川町	4（県より案内のある「くらしのセミナー」を受講）	7（「くらしのセミナー」講師）
39	香川県	琴平町	3	
40	香川県	多度津町	2	7（「くらしのセミナー」講師）
41	香川県	まんのう町	3	
42	愛媛県	松山市	2	7（高齢者向けの講座は自ら雇用する消費生活相談員、中学生向けの講座は愛媛県金融広報委員会 金融広報アドバイザー）
43	愛媛県	今治市	2	3
44	愛媛県	宇和島市	2	3
45	愛媛県	八幡浜市	2	3
46	愛媛県	新居浜市	2	3
47	愛媛県	西条市	2	3
48	愛媛県	大洲市	2	3
49	愛媛県	伊予市	2	3
50	愛媛県	四国中央市	1	1
51	愛媛県	西予市	2	3
52	愛媛県	東温市	2	3
53	愛媛県	上島町	3	
54	愛媛県	久万高原町	4（令和2年度以降講座実績がない。実施依頼を受けて町が対応してきたが、今後は県消費生活センターなど外部へ依頼することも見込んでいる。）	3
55	愛媛県	松前町	1	5
56	愛媛県	砥部町	2	6
57	愛媛県	内子町	1	1
58	愛媛県	伊方町	3	
59	愛媛県	松野町	2	3
60	愛媛県	鬼北町	2	3
61	愛媛県	愛南町	2	3

	県名	市町村名	1、消費者教育にかかる出前講座について	
			①出前講座への対応（企画立案・実施）について	②出前講座の実施する際の講師について
62	高知県	高知市	1	3
63	高知県	室戸市	3	
64	高知県	安芸市	2	3
65	高知県	南国市	2	3
66	高知県	土佐市	3	
67	高知県	須崎市	4（コロナ禍以前は、民生委員や地域包括支援センターの会の開催に合わせて出前講座の打診を行っていたが、コロナ禍以降は先方よりの依頼により開催。）	3
68	高知県	宿毛市	3	
69	高知県	土佐清水市	3	
70	高知県	四万十市	3	
71	高知県	香南市	2	3
72	高知県	香美市	1	3
73	高知県	東洋町	3	
74	高知県	奈半利町	3	
75	高知県	田野町	3	
76	高知県	安田町	3	
77	高知県	北川村	3	
78	高知県	馬路村	3	
79	高知県	芸西村	1	1
80	高知県	本山町	3	
81	高知県	大豊町	3	
82	高知県	土佐町	3	
83	高知県	大川村	3	(2)
84	高知県	いの町	3	
85	高知県	仁淀川町	3	
86	高知県	中土佐町	3	
87	高知県	佐川町	3	
88	高知県	越知町	3	
89	高知県	梶原町	1	1
90	高知県	日高村	3	
91	高知県	津野町	3	
92	高知県	四万十町	1	4
93	高知県	大月町	3	
94	高知県	三原村	2	5
95	高知県	黒潮町	3	5
96	高知県	幡多広域	4（幡多広域消費生活センターで企画立案はなく、構成市町村と連携し、構成市町村や団体からの依頼で講師を務める。）	3

※1②について、1①の設問で3を選択した場合は、本設問への回答は不要であるが、回答のあったものについてはそのまま記載している。

	県名	市町村名	2、消費者行政にかかる啓発について								②消費者行政のみの啓発物について
			①啓発物の内容について（複数回答可）								
			1	2	3	4	5	6	7		
1	徳島県	徳島市	○		○		○			1	
2	徳島県	鳴門市	○							2	
3	徳島県	小松島市	○	○	○	○	○			1	
4	徳島県	阿南市				○				1	
5	徳島県	吉野川市	○		○	○	○			1	
6	徳島県	阿波市			○	○				1	
7	徳島県	美馬市	○	○	○		○			2	
8	徳島県	三好市	○	○						1	
9	徳島県	勝浦町	○	○	○		○			2	
10	徳島県	上勝町					○				
11	徳島県	佐那河内村					○			2	
12	徳島県	石井町					○				
13	徳島県	神山町					○				
14	徳島県	那賀町					○			2	
15	徳島県	牟岐町				○	○			2	
16	徳島県	美波町						○			
17	徳島県	海陽町			○		○			2	
18	徳島県	松茂町	○		○		○			1	
19	徳島県	北島町					○				
20	徳島県	藍住町	○	○	○	○	○			2	
21	徳島県	板野町	○		○		○			1	
22	徳島県	上板町	○		○	○	○			2	
23	徳島県	つるぎ町		○						2	
24	徳島県	東みよし町		○	○				国や県、その他の団体から提供があった文章や記事をHP等に掲載している	2	
25	香川県	高松市	○		○	○	○			1	
26	香川県	丸亀市				○				2	
27	香川県	坂出市				○	○			2	
28	香川県	善通寺市			○	○				2	
29	香川県	観音寺市			○					2	
30	香川県	さぬき市				○				2	
31	香川県	東かがわ市				○				2	
32	香川県	三豊市					○				
33	香川県	土庄町					○				
34	香川県	小豆島町				○				2	
35	香川県	三木町				○				2	
36	香川県	直島町				○				2	
37	香川県	宇多津町			○					2	
38	香川県	綾川町				○				2	
39	香川県	琴平町				○				2	
40	香川県	多度津町				○				2	
41	香川県	まんのう町			○					2	
42	愛媛県	松山市	○		○	○	○			2	
43	愛媛県	今治市					○			1	
44	愛媛県	宇和島市	○		○		○			1	
45	愛媛県	八幡浜市	○		○					1	
46	愛媛県	新居浜市	○		○	○	○			2	
47	愛媛県	西条市	○		○	○				1	
48	愛媛県	大洲市					○				
49	愛媛県	伊予市	○		○		○			1	
50	愛媛県	四国中央市	○		○		○			2	
51	愛媛県	西予市	○		○	○	○			2	
52	愛媛県	東温市	○		○					1	
53	愛媛県	上島町						○		2	
54	愛媛県	久万高原町	○		○					1	
55	愛媛県	松前町	○		○					2	
56	愛媛県	砥部町			○					2	
57	愛媛県	内子町	○		○	○	○			1	
58	愛媛県	伊方町	○				○			1	
59	愛媛県	松野町	○	○	○					2	
60	愛媛県	鬼北町							令和3年度は啓発にかかるカレンダーを12月に全戸配布。3月にお薬手帳のカバーに啓発内容を印刷して町内医院に協力してもらい希望者に配布した。 令和4年度は、ウィットティッシュの取り出し部分に啓発内容をプリントし、全戸配布の予定。	2	
61	愛媛県	愛南町	○		○					2	

	県名	市町村名	2、消費者行政にかかる啓発について								②消費者行政のみの啓発物について
			①啓発物の内容について（複数回答可）								
			1	2	3	4	5	6	7		
62	高知県	高知市	○		○					1	
63	高知県	室戸市					○				
64	高知県	安芸市				○			相談促進についてのチラシを作成し、配布(H31年度作成)	1	
65	高知県	南国市	○		○	○	○			1	
66	高知県	土佐市						○			
67	高知県	須崎市	○		○	○				2(※令和３年度まではチラシを作成し、市広報に折込をしていたが、今年度からは市広報への掲載。)	
68	高知県	宿毛市				○				2	
69	高知県	土佐清水市	○	○	○	○	○			2	
70	高知県	四万十市		○						2	
71	高知県	香南市	○		○		○			1	
72	高知県	香美市					○		消費生活相談窓口がどのようなところか紹介するチラシを作成し、配布した。	1	
73	高知県	東洋町				○				2	
74	高知県	奈半利町					○				
75	高知県	田野町					○			(2)	
76	高知県	安田町				○	○		業者が作成している既製品の啓発物を購入し、役場の名前を記入し配布している。消費者相談窓口を記載した封筒を作成し、郵便物の送付時に使用している。	1	
77	高知県	北川村					○				
78	高知県	馬路村						○		(2)	
79	高知県	芸西村					○			(2)	
80	高知県	本山町	○		○		○			2	
81	高知県	大豊町	○		○					2	
82	高知県	土佐町					○			(2)	
83	高知県	大川村			○					2	
84	高知県	いの町					○				
85	高知県	仁淀川町					○				
86	高知県	中土佐町				○	○			2	
87	高知県	佐川町		○	○	○			関係部署等に啓発物の配布、本庁舎にてポスター等の設置（いずれも県や県の消費生活センターが作成したもの）	2	
88	高知県	越知町						○			
89	高知県	梼原町			○	○	○			1	
90	高知県	日高村						○			
91	高知県	津野町					○				
92	高知県	四万十町				○	○			1	
93	高知県	大月町					○				
94	高知県	三原村				○				2	
95	高知県	黒潮町		○	○	○	○			1	
96	高知県	幡多広域		○	○	○			センター便りとして記事を作成し、構成市町村に送り、広報誌に掲載されている。幡多広域消費生活センターで啓発グッズを作成し各市町村に配布している	2	

※ 2 ②の設問について、2①の設問で5ないし6のみを選択した場合は、本設問への回答は不要であるが、回答のあったものについてはそのまま記載している。

質問票

都道府県名：香川県

1 消費者教育にかかる出前講座について教えてください。

①県主催の県民向け出前講座を実施していますか

- ☒ (1) 実施している
☐ (2) 実施していない

(①で (1) と回答した方)

②年間の実施回数を教えてください

令和元年度 (262) 回 、 令和 2 年度 (112) 回 、 令和 3 年度 (118) 回

(①で (1) と回答した方)

③出前講座の講師は、主に誰が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局職員
☐ (2) 県の消費生活センターに所属する消費生活相談員
☒ (3) その他（消費生活相談員を含む県の職員及び外部講師）

(①で (1) と回答した方)

④出前講座の企画は、主にどの部署が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☒ (2) 県の消費生活センター
☐ (3) その他（ ）

(①で (1) と回答した方)

⑤出前講座の実施は、主にどの部署が担っていますか（案内や司会など、講師以外の業務）（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☐ (2) 県の消費生活センター
☒ (3) その他（県の消費生活センター及び市町）

⑥市町村から依頼があり、市町村主催の出前講座へ講師等を派遣することはありますか

- ☒ (1) あり
☐ (2) なし

(⑥で (1) と回答した方)

⑦市町村からの依頼は年に何回ありましたか

令和元年度 (108) 回 、 令和 2 年度 (63) 回 、 令和 3 年度 (70) 回

質問票

⑧市町村から出前講座の依頼があった場合、主にどのように対応をしていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）原則、講座にかかる業務一連のすべて引き受ける（企画や案内、講師など）
- ☒（２）原則、市町村主催の出前講座に講師を派遣するのみ
- ☐（３）市町村において対応するよう働きかける
- ☐（４）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☐（５）その他（ ）

⑨出前講座の取組について、市町村に対してどのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）積極的に市町村にて企画・実施をするよう働きかけ
- ☒（２）県企画の出前講座を利用するよう働きかけ
- ☐（３）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

- ☐（４）その他（ ）

⑩その他、市町村主催の出前講座について、協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

次ページに続きます

質問票

2 消費者行政にかかる**啓発業務**について教えてください

①県民向けの消費者行政関連の広報誌・チラシ等は作成していますか（複数選択可）

- ☒ (1) 消費者行政専門のものを作成している
- ☐ (2) 消費者行政以外の内容も含んでいるものを作成している
- ☐ (3) 作成していない

（①で（1）（2）のいずれかを選択した方）

②記事等の作成は主にどの部署が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
- ☒ (2) 県の消費生活センター
- ☐ (3) その他（ ）

（②で（1）（2）のいずれかを選択した方）

③配布はどのようにしていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 市町村を介して配布
- ☐ (2) 県から住民に対して直接配布
- ☒ (3) その他（主に出席講座で配布 ）

④消費生活関連の啓発物について、市町村に対し、どのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 積極的に市町村にて作成するよう働きかけ
- ☐ (2) 県が保有している素材等を利用し、作成は市町村で行うよう働きかけ
- ☐ (3) 県作成の啓発物品を利用するよう働きかけ
- ☐ (4) 市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

- ☐ (5) 特に働きかけはしていない
- ☒ (6) その他（市町主催の出席講座で県作成の啓発物品を配布 ）

⑤啓発物の作成・配布や掲載内容の検討について、市町村と協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

質問票

3 消費者行政にかかる相談業務について教えてください

①住民からの相談について、主にどのように対応していますか（いずれかひとつ）

- ☒ (1) 県民からの相談であればすべて受ける
- ☐ (2) 原則、市町村のセンター等の相談窓口を利用するよう促す
- ☐ (3) 相談者の居住地市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☐ (4) その他（ ）

②市町村に来た相談案件について、市町村から県に相談が来た場合はどのように対応していますか

【A】消費生活センター設置市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☐ (2) 市町村のセンターで対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☒ (4) その他（相談を受けたことはほとんどないが、相談を受ければ必要な助言を行う。）

【B】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍する市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☐ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☒ (3) 相談を受けたことがない、または該当する市町村がない
- ☐ (4) その他（消費者問題であれば市町の相談窓口は、ほとんど県の消費生活センターを案内していると思われる。）

【C】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍しない市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☐ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☒ (4) その他（消費者問題であれば市町の相談窓口は、ほとんど県の消費生活センターを案内していると思われる。）

③県の消費生活センターで受けた相談について、市町村に対してどの程度情報共有していますか

【共有する情報の内容】（複数選択可）

- ☐ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☐ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☒ (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☒ (4) 相談件数等
- ☐ (5) その他（ ）

質問票

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】(次の選択肢からいずれかひとつ)

選択肢：ア. 1 か月に一回程度	イ. 2～3 か月に一回程度	ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度	オ. 必要に応じて随時	カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容 【回答：カ】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果 【回答：カ】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて 【回答：ア】
- (4) 相談件数等 【回答：エ】
- (5) その他 【回答：カ】

【情報を共有する方法】(複数選択可)

- ☒ (1) メール
- ☐ (2) 紙媒体を郵送
- ☒ (3) その他 (市町消費者行政主管課長会議において配布)

④市町村にて受けた消費生活相談について、県に対しての情報共有をどの程度求めていますか

【共有を求める情報の内容】(複数選択可)

- ☐ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☐ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☐ (3) 市町村内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☒ (4) 相談件数等
- ☐ (5) その他 ()

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】(次の選択肢からいずれかひとつ)

選択肢：ア. 1 か月に一回程度	イ. 2～3 か月に一回程度	ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度	オ. 必要に応じて随時	カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容 【回答：カ】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果 【回答：カ】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて 【回答：カ】
- (4) 相談件数等 【回答：エ】
- (5) その他 【回答：カ】

質問票

【情報共有を受ける方法】（複数選択可）

- ☒ (1) メール
☐ (2) 紙媒体を郵送
☐ (3) その他 ()

⑤市町村から共有があった相談情報をどのように活用していますか（複数選択可）

- ☐ (1) 県から全市町村への情報提供材料として活用
- ☐ (2) 広報誌などの啓発資材に活用
- ☐ (3) 特に活用していない
- ☒ (4) その他（市町消費者行政主管課長会議において配布）

4 県消費生活センター及び県消費者部局の役割について

県内における消費生活関連の相談や啓発、見守りといった業務について、管内市町村との関係において県消費生活センター及び県消費者部局の役割はどのようなものかと考えていますか。

【記入欄】

県消費生活センターは県民からの消費生活相談に対応したり、県民への啓発を行う。

県消費者部局は市町の消費者行政部局に対する情報提供や助言を行う。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

質問票

都道府県名： 徳島県

（徳島県からの補足）本県では、消費者行政部局（消費者政策課）においても、出前授業等への講師派遣（とくしま「消費者教育人材バンク」）や広報物の作成をしておりますが、主たるものとして、下記回答は、県消費者情報センターにおいて実施している内容となっておりますので、ご承知置さください。

1 消費者教育にかかる出前講座について教えてください。

①県主催の県民向け出前講座を実施していますか

- ☒ (1) 実施している
☐ (2) 実施していない

（①で (1) と回答した方）

②年間の実施回数を教えてください

令和元年度（101）回、令和2年度（71）回、令和3年度（113）回

（①で (1) と回答した方）

③出前講座の講師は、主に誰が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局職員
☐ (2) 県の消費生活センターに所属する消費生活相談員
☒ (3) その他（センターに派遣されている教員）

（①で (1) と回答した方）

④出前講座の企画は、主にどの部署が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☒ (2) 県の消費生活センター
☐ (3) その他（ ）

（①で (1) と回答した方）

⑤出前講座の実施は、主にどの部署が担っていますか（案内や司会など、講師以外の業務）（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☒ (2) 県の消費生活センター
☐ (3) その他（ ）

⑥市町村から依頼があり、市町村主催の出前講座へ講師等を派遣することはありますか

- ☒ (1) あり
☐ (2) なし

（⑥で (1) と回答した方）

⑦市町村からの依頼は年に何回ありましたか

令和元年度（4）回、令和2年度（1）回、令和3年度（0）回

質問票

⑧市町村から出前講座の依頼があった場合、主にどのように対応をしていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）原則、講座にかかる業務一連のすべて引き受ける（企画や案内、講師など）
- ☒（２）原則、市町村主催の出前講座に講師を派遣するのみ
- ☐（３）市町村において対応するよう働きかける
- ☐（４）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☐（５）その他（ ）

⑨出前講座の取組について、市町村に対してどのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）積極的に市町村にて企画・実施をするよう働きかけ
- ☐（２）県企画の出前講座を利用するよう働きかけ
- ☐（３）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

- ☒（４）その他（センターとして特に働きかけはしていない ）

⑩その他、市町村主催の出前講座について、協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

質問票

2 消費者行政にかかる**啓発業務**について教えてください

①県民向けの消費者行政関連の広報誌・チラシ等は作成していますか（複数選択可）

- ☒ (1) 消費者行政専門のものを作成している
- ☒ (2) 消費者行政以外の内容も含んでいるものを作成している
- ☐ (3) 作成していない

（①で（1）（2）のいずれかを選択した方）

②記事等の作成は主にどの部署が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
- ☒ (2) 県の消費生活センター
- ☐ (3) その他（ ）

（①で（1）（2）のいずれかを選択した方）

③配布はどのようにしていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 市町村を介して配布
- ☒ (2) 県から住民に対して直接配布
- ☐ (3) その他（ ）

④消費生活関連の啓発物について、市町村に対し、どのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 積極的に市町村にて作成するよう働きかけ
- ☐ (2) 県が保有している素材等を利用し、作成は市町村で行うよう働きかけ
- ☒ (3) 県作成の啓発物品を利用するよう働きかけ
- ☐ (4) 市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

- ☐ (5) 特に働きかけはしていない
- ☐ (6) その他（ ）

⑤啓発物の作成・配布や掲載内容の検討について、市町村と協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

県が作成した啓発チラシを、市町村が成人式で配付する。

質問票

3 消費者行政にかかる相談業務について教えてください

①住民からの相談について、主にどのように対応していますか（いずれかひとつ）

- ☒ (1) 県民からの相談であればすべて受ける
- ☐ (2) 原則、市町村のセンター等の相談窓口を利用するよう促す
- ☐ (3) 相談者の居住地市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☐ (4) その他（ ）

②市町村に来た相談案件について、市町村から県に相談が来た場合はどのように対応していますか

【A】消費生活センター設置市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村のセンターで対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☐ (4) その他（ ）

【B】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍する市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☐ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない、または該当する市町村がない
- ☒ (4) その他（広域も含め、全市町村に消費生活センターを設置済み）

【C】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍しない市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☐ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☒ (4) その他（広域も含め、全市町村に消費生活センターを設置済み）

③県の消費生活センターで受けた相談について、市町村に対してどの程度情報共有していますか

【共有する情報の内容】（複数選択可）

- ☒ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☒ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☒ (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☒ (4) 相談件数等
- ☒ (5) その他（個人情報を含む相談の内容（見守りネットワーク活用、継続的な見守りが必要と判断される場合の

質問票

み))

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】(次の選択肢からいずれかひとつ)

選択肢：ア. 1 か月に一回程度	イ. 2～3 か月に一回程度	ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度	オ. 必要に応じて随時	カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容【回答：ウ】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果【回答：ウ】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて【回答：ウ】
- (4) 相談件数等【回答：イ】
- (5) その他【回答：オ】

【情報を共有する方法】(複数選択可)

- ☒ (1) メール
- ☐ (2) 紙媒体を郵送
- ☒ (3) その他(情報交換会の開催)

④市町村にて受けた消費生活相談について、県に対しての情報共有をどの程度求めていますか

【共有を求める情報の内容】(複数選択可)

- ☒ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☒ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☒ (3) 市町村内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☒ (4) 相談件数等
- ☐ (5) その他()

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】(次の選択肢からいずれかひとつ)

選択肢：ア. 1 か月に一回程度	イ. 2～3 か月に一回程度	ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度	オ. 必要に応じて随時	カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容【回答：ウ】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果【回答：ウ】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて【回答：ウ】
- (4) 相談件数等【回答：ウ】
- (5) その他【回答： 】

質問票

【情報共有を受ける方法】（複数選択可）

- ☒ (1) メール
☐ (2) 紙媒体を郵送
☒ (3) その他（情報交換会及び巡回指導の際に聞き取り）

⑤市町村から共有があった相談情報をどのように活用していますか（複数選択可）

- ☒ (1) 県から全市町村への情報提供材料として活用
☐ (2) 広報誌などの啓発資材に活用
☐ (3) 特に活用していない
☐ (4) その他（ ）

4 県消費生活センター及び県消費者部局の役割について

県内における消費生活関連の相談や啓発、見守りといった業務について、管内市町村との関係において県消費生活センター及び県消費者部局の役割はどのようなものかと考えていますか。

【記入欄】

消費生活相談体制をはじめとする県内の消費者行政・消費者教育の充実・強化を図るため、市町消費生活センターの運営支援（相談体制の補完も含む）や連携・推進体制の構築が県の役割であると考えている。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

質問票

都道府県名： 愛媛県

1 消費者教育にかかる出前講座について教えてください。

①県主催の県民向け出前講座を実施していますか

- ☒ (1) 実施している
☐ (2) 実施していない

(①で (1) と回答した方)

②年間の実施回数を教えてください

地方局 令和元年度 (95) 回 、 令和2年度 (51) 回 、 令和3年度 (69) 回
消費生活センター 令和元年度 (58) 回 、 令和2年度 (24) 回 、 令和3年度 (22) 回

(①で (1) と回答した方)

③出前講座の講師は、主に誰が担っていますか (いずれかひとつ)

- ☐ (1) 県の消費者行政部局職員
☐ (2) 県の消費生活センターに所属する消費生活相談員
☒ (3) その他 (金融広報アドバイザー、市町の消費生活相談員、センター行政職員、消費者教育コーディネーター)

(①で (1) と回答した方)

④出前講座の企画は、主にどの部署が担っていますか (いずれかひとつ)

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☐ (2) 県の消費生活センター
☒ (3) その他 (地方局実施事業は (1)、消費生活センター実施事業は (2))

(①で (1) と回答した方)

⑤出前講座の実施は、主にどの部署が担っていますか (案内や司会など、講師以外の業務) (いずれかひとつ)

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☐ (2) 県の消費生活センター
☒ (3) その他 (地方局実施事業は (1)、消費生活センター実施事業は (2))

⑥市町村から依頼があり、市町村主催の出前講座へ講師等を派遣することはありますか

- ☒ (1) あり
☐ (2) なし

(⑥で (1) と回答した方)

⑦市町村からの依頼は年に何回ありましたか

地方局 令和元年度 (25) 回 、 令和2年度 (2) 回 、 令和3年度 (10) 回

質問票

⑧市町村から出前講座の依頼があった場合、主にどのように対応をしていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）原則、講座にかかる業務一連のすべて引き受ける（企画や案内、講師など）
- ☒（２）原則、市町村主催の出前講座に講師を派遣するのみ
- ☐（３）市町村において対応するよう働きかける
- ☐（４）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

年度当初に、管内市町消費者行政担当課・管内市町教育委員会・管内国立小中学校・管内私立中学校・管内高等学校・管内中等教育学校・管内特別支援学校・管内地域包括支援センター・管内市町社会福祉協議会・管内市町民生児童委員協議会へ照会し、開催希望があった場合は、テーマに応じて外部講師を選定し派遣している。なお、講座の企画や参加者募集は市町担当者に一任している。

外部講師派遣時は、講座の日程調整・会場送迎・講座実施後の参加者へのアンケート結果の取りまとめ等を行っている。

- ☐（５）その他（ ）

⑨出前講座の取組について、市町村に対してどのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）積極的に市町村にて企画・実施をするよう働きかけ
- ☒（２）県企画の出前講座を利用するよう働きかけ
- ☐（３）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

上記⑧に記載のとおり。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和３年度からオンライン開催を取り入れている。

- ☐（４）その他（ ）

⑩その他、市町村主催の出前講座について、協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

上記⑧に記載のとおり。

次ページに続きます

質問票

2 消費者行政にかかる**啓発業務**について教えてください

①県民向けの消費者行政関連の広報誌・チラシ等は作成していますか（複数選択可）

- ☒ (1) 消費者行政専門のものを作成している
- ☐ (2) 消費者行政以外の内容も含んでいるものを作成している
- ☐ (3) 作成していない

（①で（1）（2）のいずれかを選択した方）

②記事等の作成は主にどの部署が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
- ☒ (2) 県の消費生活センター
- ☐ (3) その他（ ）

（②で（1）（2）のいずれかを選択した方）

③配布はどのようにしていますか（いずれかひとつ）

- ☒ (1) 市町村を介して配布
- ☐ (2) 県から住民に対して直接配布
- ☐ (3) その他（ ）

④消費生活関連の啓発物について、市町村に対し、どのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 積極的に市町村にて作成するよう働きかけ
- ☐ (2) 県が保有している素材等を利用し、作成は市町村で行うよう働きかけ
- ☒ (3) 県作成の啓発物品を利用するよう働きかけ
- ☐ (4) 市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

・消費者支援講座時に県消費生活センター作成のパンフレットや啓発ティッシュ、エコバッグ等を配布している。

- ☐ (5) 特に働きかけはしていない
- ☐ (6) その他（ ）

⑤啓発物の作成・配布や掲載内容の検討について、市町村と協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

質問票

3 消費者行政にかかる相談業務について教えてください

①住民からの相談について、主にどのように対応していますか（いずれかひとつ）

- ☒ (1) 県民からの相談であればすべて受ける
- ☐ (2) 原則、市町村のセンター等の相談窓口を利用するよう促す
- ☐ (3) 相談者の居住地市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☐ (4) その他（ ）

②市町村に来た相談案件について、市町村から県に相談が来た場合はどのように対応していますか

【A】消費生活センター設置市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村のセンターで対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☐ (4) その他（ ）

【B】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍する市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない、または該当する市町村がない
- ☐ (4) その他（ ）

【C】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍しない市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☐ (4) その他（ ）

③県の消費生活センターで受けた相談について、市町村に対してどの程度情報共有していますか

【共有する情報の内容】（複数選択可）

- ☒ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☐ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☒ (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☒ (4) 相談件数等
- ☐ (5) その他（ ）

質問票

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】(次の選択肢からいずれかひとつ)

選択肢：ア. 1 か月に一回程度	イ. 2～3 か月に一回程度	ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度	オ. 必要に応じて随時	カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容【回答： 翌日 】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果【回答： カ 】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて【回答： オ 】
- (4) 相談件数等【回答： 翌日 】
- (5) その他【回答： 翌日 】

【情報を共有する方法】(複数選択可)

- ☒ (1) メール
- ☐ (2) 紙媒体を郵送
- ☐ (3) その他 ()

④市町村にて受けた消費生活相談について、県に対しての情報共有をどの程度求めていますか

【共有を求める情報の内容】(複数選択可)

- ☐ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☒ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☒ (3) 市町村内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☐ (4) 相談件数等
- ☐ (5) その他 ()

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】(次の選択肢からいずれかひとつ)

選択肢：ア. 1 か月に一回程度	イ. 2～3 か月に一回程度	ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度	オ. 必要に応じて随時	カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容【回答： 随時 】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果【回答： 随時 】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて【回答： オ 】
- (4) 相談件数等【回答： エ 】
- (5) その他【回答： 】

質問票

【情報共有を受ける方法】（複数選択可）

- ☒ (1) メール
☐ (2) 紙媒体を郵送
☐ (3) その他（ ）

⑤市町村から共有があった相談情報をどのように活用していますか（複数選択可）

- ☐ (1) 県から全市町村への情報提供材料として活用
☐ (2) 広報誌などの啓発資材に活用
☐ (3) 特に活用していない
☒ (4) その他（ 相談員への緊急情報として活用 ）

4 県消費生活センター及び県消費者部局の役割について

県内における消費生活関連の相談や啓発、見守りといった業務について、管内市町村との関係において県消費生活センター及び県消費者部局の役割はどのようなものだと考えていますか。

【記入欄】

○相談業務の面から言えば、

- 1.県消費生活センターが中心となり、市町の相談員に対する①研修業務や、②法律の専門家との事例検討会を開催するなどし、県の相談体制を充実強化させること
 - 2.市町の相談員からの経由相談に対して的確な助言を与えること
- などが考えられる。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

質問票

都道府県名： 高知県

1 消費者教育にかかる出前講座について教えてください。

①県主催の県民向け出前講座を実施していますか

- ☒ (1) 実施している
☐ (2) 実施していない

(①で (1) と回答した方)

②年間の実施回数を教えてください

令和元年度 (42) 回 、 令和2年度 (21) 回 、 令和3年度 (23) 回

(①で (1) と回答した方)

③出前講座の講師は、主に誰が担っていますか (いずれかひとつ)

- ☐ (1) 県の消費者行政部局職員
☒ (2) 県の消費生活センターに所属する消費生活相談員
☐ (3) その他 ()

(①で (1) と回答した方)

④出前講座の企画は、主にどの部署が担っていますか (いずれかひとつ)

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☒ (2) 県の消費生活センター
☐ (3) その他 ()

(①で (1) と回答した方)

⑤出前講座の実施は、主にどの部署が担っていますか (案内や司会など、講師以外の業務) (いずれかひとつ)

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
☒ (2) 県の消費生活センター
☐ (3) その他 ()

⑥市町村から依頼があり、市町村主催の出前講座へ講師等を派遣することはありますか

- ☒ (1) あり
☐ (2) なし

(⑥で (1) と回答した方)

⑦市町村からの依頼は年に何回ありましたか

令和元年度 (1) 回 、 令和2年度 () 回 、 令和3年度 () 回

質問票

⑧市町村から出前講座の依頼があった場合、主にどのように対応をしていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）原則、講座にかかる業務一連のすべて引き受ける（企画や案内、講師など）
- ☐（２）原則、市町村主催の出前講座に講師を派遣するのみ
- ☐（３）市町村において対応するよう働きかける
- ☐（４）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☒（５）その他（依頼があった場合は、日程上可能であれば相談員を派遣している。）

⑨出前講座の取組について、市町村に対してどのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐（１）積極的に市町村にて企画・実施をするよう働きかけ
- ☐（２）県企画の出前講座を利用するよう働きかけ
- ☐（３）市町村のセンターの有無、相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

- ☒（４）その他（市町村訪問の際に、必要な場合は市町村主催の出前講座に相談員を派遣する旨を伝えている。）

⑩その他、市町村主催の出前講座について、協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

次ページに続きます

質問票

2 消費者行政にかかる**啓発業務**について教えてください

①県民向けの消費者行政関連の広報誌・チラシ等は作成していますか（複数選択可）

- ☒ (1) 消費者行政専門のものを作成している
- ☒ (2) 消費者行政以外の内容も含んでいるものを作成している
- ☐ (3) 作成していない

（①で（1）（2）のいずれかを選択した方）

②記事等の作成は主にどの部署が担っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費者行政部局
- ☐ (2) 県の消費生活センター
- ☒ (3) その他（作成する啓発物で異なる（例：くらしネット kochi：県民生活課、地域見守り情報：県センター））

（②で（1）（2）のいずれかを選択した方）

③配布はどのようにしていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 市町村を介して配布
- ☐ (2) 県から住民に対して直接配布
- ☒ (3) その他（例：くらしネット kochi：市町村や地域包括支援センターなどに配布、地域見守り情報：市町村にはデータ配布、その他くらしのサポーターなどに配布）

④消費生活関連の啓発物について、市町村に対し、どのように働きかけを行っていますか（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 積極的に市町村にて作成するよう働きかけ
- ☐ (2) 県が保有している素材等を利用し、作成は市町村で行うよう働きかけ
- ☐ (3) 県作成の啓発物品を利用するよう働きかけ
- ☐ (4) 市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって働きかけを変えている

【具体的な働きかけ】

- ☐ (5) 特に働きかけはしていない
- ☒ (6) その他（県センター作成「地域見守り情報」を住民への啓発に活用するよう働きかけている。）

⑤啓発物の作成・配布や掲載内容の検討について、市町村と協力や役割分担等を行っている場合その内容を教えてください

【記入欄】

質問票

3 消費者行政にかかる相談業務について教えてください

①住民からの相談について、主にどのように対応していますか（いずれかひとつ）

- ☒ (1) 県民からの相談であればすべて受ける
- ☐ (2) 原則、市町村のセンター等の相談窓口を利用するよう促す
- ☐ (3) 相談者の居住地市町村のセンターの有無や相談員配置の有無によって対応を変えている

【具体的な対応】

- ☐ (4) その他（ ）

②市町村に来た相談案件について、市町村から県に相談が来た場合はどのように対応していますか

【A】消費生活センター設置市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村のセンターで対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☐ (4) その他（ ）

【B】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍する市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない、または該当する市町村がない
- ☐ (4) その他（ ）

【C】消費生活センター非設置かつ消費生活相談員が在籍しない市町村からの相談の場合（いずれかひとつ）

- ☐ (1) 県の消費生活センターが全て相談を引き受ける
- ☒ (2) 市町村の相談窓口等で対応することを原則とし、対応方法など市町村に対し助言する
- ☐ (3) 相談を受けたことがない
- ☐ (4) その他（ ）

③県の消費生活センターで受けた相談について、市町村に対してどの程度情報共有していますか

【共有する情報の内容】（複数選択可）

- ☐ (1) 受けた消費者相談の内容
- ☐ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
- ☐ (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて
- ☒ (4) 相談件数等
- ☐ (5) その他（ ）

質問票

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】（次の選択肢からいずれかひとつ）

選択肢：ア. 1 か月に一回程度 イ. 2～3 か月に一回程度 ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度 オ. 必要に応じて随時 カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容【回答： 】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果【回答： 】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて【回答： 】
- (4) 相談件数等【回答： ウ】
- (5) その他【回答： 】

【情報を共有する方法】（複数選択可）

- ☒ (1) メール
☐ (2) 紙媒体を郵送
☐ (3) その他 ()

④市町村にて受けた消費生活相談について、県に対しての情報共有をどの程度求めていますか

【共有を求める情報の内容】（複数選択可）

- ☒ (1) 受けた消費者相談の内容
☒ (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果
☐ (3) 市町村内での傾向や流行しているトラブルについて
☒ (4) 相談件数等
☐ (5) その他 ()

(上記【共有する情報の内容】で選択した項目それぞれについてご回答ください)

【情報共有の頻度】（次の選択肢からいずれかひとつ）

選択肢：ア. 1 か月に一回程度 イ. 2～3 か月に一回程度 ウ. 4～6 か月に一回程度
エ. 半年～1 年に一回程度 オ. 必要に応じて随時 カ. 共有していない

- (1) 受けた消費者相談の内容【回答： イ 】
- (2) 受けた消費者相談の対応内容や対応した結果【回答： イ 】
- (3) 県内での傾向や流行しているトラブルについて【回答： 】
- (4) 相談件数等【回答： イ 】
- (5) その他【回答： 】

質問票

【情報共有を受ける方法】（複数選択可）

- ☒ (1) メール
☐ (2) 紙媒体を郵送
☐ (3) その他 ()

⑤市町村から共有があった相談情報をどのように活用していますか（複数選択可）

- ☒ (1) 県から全市町村への情報提供材料として活用
☐ (2) 広報誌などの啓発資材に活用
☐ (3) 特に活用していない
☐ (4) その他 ()

4 県消費生活センター及び県消費者部局の役割について

県内における消費生活関連の相談や啓発、見守りといった業務について、管内市町村との関係において県消費生活センター及び県消費者部局の役割はどのようなものかと考えていますか。

【記入欄】

県は、市町村に対し、相談対応や啓発に関する支援・協力依頼を行う。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。